

電子管理票システムに関する手引き

令和6年3月

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室

本手引きの策定経緯・位置付け

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「土対法」という。）においては、汚染土壌の適切な運搬・処理の実施を確認するために、同法第 20 条等の規定に基づき、汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する際に必要な管理票の交付・回付・保存等の規制等が実施されているところですが、こうした管理票の交付等の手続では、これまで、印刷物の管理票の利用が想定されてきたところです。

一方、平成 28（2016）年 12 月に中央環境審議会が取りまとめた「今後の土壌汚染対策の在り方について（第一次答申）」においては、適正処理の更なる推進、透明性確保のための更なる情報公開推進の必要性が指摘されています。また、令和 5（2023）年 6 月には、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、政府全体として行政手続等のデジタル化を推進していくこととされています。

電子化した管理票（以下「電子管理票」という。）の利用は、管理票の交付者等にとっては管理票の紛失防止、記録等の作業の効率化、各種データの集計・報告・分析等の利便性の向上、これらを通じた土壌汚染対策における脱炭素や省資源化の推進といった実務上のメリットが期待できます。また、こうしたデータを関係行政機関である環境省や都道府県等の地方自治体を含めた様々な関係者に対して提供・報告することで、汚染土壌の取扱いに関する透明性の確保や向上が図られるとともに、行政機関における各種データの集計等の事務の効率化にも貢献することが期待されます。

このため、環境省では、管理票交付者等が管理票の交付等において電子管理票を利用することが可能になるよう、令和 6（2024）年 2 月に「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成 17 年環境省令第 9 号。以下改正後の同規則を「e 文書規則」という。）を改正しました。同規則における土対法関係の改正後の規定は、令和 6（2024）年 4 月 1 日から施行されます。

本手引きは、管理票交付者等において電子管理票が土対法に基づき適切に利用されるとともに、同法の関係者全体にとって利活用のメリットが十分に発揮されるよう、電子管理票システムの運用に必要な機能や実装されることが望ましい機能、各システムの概要やシステム提供事業者に関する情報の公表方法、管理票データの行政への提供方法等の電子管理票に関する具体的な運用方法等を示すことで、民間事業者等が電子管理票システムを構築・提供する際の留意点等をより分かりやすく説明する目的で作成しました。

本手引きの内容は、電子管理票の普及の推進に資するよう、今後も必要に応じて充実や見直しを図っていく予定です。

令和 6 年 3 月

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室

目 次

第1章	汚染土壌の運搬・処理における管理票の電子化推進の経緯と意義、本手引きの目的	1
(1)	汚染土壌の運搬・処理における管理票の電子化推進の経緯と意義	1
①	行政手続全体のデジタル化推進の必要性	1
②	土対法における管理票に関する制度等の概要	1
③	印刷物の管理票の運用における問題点	2
④	管理票の電子化のメリット	3
⑤	管理票の電子化に向けた関係省令の見直し状況	4
(2)	本手引きの目的	5
第2章	電子管理票の概要	7
2.1	管理票の電子化に関する土対法とe文書法の関係	7
2.1.1	e文書法に基づくe文書規則により電子化が可能な行為	7
2.1.2	管理票の電子化に関する土対法とe文書法に基づくe文書規則の規定	8
2.1.3	e文書法に基づき電子的に実施した行為と土対法の規定の適用関係	9
2.2	電子管理票システムにおける機能	10
2.2.1	機能要件	10
2.2.2	任意拡充機能	10
2.3	電子管理票システムにおけるセキュリティ要件	11
2.4	環境省HPへのシステム提供事業者に関する情報の掲載等	11
2.5	電子管理票データの関係行政機関への提供	11
第3章	電子管理票システムにおける機能要件	12
3.1	電子管理票の入力項目	12
3.2	想定される運搬ルート	15
3.3	一般的な運搬【Case1】	16
(1)	運搬の例	16
(2)	法定データ項目	17
(3)	必須機能	18
3.4	積替え・保管がある運搬【Case2】	20
(1)	運搬の例	20
(2)	法定データ項目	21
(3)	必須機能	22
3.5	飛び地間移動・区域間移動【Case3】	24
(1)	運搬の例	24
(2)	法定データ項目	25
(3)	必須機能	26
3.6	再処理汚染土壌処理施設への運搬【Case4】	28
(1)	運搬の例	28
(2)	法定データ項目	29
(3)	必須機能	31

3.7	その他の留意すべき点	33
3.7.1	JIS 等密閉型コンテナの積替えがある運搬	33
3.7.2	トレーラーでの運搬	34
3.8	管理票交付者等における入力・表示項目	34
第4章	電子管理票システムにおけるセキュリティ要件	37
4.1	不正利用防止に関する項目	37
4.1.1	利用者の特定（利用者の認証機能）	37
4.1.2	アクセス制限（アクセス制御機能）	37
4.1.3	改ざん防止（ログ管理機能）	38
4.2	情報セキュリティに関する項目	38
4.2.1	データのバックアップ	38
4.2.2	アプリケーション等に関する共通の対策	38
4.2.3	アプリケーション、プラットフォーム	39
4.2.4	ネットワーク	39
4.2.5	物理的セキュリティ	39
4.2.6	クラウドサービスの利用	40
(1)	インターネット回線とクラウド基盤の接続点の通信の監視	40
(2)	クラウドサービスの委託先による情報の管理・保管	40
(3)	クラウドサービス上の脆弱性対策	40
(4)	クラウドサービス上で取り扱う情報の安全性確保	40
(5)	利用者の意思によるクラウドサービス上で取り扱う情報の確実な削除・廃棄	40
(6)	利用するクラウドサーバの安全性対策	40
4.2.7	電子管理票データに係る目標復旧時点（RPO）、目標復旧時間（RTO）等の指標	41
4.2.8	電子管理票システムの運営・システム提供事業者の情報セキュリティ	41
第5章	電子管理票システムにおける任意拡充機能	42
5.1	管理票交付者向けの任意拡充機能の例	42
5.2	運搬受託者・処理受託者向けの任意拡充機能の例	43
5.3	自治体向けの任意拡充機能の例	43
5.4	推奨データ項目	44
5.4.1	推奨データ項目の意義	44
5.4.2	推奨データ項目の種類	45
(1)	土壌の種別	45
(2)	要措置区域等の種別	45
(3)	搬出先の種別	45
(4)	運搬の種別	46
5.5	その他の任意拡充機能	46
第6章	環境省 HP へのシステム提供事業者に関する情報の掲載等	47
6.1	環境省 HP へのシステム提供事業者に関する情報の掲載	47
6.1.1	掲載の方法及び提出書類	47
(1)	システム提供事業者一覧掲載依頼書（様式1）	47

(2) 添付書類	48
6.1.2 環境省による提出書類及びシステム動作の確認	49
(1) 提出書類の確認	49
(2) システム動作の確認	49
6.2 環境省 HP の掲載内容変更	49
6.3 環境省 HP からの掲載削除	49
6.4 依頼書の提出方法、提出先及び問合せ先	50
6.5 定期的な現況確認等	50
6.6 システム提供事業者 HP における最新情報の公開について	50
6.7 システム停止時等の不測の事態における対応について	50
6.8 システム提供廃止時における管理票交付者等による電子管理票データ保存について ...	51
第7章 電子管理票データの関係行政機関への提供	52
7.1 環境省への提供が期待されるデータ項目、提供方法	52
7.1.1 法定データ項目	53
7.1.2 推奨データ項目	54
7.1.3 データ提供頻度	54
7.1.4 データ提供の様式	55
7.2 自治体への提供が期待されるデータ項目、提供方法	56
7.2.1 法定データ項目	57
7.2.2 推奨データ項目	58
7.2.3 データ提供方法・頻度	58
第8章 システム提供事業者における留意事項	59
8.1 電子管理票システムの提供における留意事項	59
8.2 電子管理票システムの利用契約時における留意事項	59
8.3 電子管理票システム運用時の不測の事態における留意事項	59
第9章 本手引きに関する問合せ先	61

(参考資料)

- Appendix-1 土対法における管理票に関する規定
- Appendix-2 e 文書法、e 文書規則の規定及び運用方法
- Appendix-3 環境省や自治体に提供する電子管理票データの入力方法等
- Appendix-4 環境省 HP 掲載に係る依頼書の様式
- Appendix-5 適合性の確保等の対応状況等に関する調査票

－ 図 目 次 －

図 1.1.1-1	電子管理票に関する土対法と e 文書法の関係	5
図 2.1.1-1	e 文書規則により電子化が可能な行為	7
図 3.1.1-1	管理票の様式及び記載例	12
図 3.3.1-1	Case1 における運搬の例	16
図 3.4.1-1	Case2 における運搬の例	20
図 3.5.1-1	Case3 における運搬の例	24
図 3.6.1-1	Case4 における運搬の例	28
図 3.7.1-1	JIS 等密閉型コンテナの積替えがある運搬の例	33

－ 表 目 次 －

表 2.1.2-1	土対法と e 文書規則の規定	8
表 2.1.3-1	e 文書法における規定（一部抜粋）	9
表 3.1.1-1	管理票項目番号及び内容	13
表 3.3.1-1	Case1 における法定データ項目	17
表 3.3.1-2	Case1 における必須機能	18
表 3.4.1-1	Case2 における法定データ項目	21
表 3.4.1-2	Case2 における必須機能	22
表 3.5.1-1	Case3 における法定データ項目	25
表 3.5.1-2	Case3 における必須機能	26
表 3.6.1-1	Case4 における法定データ項目	29
表 3.6.1-2	Case4 における法定データ項目の入力に係る留意点	30
表 3.6.1-3	Case4 における必須機能	31
表 3.8.1-1	法定データ項目の入力及び表示（Case1～3【1次管理票】）	35
表 3.8.1-2	法定データ項目の入力及び表示（Case4【2次管理票以降】）	36
表 5.1.1-1	管理票交付者向けの任意拡充機能の例	42
表 5.2.1-1	運搬受託者・処理受託者向けの任意拡充機能の例	43
表 5.3.1-1	自治体向けの任意拡充機能の例	43
表 5.4.1-1	推奨データ項目の種類と内容	44
表 7.1.1-1	法定データ項目のうち提供するデータ	53
表 7.1.2-1	推奨データ項目のうち提供するデータ	54
表 7.1.4-1	データ提供の様式	55
表 7.2.1-1	法定データ項目のうち提供するデータ	57
表 7.2.2-1	推奨データ項目のうち提供するデータ	58

－用語の定義－

用語	説明
土対法	土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
施行令	土壤汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）
施行規則	土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）
処理業省令	汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号）
施行通知	土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号）
運搬通知	汚染土壌の運搬に関する基準等について（平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903017 号）
処理業通知	汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について（平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903018 号）
運搬ガイドライン	汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第 4.1 版） 令和 3 年 5 月
処理業ガイドライン	汚染土壌の処理業に関するガイドライン（改訂第 4.2 版） 令和 4 年 7 月
地下水の摂取等によるリスク	土壌中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を摂取等することによるリスク
直接摂取によるリスク	有害物質を含む土壌を直接摂取することによるリスク
土壌溶出量基準	土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関する基準（施行規則第 31 条第 1 項）
土壌含有量基準	土壌に含まれる特定有害物質の量に関する基準（施行規則第 31 条第 2 項）
地下水基準	施行規則第 7 条第 1 項に規定する地下水基準
要措置区域	土対法第 6 条第 1 項の指定に係る区域
形質変更時要届出区域	土対法第 11 条第 1 項の指定に係る区域
要措置区域等	要措置区域又は形質変更時要届出区域
汚染土壌	要措置区域等内の土壌（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が土対法第 6 条第 1 項第 1 号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。）
汚染土壌処理施設	汚染土壌の処理の事業の用に供する施設
再処理汚染土壌処理施設	汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であって土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壌処理施設以外の汚染土壌処理施設において処理する場合に当該処理を行う汚染土壌処理施設
保管施設	運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合における当該保管の用に供する施設
管理票交付者	汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者であって、管理票を交付する者
運搬受託者	汚染土壌の搬出者から委託を受け、自己の名義と責任を持って運搬を行う者
運搬請負者	運搬受託者の名義と責任をもって、運搬を行う者
処理受託者	汚染土壌の搬出者から委託を受け、自己の名義と責任を持って処理をおこなう者
積替場所	汚染土壌の積替えを行う場所
自動車等	汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両又は船舶
運搬容器等	自動車等及び運搬容器
特定有害物質等	特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体
自然由来等形質変更時要届出区域	形質変更時要届出区域のうち、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然由来又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして環境省令で定める要件に該当する土地の区域
自然由来等土壌	自然由来等形質変更時要届出区域内の汚染土壌
飛び地間移動	一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の要措置区域等の間において土地の形質の変更に使用するために移動すること
搬出届出書	施行規則様式第 26 に定める汚染土壌の区域外搬出届出書

用語	説明
搬出区域	搬出届出書に基づき搬出する汚染土壌が存在する区域
受入区域	区域間移動及び飛び地間移動により汚染土壌を土地の形質の変更に使用する区域
区域間移動	汚染の状況が同様かつ土地の地質が同じである自然由来等形質変更時届出区域間において土地の形質の変更に使用するために移動すること
2次運搬	処理業省令第5条第22号ロの規定により、汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設において処理した後の汚染土壌を許可申請時の申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に運搬すること又は同省令第13条第1項第1号の規定により、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は土対法第25条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌を処理の委託の目的で運搬すること
2次管理票	2次運搬時に使用する処理業省令第5条第23号に定める管理票
e文書法	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）
e文書令	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成17年政令第8号）
e文書規則	環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年環境省令第9号）
改正 e 文書規則	令和6（2024）年2月20日公布、同年4月1日施行の環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和6年環境省令第6号）
電子情報処理組織	民間事業者等の使用に係る電子計算機と当該民間事業者等の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織
電子計算機	パソコン（パーソナルコンピュータ）、タブレット、スマートフォン等の情報端末
電磁的記録	電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの
データ項目	管理票の各項目
電子管理票	土対法に規定されている「管理票（施行規則第67条に規定する様式第29）様式」の各データ項目を電子データにより作成したファイルであり、印刷物の管理票に代えて運用に供するもの
電子管理票システム	電子管理票を運用するためのアプリケーション（電子管理票を運用するための機能）、ファイルサーバ（電子管理票の保管場所）等の全体的な仕組み
システム提供事業者	電子管理票システムを提供する電気通信事業者
HP	ホームページ

第1章 汚染土壌の運搬・処理における管理票の電子化推進の経緯と意義、本手引きの目的

(1) 汚染土壌の運搬・処理における管理票の電子化推進の経緯と意義

① 行政手続全体のデジタル化推進の必要性

令和3(2021)年9月に、我が国におけるデジタル社会形成に向けてデジタル庁が設立された。また、令和5(2023)年6月には、デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)に規定する重点計画、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)に規定する情報システム整備計画及び官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)に規定する官民データ活用推進基本計画として策定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定された。本計画においては、行政手続のデジタル化、アナログ規制の横断的な見直し、手数料等のキャッシュレス納付等を推進していくこととされた。

② 土対法における管理票に関する制度等の概要

土対法における管理票の運用については以下の旨が規定されている(施行通知の記の第5の1(7)より抜粋・一部修文)。

- ・ 汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者は、汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、施行規則で定める基準に従って、管理票を交付しなければならない。具体的には、当該汚染土壌が適正に運搬され、かつ、処理されていることを事後的に確認することによって、汚染土壌の搬出に伴う汚染の拡散の未然防止を図ること(土対法第20条)。
- ・ 交付する管理票は、土対法第16条第1項の搬出時の届出書に添付した管理票の写しの原本とし(施行規則第66条第1号)、運搬の用に供する自動車等と管理票を1対1で対応させることを原則とし、交付させること(同条第2号)。
- ・ 管理票交付者の管理票記載事項については土対法第20条第1項及び施行規則第67条に、運搬受託者の管理票記載事項については同規則第68条に、処理受託者の管理票記載事項については同規則第70条に掲げるとおりであり、運搬受託者及び処理受託者は、運搬又は処理が終了したときは、交付又は回付された管理票に必要事項を記載し、施行規則で定める期間内に当該管理票の交付者等へ当該管理票の写しを送付しなければならない(土対法第20条第3項及び第4項)。
- ・ 管理票交付者は、交付された管理票の内容と送付された管理票の写しに記載された内容とを照合する必要があることから、当該管理票の写しの送付があるまでの間、交付した管理票の写しの控えを保管しなければならない(施行規則第66条第3号)。また、汚染土壌が適正に引き渡されているかどうかを事後的な立入検査等で確認できるようにするため、管理票交付者、運搬受託者及び処理受託者は、それぞれ管理票又は管理票の写しを保存する義務があり(土対法第20条第5項、第7項及び第8項)、その保存期間については、管理票の写しを送付した日又は管理票の写しの送付を受けた日から5年である(施行規則第72

条、第 75 条及び第 76 条)。

- ・ 処理業省令第 5 条第 22 号ロの規定により、汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設において処理した後の汚染土壌を許可申請時の申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に引き渡すためにその運搬を他人に委託するとき又は同省令第 13 条第 1 項第 1 号の規定により、汚染土壌の処理の事業を廃止し、又は土対法第 25 条の規定により許可を取り消された汚染土壌処理業者が汚染土壌処理施設内に残存する汚染土壌を処理の委託の目的で引き渡すためにその運搬を他人に委託するときは、同省令第 5 条第 23 号に定める管理票（2 次管理票）を使用すること。

③ 印刷物の管理票の運用における問題点

土対法に基づき汚染土壌の運搬及び処理を行う際には、管理票について、管理票交付者による交付、運搬受託者や処理受託者による回付、写しの保存等の行為が発生するが、これらの管理票の交付等の行為は、従前、印刷物で行うことを基本としていた。

この印刷物の管理票に係る運用については、環境省において、令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度にかけて管理票交付者（搬出事業者）、運搬受託者、処理受託者（以下「管理票交付者等」という。）に対してアンケートやヒアリングを実施したが、調査の結果として以下に示すような実務上の問題点が明らかとなった。

- 問題点 1：印刷物の管理票を電子保存するためにスキャンを行う際、管理票が A 4 サイズより大きく、厚みがないことから、自動で読み込めず、1 枚ごとに手作業で読み取ることに手間がかかる
- 問題点 2：パソコンを使用して管理票の複写帳票に印字しており、事務負担となっている
- 問題点 3：運搬・処理終了に係る管理票の郵送費等が大きい
- 問題点 4：印刷物の管理票は紛失、棄損等の問題が生じやすい
- 問題点 5：印刷物の管理票は 6 枚複写帳票による運用であり、ドットインパクト型プリンタにより作成しているが、故障した場合には修理や新規購入が困難な状況にある
- 問題点 6：印刷物の管理票から搬出土量を集計する場合に、手間がかかる

また、このアンケート等に先立ち、平成 28（2016）年 12 月に中央環境審議会が取りまとめた「今後の土壌汚染対策の在り方について（第一次答申）」においても、

- ・ 都道府県等が、汚染土壌の処理状況を確実に把握できるよう汚染土壌処理業者に報告を徹底させること及び都道府県等による報告徴収・立入検査を強化すること（積替保管場所等を含む。）により、適正処理をさらに推進すべきである。
- ・ 汚染土壌処理施設は、処理施設ごとに汚染土壌の特定有害物質による汚染状態やその量等の処理に関する記録事項について、利害関係者等の求めに応じて閲覧をさせなければならないこととなっているが、汚染土壌の処理の透明性確保のため、さらに情報公開を進めるよう促すべきである。

と指摘されており、管理票に係る運用のデジタル化・電子化（以下本手引きでは単に「電子化」という。）は、手続の透明性確保等の観点からも重要となっている。

④ 管理票の電子化のメリット

電子管理票の利用は、利用者となる管理票交付者等にとって、管理票の紛失防止、記録等の作業の効率化、各種データの集計・報告・分析等の利便性の向上、これらを通じた土壤汚染対策における脱炭素や省資源化の推進といった実務上のメリットが期待できる。また、こうしたデータを、土対法に関する事務を所管する環境省、都道府県等の地方自治体（以下「自治体」という。）を含めた様々な関係者に対して提供・報告することで、汚染土壤の取扱いに関する透明性の確保や向上が図られるとともに、行政機関における各種データの集計等の事務の効率化にも貢献することが期待される。

今後、社会全体におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、土壤汚染対策における脱炭素化、省資源化等の取組の重要性は益々高まってくると考えられ、管理票交付者等においては積極的な電子管理票の利用を図っていくことが期待される。

・ 管理票の紛失防止、記録や保存の作業効率化等

電子管理票を利用することで、管理票交付者等は印刷物の管理票への手書きでの記載、執務室の書棚への印刷物の保存等が不要となる。また、大量の管理票の中から特定の管理票を閲覧する場合等における情報管理が容易になる。このように、管理票交付者等にとって、管理票の紛失防止、記録や保存の作業効率化、情報の検索性向上、省資源化といった実務上のメリットが期待できる。

また、各種データの集計・報告・分析等の利便性が向上することで、汚染土壤の運搬・処理に伴う温室効果ガスの発生量を把握しやすくなる等、他の環境保全に関する事業者の取組推進にも活用されることが期待できる。

・ 汚染土壤の取扱いに関する透明性の確保・向上、関係行政機関を含めた DX の推進等

電子管理票を利用し、管理票交付者等が相互に汚染土壤の取扱い状況に関する情報を共有することとなれば、各取扱いの段階における透明性の確保や向上につながると考えられる。例えば、データ改ざん防止機能を実装した情報処理システム上で電子管理票を運用することで、信頼性の高いデータとして第三者に示すことができる。また、管理票交付者等が情報処理システム上で電子管理票データをリアルタイムで閲覧できるようにすることで、お互いに汚染土壤の運搬状況や処理状況を明確に把握可能になると考えられる。

また、電子管理票に入力された電子データを環境省や自治体が確認・集計等に用いることができれば、関係行政機関を含めた形で土対法の事務における DX が推進されるとともに、これらの機関において同法の運用状況の把握が容易になると期待される。例えば、管理票交付者等の同意を前提として当該データを自治体も閲覧可能なシステムにすることで、当該管理票交付者等にとっては汚染土壤の適正な運搬・処理の実施を自治体に報告するために実施している管理票の提出に関する事務負担が軽減されるとともに、自治体に

としては随時必要な情報を把握できるようになることが想定される。また、システム上で整理・集計された電子管理票データを適宜環境省が取得できれば、汚染土壌の運搬・処理に関する全国的な土対法の運用状況等をより収集・分析しやすくなると考えられる。

⑤ 管理票の電子化に向けた関係省令の見直し状況

環境省では、①～④の経緯と意義を踏まえ、管理票の電子的な運用を制度上可能とするため、順次、関係省令の改正を進めてきた。具体的には、土対法等の個別法令において民間事業者等に対して書面による保存・作成等の行為の義務を規定している場合、当該規定に係る手続を電磁的記録（以下「電子データ」という。）の利用によっても可能とする e 文書法の枠組みが整備されているが、同法に基づく e 文書規則に、土対法の管理票に関して電子化を可能とする規定を追加することで、管理票交付者等にとって電子管理票を利用可能とする措置を講じた。

まず、管理票の保存については、平成 30（2018）年 4 月 1 日に施行された改正 e 文書規則により、印刷物に代えて電子データによる保存を可能にした。

また、管理票の作成・交付・備付け・回付・送付及び保管については、令和 6（2024）年 2 月に再度、e 文書規則を改正し、電子データを用いた運用を可能とした。この改正 e 文書規則は、同年 4 月 1 日から施行される。

e 文書規則の改正により利用が可能となった電子管理票について、土対法と e 文書法の関係を図 1.1.1-1 に示す。

・管理票に係る規定

土対法・施行規則・処理業省令
法第17条(運搬基準) 規則第65条(運搬基準)
法第20条(管理票) 規則第66条(管理票の交付・保管) 規則第67条(管理票の記載事項等) 規則第68条(運搬受託者の記載事項) 規則第69条(運搬受託者の管理票交付者への送付期限) 規則第70条(処理受託者の記載事項) 規則第71条(処理受託者の管理票交付者への送付期限) 規則第72条(管理票交付者の管理票の写しの保存期間) 規則第73条(管理票の送付を受けるまでの期間) 規則第74条(汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出) 規則第75条(運搬受託者の管理票の保存期間) 規則第76条(処理受託者の管理票の保存期間) 規則第76条の2(準用)
2次管理票 法第22条(汚染土壌処理業) 省令第5条(汚染土壌の処理に関する基準)



・電子データによる取扱いが可能となる規定

e文書法・e文書令・e文書規則
法第3条(電磁的記録による保存) 規則第4条(電磁的記録による保存)
法第4条(電磁的記録による作成) 規則第6条(電磁的記録による作成)
法第6条(電磁的記録による交付等) 規則第10条(電磁的記録による交付等) 令第2条(電磁的記録に記録されている事項の電磁的方法による交付等の承諾等) 規則第11条(電磁的方法による承諾)



電子管理票
(管理票の電子データによる保存・作成・交付等)

図 1.1.1-1 電子管理票に関する土対法とe文書法の関係

(2) 本手引きの目的

電子管理票の利用には、(1)④で述べたような多くのメリットが期待されるが、電子管理票の具体的な運用方法等に関してはe文書規則上で特に規定されず、土対法とe文書法の適用関係に基づき規定されることとなる。また、民間事業者等が電子データを使用した管理票の取扱いが可能となる情報処理システム(以下「電子管理票システム」という。)を構築・提供する際や、管理票交付者等がこうしたシステムを利用する際には、これらの関係法令の規定に加え、情報セキュリティ等の情報処理システムとして一般的に備えるべき要件等をあらかじめ考慮・理解しておく必要

がある。

本手引きは、管理票交付者等において電子管理票が土対法に基づき適切に利用されるとともに、同法の関係者全体にとって利活用のメリットが十分に発揮されるよう、電子管理票システムの運用に必要な機能や実装されることが望ましい機能、各システムの概要やシステム提供事業者に関する情報の公表方法、管理票データの行政への提供方法等の電子管理票に関する具体的な運用方法等を示すことで、民間事業者等が電子管理票システムを構築・提供する際の留意点等をより分かりやすく説明する目的で作成した。

第2章 電子管理票の概要

2.1 管理票の電子化に関する土対法とe文書法の関係

2.1.1 e文書法に基づくe文書規則により電子化が可能な行為

令和6（2024）年4月1日の改正e文書規則の施行により、土対法上の管理票に係る全ての行為（作成・交付・備付け・回付・送付・保管及び保存。以下「交付等」という。）を電子データで運用することが可能となる。図 2.1.1-1 に電子化が可能な行為の概要を示す。

- ① 管理票の作成※
- ② 管理票の交付※
- ③ 管理票の備付け※
- ④ 管理票の回付※
- ⑤ 管理票の送付※
- ⑥ 管理票の保管※
- ⑦ 管理票の保存

※令和6年4月1日から新たに電子化が可能となる行為



赤字：令和6年4月1日（改正e文書規則の施行）以降に電子的に実施可
 青字：平成30年4月1日以降に電子的に実施可
 ※ 2次管理票の交付等についても同様に電子的に実施可

図 2.1.1-1 e文書規則により電子化が可能な行為

2.1.2 管理票の電子化に関する土対法とe文書法に基づくe文書規則の規定

土対法の規定とe文書法に基づくe文書規則の規定により電子化が可能な事項をまとめたものを表2.1.2-1に示す。

表 2.1.2-1 土対法とe文書規則の規定

土対法の規定		e文書規則により電子化が可能な事項 【電子データにより交付等が可能】	
管理票	管理票交付者の記載項目	作成	電子管理票として必要な項目を記録することが可能
	搬出届出書に添付した 管理票の原本を交付 する	交付	電子管理票として交付することが可能
	運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、一の自動車等で運搬する汚染土壌の運搬先が二以上である場合には、運搬先ごとに交付すること。	交付	電子管理票を自動車等ごとに交付することが可能 電子管理票を運搬先ごとに交付することが可能（一の自動車等で運搬する汚染土壌の運搬先が二以上である場合）
	交付した管理票の控えを、運搬受託者・処理受託者から管理票の写しの送付があるまでの間 保管 すること	保管	電子管理票を保管して運搬終了報告、処理終了報告を確認することが可能
	管理票の交付を受けた者は、 管理票に記載されている事項 に誤りがないかどうかを 確認 し、当該管理票に運搬の用に供した 自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載	作成	電子管理票に必要な項目を記録することが可能
	当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る 管理票を備え付ける こと。	備付け	自動車等に書面に代えて電子管理票を備え付けることが可能
	管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に 汚染土壌を引き渡した年月日を記載 し、引渡しの相手方に対し 当該管理票を回付 しなければならない。	作成 交付等	電子管理票に必要な項目を記録することが可能 電子管理票を引渡しの相手方が閲覧することが可能
	運搬受託者は、当該運搬を終了したときは、交付された 管理票に環境省令で定める事項を記載 し、交付者に 当該管理票の写しを送付 しなければならない。 当該処理を委託された者に 管理票を回付 しなければならない。	作成 送付、回付	電子管理票に必要な項目を記録することが可能 電子管理票により管理票交付者に運搬終了報告が可能 電子管理票を引渡しの相手方が閲覧することが可能
	処理受託者は、当該処理を終了したときは、交付された管理票又は回付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、管理票交付者、運搬受託者に 当該管理票の写しを送付 しなければならない。	作成 送付	電子管理票に必要な項目を記録することが可能 電子管理票を管理票交付者、運搬受託者が閲覧することが可能
管理票交付者の保存、運搬受託者の保存、処理受託者の保存	保存	管理票交付者、運搬受託者、処理受託者が同一記録内容の電子管理票を書面の管理票と同様に保存することが可能	

2.1.3 e文書法に基づき電子的に実施した行為と土対法の規定の適用関係

e文書法では、ある法令で規定された保存・作成・交付のような行為のうち、当該行為を規定した法令において書面により行わなければならないとされているものを電子的に実施した場合には、当該行為は、当該法令の規定する書面により行われたものとみなすとともに、当該法令の規定の適用を受けることとされている。

そのため、電子管理票を運用する場合、土対法第20条第1項から第9項までの管理票の交付等の行為に関する規定のみならず、同法第66条第6号や第7号における管理票の未記載、虚偽記載等の罰則に関する規定についても、印刷物の管理票と同様に土対法の各規定が適用される。

e文書法における規定を表2.1.3-1に示す。

表 2.1.3-1 e文書法における規定（一部抜粋）

<p>(電磁的記録による保存)</p> <p>第3条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（主務省令で定めるものに限る。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する法令の規定を適用する。</p>
<p>(電磁的記録による作成)</p> <p>第4条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する法令の規定を適用する。</p> <p>3 第一項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の法令の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。</p>
<p>(電磁的記録による交付等)</p> <p>第6条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であって主務省令で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する法令の規定を適用する。</p>

2.2 電子管理票システムにおける機能

システム提供事業者は、土対法の遵守や管理票の円滑な運用等の視点を踏まえ、電子管理票システムの構築・提供を行う必要がある。

本手引きでは、管理票交付者等が電子管理票システムを利用する場合における土対法の遵守、管理票交付者等、自治体、環境省等の様々な関係者に対する利活用のメリットの発揮という2つの観点から求められる機能を示している。システム提供事業者は、本手引きの内容に沿って電子管理票システムを構築し、提供すべきである。

2.2.1 機能要件

電子管理票システムでは、e文書規則に基づき管理票の交付等の行為を電子的に実施することが可能である。一方、土対法では、管理票を交付等する際に、管理票交付者等に対して、管理票への記入や記入者以外の者による当該記入結果の正誤に関する確認等を義務付けている。

そのため、実際に管理票交付者等が土対法を遵守した状態で電子管理票の運用を行うためには、まず、電子管理票システムにおいて、土対法に定められた管理票様式について入力が必要な項目（以下「法定データ項目」という。）の入力欄が設けられている必要がある。

また、単に電子管理票データ入力欄が存在するだけでなく、入力機能や入力データを入力者以外の必要な者が確認できる機能等、土対法を遵守した状態で電子管理票を運用するために必要な機能（以下「必須機能」という。）が備わっている必要がある。

なお、法定データ項目や必須機能の詳細については第3章を参照されたい。

2.2.2 任意拡充機能

2.2.1では、土対法の規定を満足した状態で適切に電子管理票を運用するために、最低限必要な機能要件を法定データ項目や必須機能として示したが、電子管理票システムが備えることを期待される機能としては、システムを利活用する管理票交付者等や自治体にとっての事務負担軽減や利便性の向上等を図るために実装することが望ましいと考えられる機能（以下「任意拡充機能」という。）や、関係行政機関である環境省や自治体が土対法の運用状況等を効率的に把握する観点で、システム提供事業者が管理票交付者等からデータを取得し、これらの機関へ提供することが望ましいと考えられる項目（以下「推奨データ項目」）も別に存在する。

任意拡充機能の例としては運搬状況の確認機能や報告機能等、推奨データ項目の例としては要措置区域等からの汚染土壌の搬出状況、自治体間における汚染土壌の移動状況等が想定されるが、これらの機能等については第5章に例示することとした。

2.3 電子管理票システムにおけるセキュリティ要件

電子管理票システムにおけるセキュリティ要件は、不正利用防止に関する項目、情報セキュリティに関する項目に大別される。

不正利用防止に関する項目については、利用者本人以外によるなりすましやデータ改ざんへの対策を想定して要件を定めた。

情報セキュリティに関する項目については、意図しないデータの消失やサーバールームへの不審者侵入、クラウドサービス上の脆弱性による情報漏洩等への対策を想定して要件を定めた。

なお、セキュリティ要件の詳細については第6章を参照されたい。

2.4 環境省 HP へのシステム提供事業者に関する情報の掲載等

提供される電子管理票システムは、各システム提供事業者の HP 等において、システムの概要や詳細な機能等が周知されることが想定される。

一方、土対法に基づいて管理票を運用する場合において、どのようなシステムが民間事業者等により提供されているか、各システムが土対法における管理票の規定の要件を遵守できているかどうか等を一括して確認できれば、管理票交付者等にとってシステムの選定・利用の促進に資すると考えられる。

そのため、環境省が土対法への適合性を確認した電子管理票システムに関して、システム提供事業者の名称や実装している機能、セキュリティ対策等に関する情報について、管理票交付者等への情報提供を目的として、環境省 HP において順次掲載することとした。

なお、環境省 HP への掲載までの具体的な手続や掲載後の対応等の詳細については第6章を参照されたい。

2.5 電子管理票データの関係行政機関への提供

電子管理票に入力された電子データについては、関係行政機関である環境省や自治体において確認・集計等に用いることができれば、土対法の運用状況等を把握・分析が容易になることが期待される。具体的には、環境省や自治体においては、各システムの機能等に応じて具体的なデータの利用方法、取扱い等をシステム提供事業者に提示した上で、データ提供を求めることが考えられる。

こうした要請があった際には、システム提供事業者は、管理票交付者等に対して、提供するデータの範囲や提供先を示し、同意を得た上で、環境省や自治体に提供することが望ましい。

なお、電子管理票データ提供の具体的な項目、頻度等の詳細については第7章を参照されたい。

第3章 電子管理票システムにおける機能要件

3.1 電子管理票の入力項目

土対法では印刷物の管理票の様式が、施行規則第67条第2項において様式第29として規定されている。管理票の様式及び記載例を図3.1.1-1に、管理票項目番号及びその内容を表3.1.1-1に示す。

電子管理票を運用する場合、e文書法第4条第1項では「民間事業者等は、法令の規定により書面により行わなければならないとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。」旨が規定されていることから、印刷物の管理票における記載事項と同内容を電子データとして入力する必要がある。

様式第二十九 (第六十七条第二項関係)		管理票		整理番号 10 2501001000010											
氏名又は名称、法人には代表者の氏名 住所及び連絡先	1 建設土木株式会社 代表取締役社長 建設太郎 〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 〇ビル23F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	氏名又は名称 住所及び連絡先	4 株式会社土壌運搬 〒100-0000 東京都千代田区織治町 〇-〇-〇 ×ビル3F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	氏名又は名称 住所及び連絡先	7 浄化リサイクル株式会社 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町 〇〇〇〇-00 TEL 0235-00-0000 FAX 0235-00-0000										
氏名又は名称、法人には代表者の氏名 住所及び連絡先	2 〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 〇ビル23F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	氏名又は名称 住所及び連絡先	5 〒100-0000 東京都千代田区織治町 〇-〇-〇 ×ビル3F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	氏名又は名称 住所及び連絡先	8 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町 〇〇〇〇-00 TEL 0235-00-0000 FAX 0235-00-0000										
氏名又は名称、法人には代表者の氏名 住所及び連絡先	3 〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 〇ビル23F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	氏名又は名称 住所及び連絡先	6 〒100-0000 東京都千代田区織治町 〇-〇-〇 ×ビル3F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	氏名又は名称 住所及び連絡先	9 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町 〇〇〇〇-00 TEL 0235-00-0000 FAX 0235-00-0000										
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入)	<table border="1"> <tr> <th>17</th> <th>17</th> <th>17</th> <th>17</th> <th>18</th> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> クロロエチレン <input type="checkbox"/> 四塩化炭素 <input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン <input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン <input type="checkbox"/> ジクロロメタン <input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン </td> <td> 溶出基準 第二溶出基準 超過 18 基準超過 </td> <td> <input checked="" type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン <input type="checkbox"/> トリクロロエチレン <input type="checkbox"/> ベンゼン <input type="checkbox"/> シマジン <input type="checkbox"/> チオベンカルブ <input type="checkbox"/> チウラム <input type="checkbox"/> P.C.B. <input type="checkbox"/> 有機りん化合物 </td> <td> 溶出基準 第二溶出基準 超過 18 基準超過 </td> <td> <input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物 <input type="checkbox"/> 六価クロム化合物 <input type="checkbox"/> シアン化合物 <input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物 <input type="checkbox"/> セレン及びその化合物 <input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物 <input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物 <input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物 </td> </tr> </table>				17	17	17	17	18	<input type="checkbox"/> クロロエチレン <input type="checkbox"/> 四塩化炭素 <input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン <input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン <input type="checkbox"/> ジクロロメタン <input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン	溶出基準 第二溶出基準 超過 18 基準超過	<input checked="" type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン <input type="checkbox"/> トリクロロエチレン <input type="checkbox"/> ベンゼン <input type="checkbox"/> シマジン <input type="checkbox"/> チオベンカルブ <input type="checkbox"/> チウラム <input type="checkbox"/> P.C.B. <input type="checkbox"/> 有機りん化合物	溶出基準 第二溶出基準 超過 18 基準超過	<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物 <input type="checkbox"/> 六価クロム化合物 <input type="checkbox"/> シアン化合物 <input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物 <input type="checkbox"/> セレン及びその化合物 <input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物 <input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物 <input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物	18 含有量基準 超過
17	17	17	17	18											
<input type="checkbox"/> クロロエチレン <input type="checkbox"/> 四塩化炭素 <input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン <input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン <input type="checkbox"/> ジクロロメタン <input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン	溶出基準 第二溶出基準 超過 18 基準超過	<input checked="" type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン <input type="checkbox"/> トリクロロエチレン <input type="checkbox"/> ベンゼン <input type="checkbox"/> シマジン <input type="checkbox"/> チオベンカルブ <input type="checkbox"/> チウラム <input type="checkbox"/> P.C.B. <input type="checkbox"/> 有機りん化合物	溶出基準 第二溶出基準 超過 18 基準超過	<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物 <input type="checkbox"/> 六価クロム化合物 <input type="checkbox"/> シアン化合物 <input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物 <input type="checkbox"/> セレン及びその化合物 <input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物 <input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物 <input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物											
要措置区域等の所在地 (自然由来汚染土壌等が原因となる汚染土壌の所在地)	19 〒163-0000 東京都新宿区〇〇町〇-〇-〇 △工業 新宿事業所	自動車等の番号及び運搬担当者の氏名	運搬区間	引渡し年月日											
積替え場所 <input checked="" type="checkbox"/> 積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所	21 東京埠頭株式会社 〒135-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	自動車等の番号	33 足立 100 あ 00-00	35 要措置区域 (新宿区〇〇)											
積替え又は保管場所	22 東京埠頭株式会社 〒135-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	担当者氏名	34 株式会社土壌運搬 道野 通	36 東京埠頭 (東京都江東区〇×町)	37 2022年5月6日										
積替え場所 <input checked="" type="checkbox"/> 保管場所	23 東京埠頭株式会社 〒135-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	自動車等の番号	38 JP-ABC-12345-D404	40 東京埠頭 (東京都江東区〇×町)	42 2022年5月11日										
積替え又は保管場所	24 東京埠頭株式会社 〒135-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	担当者氏名	39 日本海運株式会社 海野 渡	41 青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇△町)											
汚染土壌処理施設の名称及び所在地 (※自然由来汚染土壌等が原因となる汚染土壌の所在地)	25 青森埠頭倉庫株式会社 〒030-0000 青森県青森市〇△町〇-〇-〇 TEL 017-000-0000 FAX 017-000-0000	自動車等の番号	43 青森 100 あ 00-00	45 青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇△町)	47 2022年5月15日										
名称	30 浄化リサイクル株式会社 鶴岡工場	担当者氏名	44 東北運送株式会社 坂田 昇	46 浄化リサイクル株式会社鶴岡工場 (山形県鶴岡市〇〇町)											
所在地	31 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00	引渡しを受けた者の氏名	48 門田 寺	処理担当者の氏名 (土地の所有権を行使した者の氏名)	49 土野 清										
許可番号	32 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	処理方法 (土地の所有権の行使の方法)	50 浄化-分解 (熱分解) <盛土 (土壌の嵩上げ)>	処理終了年月日 (土地の所有権の放棄を終了した年月日)	51 2022年6月20日										
運搬受託者からの返送確認日	52 2022年5月20日	運搬受託者 (土地の所有権の放棄を行った者)からの返送確認日	53 2022年6月25日	備考	54										

図 3.1.1-1 管理票の様式及び記載例

表 3.1.1-1 管理票項目番号及び内容

1. 管理票交付者の氏名又は名称(法人の場合は代表者氏名)	28. 積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称
2. 管理票交付者の住所	29. 積替え場所又は保管場所の連絡先
3. 管理票交付者の連絡先	30. 汚染土壌処理施設の名称
4. 運搬受託者の氏名又は名称	31. 汚染土壌処理施設の所在地
5. 運搬受託者の住所	32. 汚染土壌処理施設の許可番号
6. 運搬受託者の連絡先	33. 自動車等の番号
7. 処理受託者の氏名又は名称	34. 運搬担当者の氏名
8. 処理受託者の住所	35. 運搬区間(開始)
9. 処理受託者の連絡先	36. 運搬区画(終了)
10. 整理番号	37. 引渡し年月日
11. 交付担当者の氏名	38. 自動車等の番号
12. 交付年月日	39. 運搬担当者の氏名
13. 交付番号	40. 運搬区間(開始)
14. 汚染土壌の荷姿	41. 運搬区画(終了)
15. 汚染土壌の体積	42. 引渡し年月日
16. 汚染土壌の重量	43. 自動車等の番号
17. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(特定有害物質)	44. 運搬担当者の氏名
18. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(汚染状態)	45. 運搬区間(開始)
19. 要措置区域等の所在地	46. 運搬区画(終了)
20. 積替え場所又は保管場所	47. 引渡し年月日
21. 積替え場所又は保管場所の名称	48. 引渡しを受けた者の氏名
22. 積替え場所又は保管場所の所在地	49. 処理担当者の氏名
23. 積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称	50. 処理方法
24. 積替え場所又は保管場所の連絡先	51. 処理終了年月日
25. 積替え場所又は保管場所	52. 運搬受託者からの返送確認日
26. 積替え場所又は保管場所の名称	53. 処理受託者からの返送確認日
27. 積替え場所又は保管場所の所在地	54. 備考

ここで管理票項目番号 10 の「整理番号」については、①システム提供事業者が枚数管理等の目的であらかじめ付与する運用が想定されること、②他のシステム提供事業者が提供する電子管理票システムの整理番号との重複を避ける必要があることを踏まえ、以下のような構成で付与しなければならない。

- ・ 桁数：13 桁の数字で構成するものとする。
- ・ 1～2 桁目：西暦年度の下 2 桁とする。
- ・ 3～4 桁目：環境省 HP に掲載されたシステム番号とする。 ※掲載については第 6 章参照
- ・ 5～13 桁目：システム提供事業者において、管理票の分類等に任意に使える番号とする。

【整理番号の例】



3.2 想定される運搬ルート

土対法に基づき汚染土壌を要措置区域等から搬出・運搬する場合、制度上、以下のように様々な経路で運搬・処理が実施される可能性がある。

- ① 要措置区域等から直接汚染土壌処理施設へ運搬する【Case1】
 - ※ 例えば、汚染土壌を搬出する要措置区域等から汚染土壌処理施設までの距離が短く、運搬区間が単一な場合
- ② 積替え場所や保管施設を経由して汚染土壌処理施設へ運搬する【Case2】
 - ※ 例えば、汚染土壌を搬出する要措置区域等から汚染土壌処理施設までの距離が長く、運搬区間が複数になる場合
- ③ 飛び地間移動や区域間移動により、他の区域へ運搬する【Case3】
 - ※ 例えば、汚染土壌の搬出時には原則として汚染土壌処理施設への搬出が義務付けられるが、その例外として要措置区域間や形質変更時要届出区域間で汚染土壌を移動する場合
- ④ 汚染土壌処理施設から、再処理汚染土壌処理施設へ運搬する（2次管理票等）【Case4】
 - ※ 例えば、汚染土壌に含まれる特定有害物質について、1つの汚染土壌処理施設では処理できない物質が存在し、当該物質を含む汚染土壌を再処理汚染土壌処理施設で再処理する場合

印刷物の管理票の交付等を行う場合には、上記の各 Case による管理票の使用 방법에大きな差異はないが、電子管理票として交付等を行う場合には、e 文書規則において個別に電子化「すべき」手続の範囲を規定しているものではないため、制度上は、全ての Case に対応した電子管理票システムだけでなく、一部の Case のみに対応したシステムも、民間事業者等によって構築・提供されることが許容される。

一方、土対法では管理票の交付等の方法や記載事項を規定しており（土対法第 20 条）、管理票交付者等は電子管理票の運用の際にも当該規定を遵守しなければならないが、表 3.1.1-1 における管理票項目番号 1～54 のうち、Case によっては制度上、記載が不要な項目が存在する。例えば、汚染土壌の積替え・保管が行われない Case1 において、印刷物の管理票では管理票項目番号 20～29、38～47 の記載は不要なため、電子管理票では対応する項目に関する入力機能が不要となる等、Case に応じて電子管理票システムに求められる機能は異なる。

そこで本手引きでは Case1～4 それぞれについて、電子管理票システムとして必要な法定データ項目及び必須機能を 3.2～3.6 に示した。

なお、第 1 章(1)④で示したように、電子管理票システムの利活用は、管理票交付者等のみならず、関係行政機関である環境省や自治体にとっても DX の推進による事務の効率化等のメリットの発揮が期待されるため、システム提供事業者においては、Case1～4 のうち、より多くの Case に対応可能な電子管理票システムを構築・提供することが望ましい。

3.3 一般的な運搬【Case1】

(1) 運搬の例

Case1 は、一般的な汚染土壌の運搬である。具体的には、比較的短距離の運搬等により、汚染土壌が積替場所や保管場所を経由することなく、要措置区域等から直接、汚染土壌処理施設に運搬されるケースである。図 3.3.1-1 に Case1 の運搬の例を示す。



赤字：令和6年4月1日（改正e文書規則の施行）以降に電子的に実施可
 青字：平成30年4月1日以降に電子的に実施可

図 3.3.1-1 Case1 における運搬の例

(2) 法定データ項目

Case1における法定データ項目は表 3.3.1-1 のとおりである。積替え場所や保管場所、自動車等の番号等、一部入力が必要となる管理票項目番号（グレー網掛け）がある。また、54「備考」については、必要に応じて入力する可能性があるため、法定データ項目として含めている。

表 3.3.1-1 Case1における法定データ項目

管理票項目番号及び内容	
1. 管理票交付者の氏名又は名称(法人の場合は代表者氏名)	28. 積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称
2. 管理票交付者の住所	29. 積替え場所又は保管場所の連絡先
3. 管理票交付者の連絡先	30. 汚染土壌処理施設の名称
4. 運搬受託者の氏名又は名称	31. 汚染土壌処理施設の所在地
5. 運搬受託者の住所	32. 汚染土壌処理施設の許可番号
6. 運搬受託者の連絡先	33. 自動車等の番号
7. 処理受託者の氏名又は名称	34. 運搬担当者の氏名
8. 処理受託者の住所	35. 運搬区間(開始)
9. 処理受託者の連絡先	36. 運搬区画(終了)
10. 整理番号	37. 引渡し年月日
11. 交付担当者の氏名	38. 自動車等の番号
12. 交付年月日	39. 運搬担当者の氏名
13. 交付番号	40. 運搬区間(開始)
14. 汚染土壌の荷姿	41. 運搬区画(終了)
15. 汚染土壌の体積	42. 引渡し年月日
16. 汚染土壌の重量	43. 自動車等の番号
17. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(特定有害物質)	44. 運搬担当者の氏名
18. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(汚染状態)	45. 運搬区間(開始)
19. 要措置区域等の所在地	46. 運搬区画(終了)
20. 積替え場所又は保管場所	47. 引渡し年月日
21. 積替え場所又は保管場所の名称	48. 引渡しを受けた者の氏名
22. 積替え場所又は保管場所の所在地	49. 処理担当者の氏名
23. 積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称	50. 処理方法
24. 積替え場所又は保管場所の連絡先	51. 処理終了年月日
25. 積替え場所又は保管場所	52. 運搬受託者からの返送確認日
26. 積替え場所又は保管場所の名称	53. 処理受託者からの返送確認日
27. 積替え場所又は保管場所の所在地	54. 備考

(3) 必須機能

Case1 において土対法遵守のための必須機能を表 3.3.1-2 に示す。なお、表では、管理票の交付等が同法に基づき行われる際の実務上の行為の順に整理した。

表 3.3.1-2 Case1 における必須機能

番号	流れ	必須機能
1-1-1	①管理票の作成	様式第 29 で管理票が作成できること【施行規則第 67 条第 2 項】
1-1-2	①管理票の作成	管理票交付者が、管理票項目番号 1～9、14、17～19、30～32 へ入力できること【施行規則第 61 条第 2 項第 3 号】
1-1-3	①管理票の作成	管理票交付者が、搬出届出書の添付書類として提出※するため、入力データを様式第 29 で出力できること【施行規則第 61 条第 2 項第 3 号】 ※自治体によっては、入力データ（様式第 29）を電子的に提出する場合もある
1-2-1	②交付	管理票交付者が、管理票を自動車等ごとに管理票データを引き渡すこと（交付）ができること【施行規則第 66 条第 2 号】
1-2-2	②交付	管理票交付者が、管理票項目番号 10～13、15 へ入力できること【施行規則第 67 条第 1 項第 1～10 号】
1-2-3	②交付	運搬担当者が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【施行規則第 65 条第 13 号】
1-3-1	③控えの保管	管理票交付者が、処理受託者から処理終了の管理票データを得るまでの間、交付した管理票データの取り出しができること【施行規則第 66 条第 3 号】
1-4-1	④備付け	運搬担当者が、自動車等ごとに管理票データを表示できること【施行規則第 65 条第 4 号】
1-5-1	⑤回付	運搬担当者が、管理票項目番号 33～36 へ入力できること【施行規則第 65 条第 13 号後段、施行規則第 68 条第 1～4 号】
1-5-2	⑤回付	運搬担当者が、管理票項目番号 37 へ入力できること【施行規則第 65 条第 14 号前段】
1-5-3	⑤回付	運搬担当者が、管理票項目番号 16 へ入力できること【施行規則第 68 条第 5 号】
1-5-4	⑤回付	運搬担当者が、処理受託者に対して管理票データを引き渡すこと（回付）ができること【法第 20 条第 3 項、施行規則第 65 条第 14 号後段】
1-5-5	⑤回付	処理受託者（引渡しを受けた者）が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【施行規則第 65 条第 13 号前段】
1-5-6	⑤回付	処理受託者（引渡しを受けた者）が、管理票項目番号 48 へ入力できること【施行規則第 70 条第 1 号】
1-6-1	⑥写しの送付	運搬受託者が、管理票交付者に運搬終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第 20 条第 3 項前段】
1-6-2	⑥写しの送付	管理票交付者が、運搬終了の管理票データを表示でき、管理票項目番号 52 へ入力できること【施行規則第 69 条】
1-7-1	⑦写しの保存	管理票交付者が、運搬終了の管理票データを表示でき、5 年間データの取り出しができること【法第 20 条第 5 項、施行規則第 72 条】
1-7-2	⑦写しの保存	運搬受託者が、運搬終了の管理票データを表示でき、5 年間データの取り出しができること【法第 20 条第 7 項、施行規則第 75 条】
1-8-1	⑧管理票の保存	処理受託者が、管理票項目番号 49～51 へ入力できること【施行規則第 70 条第 2～3 号】
1-8-2	⑧管理票の保存	処理受託者が、処理終了の管理票データを表示でき、5 年間データの取り出しができること【法第 20 条第 8 項、施行規則第 76 条】
1-9-1	⑨写しの送付	処理受託者が、管理票交付者に処理終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第 20 条第 4 項前段】
1-9-2	⑨写しの送付	管理票交付者が、処理終了の管理票データを表示でき、管理票項目番号 53 へ入力できること【施

番号	流れ	必須機能
		行規則第 71 条】
1-9-3	⑨写しの送付	処理受託者が、運搬受託者に処理終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第 20 条第 4 項後段】
1-10-1	⑩写しの保存	管理票交付者が、処理終了の管理票データを表示でき、5 年間データの取り出しができること【法第 20 条第 5 項、施行規則第 72 条】
1-10-2	⑩写しの保存	運搬受託者が、処理終了の管理票データを表示でき、5 年間データの取り出しができること【法第 20 条第 7 項、施行規則第 75 条】

3.4 積替え・保管がある運搬【Case2】

(1) 運搬の例

Case2 は、Case1 に比べて県外等の遠方に汚染土壌を運搬し、処理する必要がある場合等、要措置区域等から搬出された汚染土壌が積替え場所や保管場所を経由し、船舶等に積替えが行われた後、汚染土壌処理施設へ運搬される場合等である。図 3.4.1-1 に Case2 の運搬の例を示す。



図 3.4.1-1 Case2 における運搬の例

(2) 法定データ項目

Case2における法定データ項目は表 3.4.1-1 のとおりである。積替え場所や保管場所を経由し、2度の積替えを行うため、全ての管理票項目番号に入力する必要がある。また、54「備考」については、必要に応じて入力する可能性があるため、法定データ項目として含めている。

表 3.4.1-1 Case2 における法定データ項目

管理票項目番号及び内容	
1. 管理票交付者の氏名又は名称(法人の場合は代表者氏名)	28. 積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称
2. 管理票交付者の住所	29. 積替え場所又は保管場所の連絡先
3. 管理票交付者の連絡先	30. 汚染土壌処理施設の名称
4. 運搬受託者の氏名又は名称	31. 汚染土壌処理施設の所在地
5. 運搬受託者の住所	32. 汚染土壌処理施設の許可番号
6. 運搬受託者の連絡先	33. 自動車等の番号
7. 処理受託者の氏名又は名称	34. 運搬担当者の氏名
8. 処理受託者の住所	35. 運搬区間(開始)
9. 処理受託者の連絡先	36. 運搬区画(終了)
10. 整理番号	37. 引渡し年月日
11. 交付担当者の氏名	38. 自動車等の番号
12. 交付年月日	39. 運搬担当者の氏名
13. 交付番号	40. 運搬区間(開始)
14. 汚染土壌の荷姿	41. 運搬区画(終了)
15. 汚染土壌の体積	42. 引渡し年月日
16. 汚染土壌の重量	43. 自動車等の番号
17. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(特定有害物質)	44. 運搬担当者の氏名
18. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(汚染状態)	45. 運搬区間(開始)
19. 要措置区域等の所在地	46. 運搬区画(終了)
20. 積替え場所又は保管場所	47. 引渡し年月日
21. 積替え場所又は保管場所の名称	48. 引渡しを受けた者の氏名
22. 積替え場所又は保管場所の所在地	49. 処理担当者の氏名
23. 積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称	50. 処理方法
24. 積替え場所又は保管場所の連絡先	51. 処理終了年月日
25. 積替え場所又は保管場所	52. 運搬受託者からの返送確認日
26. 積替え場所又は保管場所の名称	53. 処理受託者からの返送確認日
27. 積替え場所又は保管場所の所在地	54. 備考

(3) 必須機能

Case2 おいて土対法遵守のための必須機能を表 3.4.1-2 に示す。なお、表では、管理票の交付等が同法に基づき行われる際の実務上の行為の順に整理した。

表 3.4.1-2 Case2 における必須機能

番号	流れ	必須機能
2-1-1	①管理票の作成	様式第 29 で管理票が作成できること【施行規則第 67 条第 2 項】
2-1-2	①管理票の作成	管理票交付者が、管理票項目番号 1～9、14、17～29、30～32 へ入力できること【施行規則第 61 条第 2 項第 3 号】
2-1-3	①管理票の作成	管理票交付者が、搬出届出書の添付書類として提出するため、入力データを様式第 29 で出力できること【施行規則第 61 条第 2 項第 3 号】 ※自治体によっては、入力データ（様式第 29）を電子的に提出する場合もある
2-2-1	②交付	管理票交付者が、管理票を自動車等ごとに管理票データを引き渡すこと（交付）ができること【施行規則第 66 条第 2 号】
2-2-2	②交付	管理票交付者が、管理票項目番号 10～13、15 へ入力できること【施行規則第 67 条第 1 項第 1～10 号】
2-2-3	②交付	運搬担当者①が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【施行規則第 65 条第 13 号】
2-3-1	③控えの保管	管理票交付者が、処理受託者から処理終了の管理票データを得るまでの間、交付した管理票データの取り出しができること【施行規則第 66 条第 3 号】
2-4-1	④備付け	運搬担当者①が、自動車等ごとに管理票データを表示できること【施行規則第 65 条第 4 号】
2-5-1	⑤回付	運搬担当者①が、管理票項目番号 33～36 へ入力できること【施行規則第 65 条第 13 号後段、施行規則第 68 条第 1～4 号】
2-5-2	⑤回付	運搬担当者①が、管理票項目番号 37 へ入力できること【施行規則第 65 条第 14 号前段】
2-5-3	⑤回付	運搬担当者①が、運搬担当者②に対して管理票データを引き渡すこと（回付）ができること【施行規則第 65 条第 14 号後段】
2-5-4	⑤回付	運搬担当者②が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【施行規則第 65 条第 13 号前段】 ※積替えがされた場合、管理票項目番号 15（体積）が変化するため、そのデータが確認できる必要がある点に留意が必要
2-6-1	⑥備付け	運搬担当者②が、自動車等ごとに管理票データを表示できること【施行規則第 65 条第 4 号】
2-7-1	⑦回付	運搬担当者②が、管理票項目番号 38～41 へ入力できること【施行規則第 65 条第 13 号後段、施行規則第 68 条第 1～4 号】
2-7-2	⑦回付	運搬担当者②が、管理票番号 42 へ入力できること【施行規則第 65 条第 14 号】
2-7-3	⑦回付	運搬担当者②が、運搬担当者③に対して管理票データを引き渡すこと（回付）ができること【施行規則第 65 条第 14 号後段】
2-7-4	⑦回付	運搬担当者③が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【施行規則第 65 条第 13 号前段】 ※積替えがされた場合、管理票項目番号 15（体積）が変化するため、そのデータが確認できる必要がある点に留意が必要
2-8-1	⑧備付け	運搬担当者③が、自動車等ごとに管理票データを表示できること【施行規則第 65 条第 4 号】
2-9-1	⑨回付	運搬担当者③が、管理票項目番号 43～46 へ入力できること【施行規則第 65 条第 13 号後段、施行規則第 68 条第 1～4 号】
2-9-2	⑨回付	運搬担当者③が、管理票番号 47 へ入力できること【施行規則第 65 条第 14 号】
2-9-3	⑨回付	運搬担当者③が、管理票項目番号 16 へ入力ができること【施行規則第 68 条第 5 号】

番号	流れ	必須機能
2-9-4	⑨回付	運搬担当者③が、処理受託者に対して管理票データを引き渡すこと（回付）ができること【法第20条第3項、施行規則第65条第14号後段】
2-9-5	⑨回付	処理受託者（引渡しを受けた者）が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【施行規則第65条第13号前段】
2-9-6	⑨回付	処理受託者（引渡しを受けた者）が、管理票項目番号48へ入力できること【施行規則第70条第1号】
2-10-1	⑩写しの送付	運搬担当者③が、運搬受託者に運搬終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第20条第7項、施行規則第75条】
2-10-2	⑩写しの送付	運搬受託者が、管理票交付者に運搬終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第20条第3項前段】
2-10-3	⑩写しの送付	管理票交付者が、運搬終了の管理票データを表示でき、管理票項目番号52へ入力できること【施行規則第69条】
2-11-1	⑪写しの保存	管理票交付者が、運搬終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第5項、施行規則第72条】
2-11-2	⑪写しの保存	運搬受託者が、運搬終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第7項、施行規則第75条】
2-12-1	⑫管理票の保存	処理受託者が、管理票項目番号49～51へ入力できること【施行規則第70条第2～3号】
2-12-2	⑫管理票の保存	処理受託者が、処理終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第8項、施行規則第76条】
2-13-1	⑬写しの送付	処理受託者が、管理票交付者に処理終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第20条第4項前段】
2-13-2	⑬写しの送付	管理票交付者が、処理終了の管理票データを表示でき、管理票項目番号53へ入力できること【施行規則第71条】
2-13-3	⑬写しの送付	処理受託者が、運搬受託者に処理終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第20条第4項後段】
2-14-1	⑭写しの保存	管理票交付者が、処理終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第5項、施行規則第72条】
2-14-2	⑭写しの保存	運搬受託者が、処理終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第7項、施行規則第75条】

3.5 飛び地間移動・区域間移動【Case3】

(1) 運搬の例

土対法では、汚染土壌の搬出時には原則として汚染土壌処理施設への搬出が義務付けられているが、その例外として、一定の条件を満たす場合に、要措置区域間や形質変更時要届出区域間等で汚染土壌を移動する飛び地間移動や区域間移動が認められている（土対法第 18 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）。

Case3 は、汚染土壌が飛び地間移動により要措置区域等から他の要措置区域等へ運搬される場合、区域間移動により自然由来等形質変更時要届出区域から他の自然由来等形質変更時要届出区域へ運搬される場合である。図 3.5.1-1 に Case3 の運搬の例を示す。



図 3.5.1-1 Case3 における運搬の例

(2) 法定データ項目

Case3 においては、汚染土壌について処理ではなく移動と取り扱われるため、汚染土壌の受入者が Case1 や Case2 のような処理受託者ではなく土壤使用者となり、表 3.5.1-1 に赤字で示した管理票項目番号について、読み替えを行って対応する必要がある（施行規則第 76 条の 2）。また、受入者が土壤使用者であることから、汚染土壌処理施設の許可番号（管理票項目番号 32）の入力が不要となる。

なお、飛び地間移動や区域間移動については、一つの事業場の土地の中で実施される等、運搬距離が比較的短い移動となると思われるため、Case1 と同様、積替えを行わない運搬になると想定される。よって、積替え場所や保管場所、自動車等の番号について、一部入力が不要となる管理票項目番号（グレー網掛け）がある。また、54「備考」については、必要に応じて入力する可能性があるため、法定データ項目として含めている。

表 3.5.1-1 Case3 における法定データ項目

管理票項目番号及び内容	
1. 管理票交付者の氏名又は名称(法人の場合は代表者氏名)	28. 積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称
2. 管理票交付者の住所	29. 積替え場所又は保管場所の連絡先
3. 管理票交付者の連絡先	30. 搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域又は要措置区域等の名称
4. 運搬受託者の氏名又は名称	31. 搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域又は要措置区域等の所在地
5. 運搬受託者の住所	32. 汚染土壌処理施設の許可番号
6. 運搬受託者の連絡先	33. 自動車等の番号
7. 土壤使用者の氏名又は名称	34. 運搬担当者の氏名
8. 土壤使用者の住所	35. 運搬区間(開始)
9. 土壤使用者の連絡先	36. 運搬区画(終了)
10. 整理番号	37. 引渡し年月日
11. 交付担当者の氏名	38. 自動車等の番号
12. 交付年月日	39. 運搬担当者の氏名
13. 交付番号	40. 運搬区間(開始)
14. 汚染土壌の荷姿	41. 運搬区画(終了)
15. 汚染土壌の体積	42. 引渡し年月日
16. 汚染土壌の重量	43. 自動車等の番号
17. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(特定有害物質)	44. 運搬担当者の氏名
18. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(汚染状態)	45. 運搬区間(開始)
19. 自然由来等形質変更時要届出区域又は要措置区域等の所在地	46. 運搬区画(終了)
20. 積替え場所又は保管場所	47. 引渡し年月日
21. 積替え場所又は保管場所の名称	48. 引渡しを受けた者の氏名
22. 積替え場所又は保管場所の所在地	49. 土地の形質の変更をした者の氏名
23. 積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称	50. 土地の形質の変更方法
24. 積替え場所又は保管場所の連絡先	51. 土地の形質の変更を終了した年月日
25. 積替え場所又は保管場所	52. 運搬受託者からの返送確認日
26. 積替え場所又は保管場所の名称	53. 土地の形質の変更を行った者からの返送確認日
27. 積替え場所又は保管場所の所在地	54. 備考

(3) 必須機能

Case3 おいて土対法遵守のための必須機能を表 3.5.1-2 に示す。なお、表では、管理票の交付等が同法に基づき行われる際の実務上の行為の順に整理した。

表 3.5.1-2 Case3 における必須機能

番号	流れ	必須機能
3-1-1	①管理票の作成	様式第 29 で管理票が作成できること【施行規則第 67 条第 2 項】
3-1-2	①管理票の作成	管理票交付者が、管理票項目番号 1～9、14、17～19、30～31 へ入力できること【施行規則第 61 条第 2 項第 3 号】
3-1-3	①管理票の作成	管理票交付者が、搬出届出書の添付書類として提出するため、入力データを様式第 29 で出力できること【施行規則第 61 条第 2 項第 3 号】 ※自治体によっては、入力データ（様式第 29）を電子的に提出する場合もある
3-2-1	②交付	管理票交付者が、管理票を自動車等ごとに管理票データを引き渡すこと（交付）ができること【施行規則第 66 条第 2 号】
3-2-2	②交付	管理票交付者が、管理票項目番号 10～13、15 へ入力できること【施行規則第 67 条第 1 項第 1～10 号】
3-2-3	②交付	運搬担当者が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【施行規則第 65 条第 13 号】
3-3-1	③控えの保管	管理票交付者が、土壌使用者から使用終了の管理票データを得るまでの間、交付した管理票データの取り出しができること【施行規則第 66 条第 3 号】
3-4-1	④備付け	運搬担当者が、自動車等ごとに管理票データを表示できること【施行規則第 65 条第 4 号】
3-5-1	⑤回付	運搬担当者が、管理票項目番号 33～36 へ入力できること【施行規則第 65 条第 13 号後段、施行規則第 68 条第 1～4 号】
3-5-2	⑤回付	運搬担当者が、管理票項目番号 37 へ入力できること【施行規則第 65 条第 14 号前段】
3-5-3	⑤回付	運搬担当者が、管理票項目番号 16 へ入力できること【施行規則第 68 条第 5 号】
3-5-4	⑤回付	運搬担当者が、土壌使用者に対して管理票データを引き渡すこと（回付）ができること【法第 20 条第 3 項、施行規則第 65 条第 14 号後段】
3-5-5	⑤回付	土壌使用者（引渡しを受けた者）が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【施行規則第 65 条第 13 号前段】
3-5-6	⑤回付	土壌使用者（引渡しを受けた者）が、管理票項目番号 48 へ入力できること【施行規則第 70 条第 1 号】
3-6-1	⑥写しの送付	運搬受託者が、管理票交付者に運搬終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第 20 条第 3 項前段】
3-6-2	⑥写しの送付	管理票交付者が、運搬終了の管理票データを表示でき、管理票項目番号 52 へ入力できること【施行規則第 69 条】
3-7-1	⑦写しの保存	管理票交付者が、運搬終了の管理票データを表示でき、5 年間データの取り出しができること【法第 20 条第 5 項、施行規則第 72 条】
3-7-2	⑦写しの保存	運搬受託者が、運搬終了の管理票データを表示でき、5 年間データの取り出しができること【法第 20 条第 7 項、施行規則第 75 条】
3-8-1	⑧管理票の保存	土壌使用者が、管理票項目番号 49～51 へ入力できること【施行規則第 70 条第 2～3 号】
3-8-2	⑧管理票の保存	土壌使用者が、使用終了の管理票データを表示でき、5 年間データ取り出しができること【法第 20 条第 8 項、施行規則第 76 条】
3-9-1	⑨写しの送付	土壌使用者が、管理票交付者に使用終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第 20 条第 4 項前段】
3-9-2	⑨写しの送付	管理票交付者が、使用終了の管理票データを表示でき、管理票項目番号 53 へ入力できること【施

番号	流れ	必須機能
		行規則第 71 条】
3-9-3	⑨写しの送付	土壤使用者が、運搬受託者に使用終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第 20 条第 4 項後段】
3-10-1	⑩写しの保存	管理票交付者が、使用終了の管理票データを表示でき、5 年間データの取り出しができること【法第 20 条第 5 項、施行規則第 72 条】
3-10-2	⑩写しの保存	運搬受託者が、使用終了の管理票データを表示でき、5 年間データの取り出しができること【法第 20 条第 7 項、施行規則第 75 条】

3.6 再処理汚染土壌処理施設への運搬【Case4】

(1) 運搬の例

Case4 は、汚染土壌に含まれる特定有害物質を1つの汚染土壌処理施設では処理できず、当該物質を含む汚染土壌を再処理汚染土壌処理施設で再処理するため、汚染土壌処理施設から再処理汚染土壌処理施設（他の汚染土壌処理施設）へ運搬する場合である。

なお、汚染土壌処理施設から再処理汚染土壌処理施設へ運搬する際には、要措置区域等から汚染土壌処理施設までの管理票（1次管理票）とは別に、2次管理票以降の管理票について交付等を行うこととなる。図 3.6.1-1 に Case4 の運搬の例を示す。



図 3.6.1-1 Case4 における運搬の例

(2) 法定データ項目

Case4 においては、汚染土壌を再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出した汚染土壌処理業者は、制度上、再処理汚染土壌処理施設への運搬終了まで管理することとされているため、処理担当者の氏名等、一部入力が必要となる管理票項目番号（グレー網掛け）がある。よって、Case4 における法定データ項目は表 3.6.1-1 のとおりである。また、54「備考」については、必要に応じて入力する可能性があるため、法定データ項目として含めている。

表 3.6.1-1 Case4 における法定データ項目

管理票項目番号及び内容	
1. 管理票交付者の氏名又は名称(法人の場合は代表者氏名)	28. 積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称
2. 管理票交付者の住所	29. 積替え場所又は保管場所の連絡先
3. 管理票交付者の連絡先	30. 汚染土壌処理施設の名称
4. 運搬受託者の氏名又は名称	31. 汚染土壌処理施設の所在地
5. 運搬受託者の住所	32. 汚染土壌処理施設の許可番号
6. 運搬受託者の連絡先	33. 自動車等の番号
7. 処理受託者の氏名又は名称	34. 運搬担当者の氏名
8. 処理受託者の住所	35. 運搬区間(開始)
9. 処理受託者の連絡先	36. 運搬区画(終了)
10. 整理番号	37. 引渡し年月日
11. 交付担当者の氏名	38. 自動車等の番号
12. 交付年月日	39. 運搬担当者の氏名
13. 交付番号	40. 運搬区間(開始)
14. 汚染土壌の荷姿	41. 運搬区画(終了)
15. 汚染土壌の体積	42. 引渡し年月日
16. 汚染土壌の重量	43. 自動車等の番号
17. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(特定有害物質)	44. 運搬担当者の氏名
18. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(汚染状態)	45. 運搬区間(開始)
19. 要措置区域等の所在地	46. 運搬区画(終了)
20. 積替え場所又は保管場所	47. 引渡し年月日
21. 積替え場所又は保管場所の名称	48. 引渡しを受けた者の氏名
22. 積替え場所又は保管場所の所在地	49. 処理担当者の氏名
23. 積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称	50. 処理方法
24. 積替え場所又は保管場所の連絡先	51. 処理終了年月日
25. 積替え場所又は保管場所	52. 運搬受託者からの返送確認日
26. 積替え場所又は保管場所の名称	53. 処理受託者からの返送確認日
27. 積替え場所又は保管場所の所在地	54. 備考

また、汚染土壌が汚染土壌処理施設から再処理汚染土壌処理施設へ運搬される場合には、1次管理票においては処理受託者であった汚染土壌処理業者が管理票交付者として交付等を行う等、表 3.6.1-2 に示す留意点を踏まえた入力が必要となるため、システム提供事業者は利用者に対して当該留意点を示すことが望ましい。

表 3.6.1-2 Case4 における法定データ項目の入力に係る留意点

法定データ項目	留意点
1. 管理票交付者の氏名又は名称(法人の場合は代表者氏名)	管理票交付者として、再処理汚染土壌処理施設に搬出する側の汚染土壌処理業者のデータを入力する。
2. 管理票交付者の住所	
3. 管理票交付者の連絡先	
7. 処理受託者の氏名又は名称	処理受託者として、再処理汚染土壌処理業者のデータを入力する。
8. 処理受託者の住所	
9. 処理受託者の連絡先	
17. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(特定有害物質)	1次管理票における汚染土壌の特定有害物質による汚染状態を入力する(複数の要措置区域等の汚染土壌が混合された土壌を搬出する場合には全ての特定有害物質について濃度又はし点を入力する)。
18. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(汚染状態)	
19. 要措置区域等の所在地	1次管理票における要措置区域等の所在地を入力する(複数の要措置区域等の汚染土壌が混合された土壌を搬出する場合には全ての要措置区域等の所在地を入力する)。
54. 備考	浄化(不溶化)を行った土壌を再処理汚染土壌処理施設に搬出する場合には、「不溶化処理済み土壌」と入力する。

(3) 必須機能

Case4において土対法遵守のための必須機能を表 3.6.1-3 に示す。なお、表では、管理票の交付等が同法に基づき行われる際の実務上の行為の順に整理した。

表 3.6.1-3 Case4における必須機能

番号	流れ	必須機能
4-1-1	①管理票の作成	様式第 29 で管理票が作成できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 67 条第 2 項】
4-1-2	①管理票の作成	管理票交付者（汚染土壌処理業者）が、管理票項目番号 1～9、14、17～19、30～32 へ入力できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 61 条第 2 項第 3 号】
4-2-1	②交付	管理票交付者（汚染土壌処理業者）が、管理票を自動車等ごとに管理票データを引き渡すこと（交付）ができること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 66 条第 2 号】
4-2-2	②交付	管理票交付者（汚染土壌処理業者）が、管理票項目番号 10～13、15 へ入力できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 67 条第 1 項第 1～10 号】
4-2-3	②交付	運搬担当者①が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 65 条第 13 号】
4-3-1	②控えの保管	管理票交付者（汚染土壌処理業者）が、運搬受託者から処理終了の管理票データを得るまでの間、交付した管理票データの取り出しができること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 66 条第 3 号】
4-4-1	④備付け	運搬担当者①が、自動車等ごとに管理票データを表示できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 65 条第 4 号】
4-5-1	⑤回付	運搬担当者①が、管理票項目番号 33～36 へ入力できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 65 条第 13 号後段、規則第 68 条第 1～4 号】
4-5-2	⑤回付	運搬担当者①が、管理票項目番号 37 へ入力できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 65 条第 14 号前段】
4-5-3	⑤回付	運搬担当者①が、運搬担当者②に対して管理票データを引き渡すこと（回付）ができること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 65 条第 14 号後段】
4-5-4	⑤回付	運搬担当者②が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 65 条第 13 号前段】 ※積替えがされた場合、管理票項目番号 15（体積）が変化するため、その情報が確認できる必要がある点に留意が必要
4-6-1	⑥備付け	運搬担当者②が、自動車等ごとに管理票データを表示できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 65 条第 4 号】
4-7-1	⑦回付	運搬担当者②が、管理票項目番号 38～41 へ入力できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 65 条第 13 号後段、規則第 68 条第 1～4 号】
4-7-2	⑦回付	運搬担当者②が、管理票番号 42 へ入力できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 65 条第 14 号】
4-7-3	⑦回付	運搬担当者②が、運搬担当者③に対して管理票データを引き渡すこと（回付）ができること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 65 条第 14 号後段】
4-7-4	⑦回付	運搬担当者③が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 65 条第 13 号前段】 ※積替えがされた場合、管理票項目番号 15（体積）が変化するため、そのデータが確認できる必要がある点に留意が必要
4-8-1	⑧備付け	運搬担当者③が、自動車等ごとに管理票データを表示できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 65 条第 4 号】
4-9-1	⑨回付	運搬担当者③が、管理票項目番号 43～46 へ入力できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 65 条第 13 号後段、規則第 68 条第 1～4 号】

番号	流れ	必須機能
4-9-2	⑨回付	運搬担当者③が、管理票番号 47 へ入力できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 65 条第 14 号】
4-9-3	⑨回付	運搬担当者③が、管理票項目番号 16 へ入力ができること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 68 条第 5 号】
4-9-4	⑨回付	運搬担当者③が、処理受託者（再処理汚染土壌処理業者）に対して管理票データを引き渡すこと（回付）ができること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒法第 20 条第 3 項、規則第 65 条第 14 号後段】
4-9-5	⑨回付	処理受託者（再処理汚染土壌処理施設において引渡しを受けた者）が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 65 条第 13 号前段】
4-9-6	⑨回付	処理受託者（再処理汚染土壌処理施設において引渡しを受けた者）が、管理票項目番号 48 へ入力できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 70 条第 1 号】
4-10-1	⑩写しの送付	運搬担当者③が、運搬受託者に運搬終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒法第 20 条第 7 項、規則第 75 条】
4-10-2	⑩写しの送付	運搬受託者が、管理票交付者（汚染土壌処理業者）に運搬終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒法第 20 条第 3 項前段】
4-10-3	⑩写しの送付	管理票交付者（汚染土壌処理業者）が、運搬終了の管理票データを表示でき、管理票項目番号 52 へ入力できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 69 条】
4-11-1	⑪写しの保存	管理票交付者（汚染土壌処理業者）が、運搬終了の管理票データを表示でき、5 年間データの取り出しができること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒法第 20 条第 5 項、規則第 72 条】
4-11-2	⑪写しの保存	運搬受託者（汚染土壌処理業者）が、運搬終了の管理票データを表示でき、5 年間データの取り出しができること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒法第 20 条第 7 項、規則第 75 条】
4-12-1	⑫管理票の保存	処理受託者（再処理汚染土壌処理業者）が、管理票項目番号 49～51 へ入力できること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒規則第 70 条第 2～3 号】
4-12-2	⑫管理票の保存	処理受託者（再処理汚染土壌処理業者）が、処理終了の管理票データを表示でき、5 年間データの取り出しができること【処理業省令第 5 条第 23 号⇒法第 20 条第 8 項、規則第 76 条】

3.7 その他の留意すべき点

3.7.1 JIS 等密閉型コンテナの積替えがある運搬

汚染土壌がコンテナで輸送される場合（図 3.7.1-1）であって、以下のいずれにも該当する作業については、土対法では、汚染土壌のコンテナ輸送による運搬過程にあるととらえ、積替えには該当しないこととして取り扱う運用が想定されている（運搬ガイドライン 3.6 及び 3.7.1 参照）。

- ・ 汚染土壌を JIS 等密閉型コンテナに封入したまま積替え作業を行うものであること
- ・ 当該作業の過程で、JIS 等密閉型コンテナが滞留しないものであること

このような運搬の場合には、管理票項目番号 20～29 については、入力が必要となることに留意が必要である。

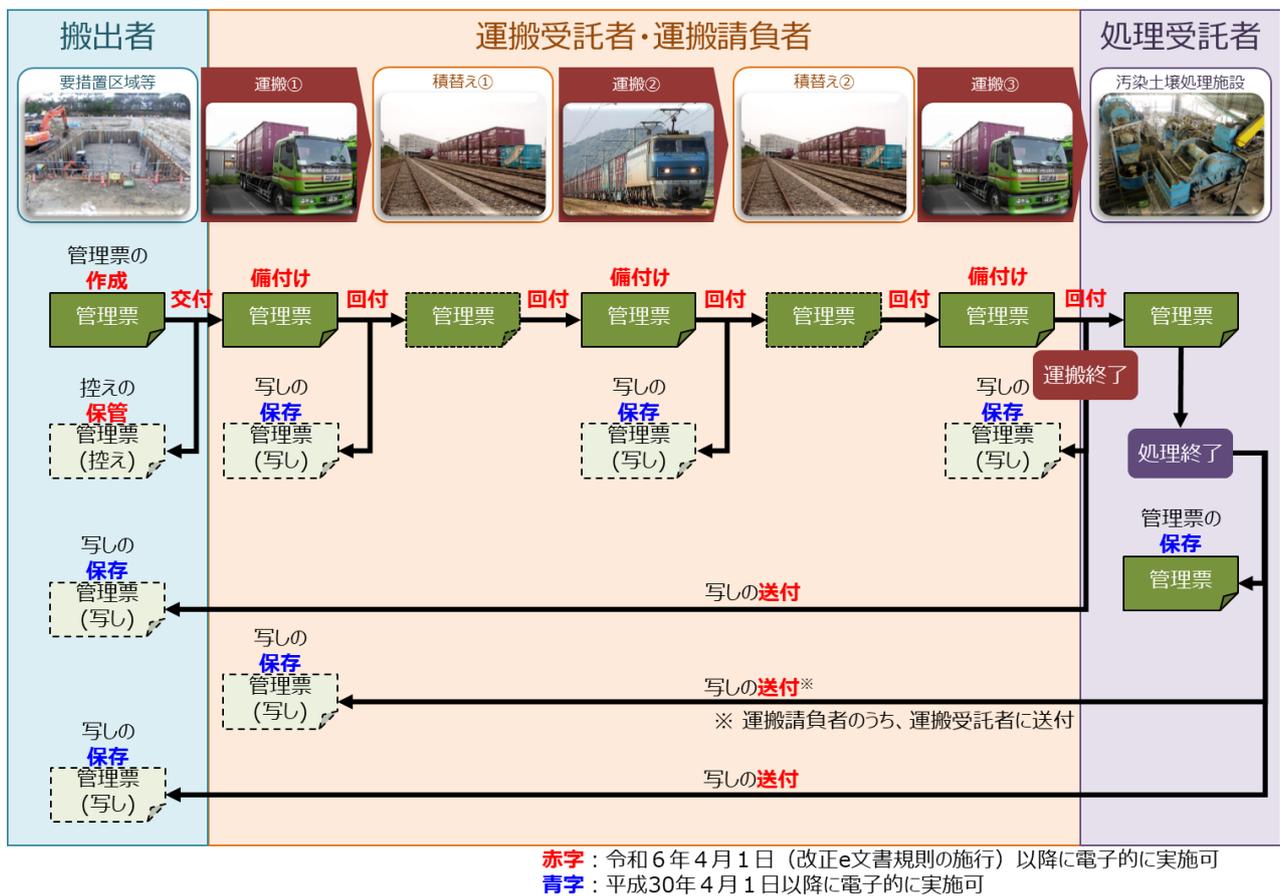


図 3.7.1-1 JIS 等密閉型コンテナの積替えがある運搬の例

3.7.2 トレーラーでの運搬

汚染土壌がトレーラーで運搬される場合、トレーラーヘッドとトレーラーは別々の自動車等の番号（ナンバー）が付与される。この場合を想定し、管理票項目番号 33、38、43 については、電子管理票システム上でそれぞれ複数の番号が入力できるようにする必要がある。

3.8 管理票交付者等における入力・表示項目

土対法では、管理票の交付等の際に、管理票交付者等のうち、誰がどのタイミングで管理票の各項目を記載するかが規定されている。したがって、電子管理票システムにおいても、各法定データ項目について、土対法の規定に対応する者のみが入力できるようにする必要がある。

一方、土対法では管理票の記載内容について、管理票交付者が不備等を確認することが規定されている（土対法第 20 条第 5 項）。また、交付・回付が行われた管理票については、運用上、汚染土壌の運搬・処理に関する情報を迅速に把握する観点から、管理票交付者等が逐一確認できる必要がある。そこで、電子管理票システムにおいても、交付等の過程で入力された各法定データ項目について、管理票交付者等が適宜表示・閲覧できるようにする必要がある。

また、土対法では、再処理汚染土壌処理施設での再処理を行う場合の管理票（2次管理票以降）の交付等について、基本的に汚染土壌処理施設で処理を行う場合の管理票（1次管理票）の交付等に準じることとされているが、一部、交付等の対応が不要とされている項目が存在する。

これらを踏まえ、電子管理票システムを運用する際に法定データ項目の入力が必要となる者と当該項目の表示が必要となる者のそれぞれについて、再処理汚染土壌処理施設での再処理を行う Case4 とそれ以外の Case（Case1～3）に区分し、表 0-1 と表 0-2 に示した。

表 0-1 は 1 次管理票に関して示したものであり、全ての法定データ項目について入力・表示が必要となる。一方、表 0-2 は 2 次管理票以降の場合を示したものである。この場合では、土対法では再処理汚染土壌処理施設への搬出については運搬完了までの記載のみが規定されているため、汚染土壌の処理に関する入力・表示が不要となる。

また、飛び地間移動や区域間移動の場合（Case3）では、土対法の規定（施行規則第 76 条の 2）に基づき、表 0-1 のうち、表 3.5.1-1 に赤字で示した法定データ項目について読み替えを行うとともに、「処理担当者の記録項目」を「使用担当者の記録項目」と読み替える必要がある。

表 0-1 法定データ項目の入力及び表示 (Case1~3【1次管理票】)

法定データ項目	管理票項目	管理票交付者の記録項目			運搬担当者の記録項目		処理担当者の記録項目		保存
		搬出届出書提出時	交付時	運搬・処理終了確認	運搬終了時	処理終了時	引受時	処理終了時	
1~3	管理票交付者の名称・住所・連絡先	入力	表示	表示	表示	表示	表示	表示	表示
4~6	運搬受託者の名称・住所・連絡先	入力	表示	表示	表示	表示	表示	表示	表示
7~9	処理受託者の名称・住所・連絡先	入力	表示	表示	表示	表示	表示	表示	表示
10	整理番号	表示	表示	表示	表示	表示	表示	表示	表示
11	交付担当者の氏名	入力	表示	表示	表示	表示	表示	表示	表示
12	交付年月日		入力	表示	表示	表示	表示	表示	表示
13	交付番号		入力	表示	表示	表示	表示	表示	表示
14	汚染土壌の荷姿	入力	表示	表示	表示	表示	表示	表示	表示
15	汚染土壌の体積		入力	表示	表示	表示	表示	表示	表示
17,18	汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	入力	表示	表示	表示	表示	表示	表示	表示
19	要措置区域等の所在地	入力	表示	表示	表示	表示	表示	表示	表示
20~29	積替え又は保管場所	入力	表示	表示	表示	表示	表示	表示	表示
30~32	汚染土壌処理施設の名称及び所在地	入力	表示	表示	表示	表示	表示	表示	表示
16	汚染土壌の重量			表示	入力	表示	表示	表示	表示
33,34,38,39,43,44	自動車等の番号及び運搬担当者の氏名			表示	入力	表示	表示	表示	表示
35,36,40,41,45,46	運搬区間			表示	入力	表示	表示	表示	表示
37,42,47	引渡し年月日			表示	入力	表示	表示	表示	表示
48	引渡しを受けた者の氏名			表示		表示	入力	表示	表示
49	処理担当者の氏名			表示		表示		入力	表示
50	処理方法			表示		表示		入力	表示
51	処理終了年月日			表示		表示		入力	表示
52	運搬受託者からの返送確認日			入力					表示
53	処理受託者からの返送確認日			入力					表示

表 0-2 法定データ項目の入力及び表示 (Case4【2次管理票以降】)

法定データ項目	管理票項目	管理票交付者の記録項目			運搬担当者の記録項目		処理担当者の記録項目		保存
		搬出届出書提出時	交付時	運搬・処理終了確認	運搬終了時	処理終了時	引受時	処理終了時	
1~3	管理票交付者の名称・住所・連絡先	入力	表示	表示	表示	表示	表示		表示
4~6	運搬受託者の名称・住所・連絡先	入力	表示	表示	表示	表示	表示		表示
7~9	処理受託者の名称・住所・連絡先	入力	表示	表示	表示	表示	表示		表示
10	整理番号	表示	表示	表示	表示	表示	表示		表示
11	交付担当者の氏名	入力	表示	表示	表示	表示	表示		表示
12	交付年月日		入力	表示	表示	表示	表示		表示
13	交付番号		入力	表示	表示	表示	表示		表示
14	汚染土壌の荷姿	入力	表示	表示	表示	表示	表示		表示
15	汚染土壌の体積		入力	表示	表示	表示	表示		表示
17,18	汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	入力	表示	表示	表示	表示	表示		表示
19	要措置区域等の所在地	入力	表示	表示	表示	表示	表示		表示
20~29	積替え又は保管場所	入力	表示	表示	表示	表示	表示		表示
30~32	汚染土壌処理施設の名称及び所在地	入力	表示	表示	表示	表示	表示		表示
16	汚染土壌の重量			表示	入力	表示	表示		表示
33,34,38,39,43,44	自動車等の番号及び運搬担当者の氏名			表示	入力	表示	表示		表示
35,36,40,41,45,46	運搬区間			表示	入力	表示	表示		表示
37,42,47	引渡し年月日			表示	入力	表示	表示		表示
48	引渡しを受けた者の氏名			表示		表示	入力		表示
49	処理担当者の氏名								
50	処理方法								
51	処理終了年月日								
52	運搬受託者からの返送確認日			入力					表示
53	処理受託者からの返送確認日								

第4章 電子管理票システムにおけるセキュリティ要件

電子管理票システムにおけるセキュリティ要件は、不正利用防止に関する項目、情報セキュリティに関する項目に大別される。

不正利用防止に関する項目については、利用者本人以外によるなりすましや電子管理票データ改ざんへの対策を想定して要件を定めた。情報セキュリティに関する項目については、意図しないデータの消失やサーバールームへの不審者侵入、クラウドサービス上の脆弱性による情報漏洩等への対策を想定して要件を定めた。

システム提供事業者は利用者に対し、以下に示すようなセキュリティ対策の実装状況を開示するとともに、契約前の協議・調整等を行うことにより、利用者が当該セキュリティ対策の内容について認識した上で利用できるように対応する必要がある。

4.1 不正利用防止に関する項目

土対法では管理票に関わる罰則として、管理票の未記載や虚偽記載等が規定されている（土対法第66条第6号～第9号）。電子管理票を運用する場合、2.1.3で示したように、e文書法に基づき、管理票の交付等に関する規定のみならず、管理票の未記載、虚偽記載等の罰則に関する規定についても、印刷物による管理票を運用する場合と同様に適用される。

システム提供事業者においては、電子管理票システムの不正利用による電子管理票データの意図的な操作で利用者がトラブルに巻き込まれること等を防止するため、以下のセキュリティ対策の実施が必要となる。

4.1.1 利用者の特定（利用者の認証機能）

汚染土壌の搬出・運搬・処理に関わる管理票交付者等は、電子管理票の各データ項目について入力する必要がある。管理票交付者等以外の者による入力を防止するため、電子管理票システムにアクセスする利用者の認証を行う機能として、ID・パスワード等の方式による認証が必要となる。

4.1.2 アクセス制限（アクセス制御機能）

土対法では、管理票の交付等について、管理票交付者等のうち誰がどのタイミングで管理票の各項目を記載するかを規定しており、電子管理票システムにおいても、これらの規定に対応する者のみが各データ項目を入力できるようにする必要がある。そのため、アクセス権を利用者に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割当てを適切に設計する必要がある。また、利用者には契約書等を通じて、利用者ごとのアクセス制限を示すことが必要である。

4.1.3 改ざん防止（ログ管理機能）

電子管理票データ改ざん等を防止するため、電子管理票システムでは、システムへのアクセス状況・動作状況等が記録されるログを管理し、データの変更内容・変更者等に対するすべての証跡を記録する機能を備えるとともに、サーバやその他機器類の時刻を同期させる必要がある。

また、ログデータの長期間保管における保護（消失・破壊・改ざん等の脅威への対抗）のための措置も講じる必要がある。

4.2 情報セキュリティに関する項目

電子管理票システムはインターネットの利用を前提としており、情報セキュリティ上の問題が発生した場合には利用者の被害が大きくなる可能性がある。このため、システム提供事業者は、利用者がこうした問題に直面しないよう十分なセキュリティ対策を講じたシステムを提供しなければならない。

例えば、土対法では管理票交付者等が管理票又はその写しを5年間保存する義務があるが、システム利用者がこの義務を履行できるよう、システム提供事業者は記録された電子管理票データの消失を防止するためのデータのバックアップを行わなければならない。また、情報処理システムとして一般的に求められるアプリケーション等の脆弱性、サーバールームへの不審者侵入による情報漏洩への対策等も講じられている必要がある。

4.2.1 データのバックアップ

電子管理票システムに蓄積された電子管理票データのバックアップの定期的な実施、世代管理やリストアテスト（バックアップデータが正常に元の状態に復元できることを確認するテスト）を実施することが必要である。

4.2.2 アプリケーション等に関する共通の対策

以下の対策が必要である。

- ・ アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器、ネットワークの稼働状況、障害を監視し、異常を検知していること。
- ・ アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器について、定期的に脆弱性診断を実施していること。また、脆弱性に関する情報（OS、その他ソフトウェアのパッチ情報等）を定期的に収集し、パッチによる更新を実施していること。
- ・ アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、ネットワークの運用・管理

に関する手順書を備えていること。

4.2.3 アプリケーション、プラットフォーム

以下の対応が必要である。

- ・ 利用者に通知する ID・パスワードが暗号化されていること。暗号化が行われない場合は、ID 発行時にその旨を利用者に通知していること。
- ・ 利用者からの要請があった場合、直ちに当該 ID による電子管理票システムの利用停止ができること。
- ・ 暗号化のアルゴリズムは、最新版の『電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト) (デジタル庁・総務省・経済産業省)』に記載されたものであること。
- ・ 利用者との通信は、TLS1.2 以上の方法で暗号化されていること。

4.2.4 ネットワーク

以下の対応が必要である。

- ・ ファイアウォール、リバースプロキシの導入等により、外部及び内部からの不正アクセスを防止していること。
- ・ フィッシング等を防止するため、サーバ証明書の取得等の必要な対策を実施している。

4.2.5 物理的セキュリティ

以下の対応が必要である。

- ・ サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等は、重要な物理的セキュリティ境界 (カード制御による出入口、有人の受付等) に対して個人認証システムを用いた入退室管理が実施されている部屋に設置されていること。
- ・ サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等は、適切に管理された鍵が取り付けられたサーバールームやラックに設置されていること。

4.2.6 クラウドサービスの利用

以下の対応が必要である。

(1) インターネット回線とクラウド基盤の接続点の通信の監視

外部ネットワークを利用した情報交換において、インターネット回線とクラウド基盤の接続点の通信を監視し、情報の盗聴・改ざん・誤った経路での通信・破壊等から保護するため、通信の暗号化が行われていること。

(2) クラウドサービスの委託先による情報の管理・保管

- ・ サービスデータ、アプリケーションやサーバ・ストレージ等の管理情報及び電子管理票システムの構成情報の定期的なバックアップを実施していること。
- ・ バックアップの方法（フルバックアップ、差分バックアップ等）・対象・世代管理方法・実施インターバル・リストア方法等に関する手順書を備えていること。

(3) クラウドサービス上の脆弱性対策

仮想サーバ等のホスト側の OS、ソフトウェア、アプリケーションにおける脆弱性の判定と対策を実施していること。

(4) クラウドサービス上で取り扱う情報の安全性確保

データベースの安全性を確保するために ID・パスワード等でアクセスを制御されていること。また、ID・パスワードは厳密に管理されていること。

(5) 利用者の意思によるクラウドサービス上で取り扱う情報の確実な削除・廃棄

契約書に記載された期日に達した際、自動あるいは手動により電子管理票データを削除し、当該データは再現できないことが契約書等を通じて利用者に示されていること。

(6) 利用するクラウドサーバの安全性対策

- ・ クラウドサービスは情報セキュリティ監査の観点から各種の認定・認証制度の適用状況等、

総合的・客観的に評価できるクラウドサーバにてサービスを提供し、データセンターの客観的な安全性評価について契約書等を通じて利用者に示していること。

- ・ 日本国の法律及び締結された条約が適用される国内データセンターと日本国に裁判管轄権があるクラウドサービスとすること。ただし、データの保存性、災害対策等からメリットがある場合、または争訟リスク等を踏まえ海外にあることが特に問題ないと認められる場合はこの限りではない。

4.2.7 電子管理票データに係る目標復旧時点（RPO）、目標復旧時間（RTO）等の指標

システム提供事業者は、電子管理票システムの継続性を確保するため、システム停止等の不測の事態時における影響を軽減する有効な機能を活用した構成機器、稼働性能等より、目標復旧時点（RPO）、目標復旧時間（RTO）等の指標について、契約書等を通じて利用者に示すことが必要である。なお、このとき、利用者には、個々のトラブル事案によって復旧に係る対応方法、対応時間等が異なることも踏まえつつ、可能な限り迅速かつ正確な復旧作業が行われるような内容を示すものとする。

4.2.8 電子管理票システムの運営・システム提供事業者の情報セキュリティ

以下の対応が必要である。

- ・ 蓄積する電子管理票データ及び情報は、機密性・完全性・可用性を確保していること。
- ・ 情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の電子管理票システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を作成している。また、実際に当該文書に沿った構成としていること。
- ・ サービスの継続性を確保するため、システム停止等の不測の事態時における迅速な復旧を行う方法の手順書を備えている。また、不測の事態時において利用者が行うべき対応方法について契約書等を通じて利用者に示していること。
- ・ 確実かつ不断的な情報セキュリティの確保について、各種の認定・認証制度の適用状況等の客観的な評価に基づき、契約書等を通じて利用者に示していること。

第5章 電子管理票システムにおける任意拡充機能

電子管理票システムでは、インターネット等のICT技術を利用するため、機能の充実度に応じて、印刷物の管理票の運用と比較して、人の介在を減らした運用が可能となると考えられる。

電子管理票システムにおいて入力対象となるデータ項目には、土対法に定められた管理票様式について入力が必要な項目である「法定データ項目」が存在する。また、単に電子管理票データ入力欄が存在するだけでなく、入力機能や入力データを入力者以外の必要な者が確認できる機能等、土対法を遵守した状態で電子管理票を運用するために必要な機能である「必須機能」の実装が求められる。

一方、土対法における管理票の規定に関わらず、電子管理票システムを利活用する管理票交付者等や自治体にとって事務負担軽減や利便性の向上等を図るために実装することが望ましいと考えられる機能として「任意拡充機能」が存在する。任意拡充機能の例としては運搬状況の確認機能や報告機能等が想定され、具体的には5.1～5.3に示すとおりである。

システム提供事業者においては、管理票の電子化により期待されるメリット、管理票交付者等のニーズ等に応じ、任意拡充機能の採用を検討することが望ましい。

5.1 管理票交付者向けの任意拡充機能の例

管理票交付者向けの任意拡充機能の例を表 5.1.1-1 に示す。

表 5.1.1-1 管理票交付者向けの任意拡充機能の例

機能	機能の内容
運搬過程の把握	汚染土壌の運搬過程（車両運搬中や積替え・保管中等）を確認できる機能
搬出予定情報の伝達	運搬車両・台数等の情報を運搬受託者や処理受託者へ伝達できる機能
運搬・処理終了報告通知	運搬終了報告や処理終了報告があった旨を自動で通知できる機能
運搬・処理報告期限チェック	運搬期限や処理期限の自動チェック機能及びアラーム機能
管理票入力支援	管理票データの入力漏れの自動チェック機能及びアラーム機能
汚染土壌の集計	指定した期間内に交付した管理票から搬出量等を集計・出力できる機能
代金支払補助	管理票データを基に運搬・処理費の支払いに活用できる機能
報告への活用	自治体への措置完了報告等に利用できるように搬出量を集計・出力できる機能
管理票複数枚作成	複数の管理票を一括して作成し、整理番号を付与できる機能

5.2 運搬受託者・処理受託者向けの任意拡充機能の例

運搬受託者・処理受託者向けの任意拡充機能の例を表 5.2.1-1 に示す。

表 5.2.1-1 運搬受託者・処理受託者向けの任意拡充機能の例

機能	機能の内容
運搬過程の把握	汚染土壌の運搬過程（車両運搬中や積替え・保管中等）を確認できる機能
船舶輸送の報告	船舶において一括して運搬終了報告ができる機能
搬出予定情報の確認	運搬車両・台数等の情報について管理票交付者等の間で確認できる機能
運搬・処理報告期限チェック	運搬期限や処理期限の自動チェック機能及びアラーム機能
管理票入力支援	管理票データの入力漏れの自動チェック機能及びアラーム機能
代金請求補助	管理票データを基に運搬・処理費の請求等に活用できる機能
車両出発情報伝達	搬出現場等からの車両が出発した旨の情報が入手できる機能
運搬請負者への送付	運搬終了の管理票データを運搬受託者以外の運搬請負者に引き渡すこと（送付）ができる機能
報告への活用	自治体への処理状況報告に利用できるように処理量を集計・出力できる機能

5.3 自治体向けの任意拡充機能の例

自治体向けの任意拡充機能の例を表 5.3.1-1 に示す。

システム提供事業者は、自治体による電子管理票データの閲覧・出力機能を提供する場合には、自治体の閲覧に供することや閲覧範囲、閲覧先等について、利用者に対し、例えば、電子管理票システム利用開始時の利用者への説明、システム利用規約への規定等の方法により、同意を得る必要があることに留意しなければならない。また、自治体からの求めに応じて、搬出区域である土地・積替え場所や保管場所となった土地・汚染土壌処理施設の所在地等の汚染土壌の搬出先となった土地を所管する自治体ごとに閲覧・出力用の ID・パスワードを付与する等、自治体がシステムにアクセスし、必要なデータを閲覧・出力できるようにする必要がある。

表 5.3.1-1 自治体向けの任意拡充機能の例

機能	機能の内容
自治体の閲覧	自治体が関係する管理票データを閲覧・出力できる機能
搬出汚染土壌量集計	所管する搬出区域、積替え・保管場所毎の汚染土壌量を集計・出力できる機能
運搬・処理過程の把握	汚染土壌の運搬（車両運搬中や積替え・保管中等）・処理過程を確認できる機能
措置完了報告等での活用	措置完了報告時に管理票データを閲覧・出力できる機能
汚染土壌処理業者の処理量集計	所管する汚染土壌処理施設における処理量を集計・出力できる機能
搬出区域・施設等の検索	搬出区域、積替え・保管場所、汚染土壌処理施設を検索できる機能

5.4 推奨データ項目

5.4.1 推奨データ項目の意義

電子管理票システムのデータ項目としては、土対法に定められた管理票様式について入力が必要な「法定データ項目」の他に、関係行政機関である環境省や自治体が土対法の運用状況等を効率的に把握する観点で、システム提供事業者が管理票交付者等からデータを取得し、これらの機関へ提供することが望ましいと考えられる「推奨データ項目」が存在する。関係行政機関は、推奨データ項目の情報を収集・整理することで、例えば、要措置区域等からの汚染土壌の搬出状況、自治体間における汚染土壌の移動状況等を容易かつ詳細に把握できるようになる。

推奨データ項目の種類とその内容を表 5.4.1-1 に示す。電子管理票システムにおいては、推奨データ項目が入力できることが望ましい。

表 5.4.1-1 推奨データ項目の種類と内容

推奨データ項目の種類		推奨データ項目の内容
A.土壌の種類		①法対象土壌 ②法対象外土壌
B.要措置区域等の種別	区域の種類 (B-1)	①要措置区域 ②形質変更時要届出区域（自然由来特例区域） ③形質変更時要届出区域（埋立地特例区域） ④形質変更時要届出区域（埋立地管理区域） ⑤形質変更時要届出区域（一般管理区域）
	指定の有無 (B-2)	①臨海部特例区域指定の有無 ②自然由来等形質変更時要届出区域指定の有無
C.搬出先の種別		①汚染土壌処理施設 ②飛び地間移動 ③区域間移動
D.運搬の種別		①1次運搬(1次管理票) ②2次運搬(2次管理票) ③3次運搬以上(3次管理票以上)

5.4.2 推奨データ項目の種類

(1) 土壌の種類別

電子管理票システムで取り扱われることが想定される土壌の種類別は、法対象土壌（土対法に基づく調査によって要措置区域等に指定された土地から搬出された汚染土壌）、法対象外土壌（条例に基づく調査や自主的な調査等によって把握された基準不適合土壌）に大別されるため、いずれに該当するかを判別できるようにすることが望ましい。

(2) 要措置区域等の種別

1) 区域の種類別

区域の種類別は、法対象土壌が要措置区域等から搬出される場合（1次管理票を使用する場合）のみ入力する項目となり、搬出区域の種類別が以下のいずれに該当するかを電子管理票システムで判別できるようにすることが望ましい。

- ① 要措置区域
- ② 形質変更時要届出区域（自然由来特例区域）
- ③ 形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）
- ④ 形質変更時要届出区域（埋立地管理区域）
- ⑤ 形質変更時要届出区域（一般管理区域）

2) 指定の有無

1)に示した区域とは別に、搬出区域の種類別が「臨海部特例区域」や「自然由来等形質変更時要届出区域」となる場合がある。これらの区域への指定の有無も電子管理票システムで判別できるようにすることが望ましい。

(3) 搬出先の種類別

法対象土壌の搬出先の種類別は、以下のいずれかに必ず該当する。

- ① 汚染土壌処理施設
- ② 飛び地間移動（他の要措置区域等）
- ③ 区域間移動（他の自然由来等形質変更時要届出区域）

これらの搬出先の種類を電子管理票システムで判別できるようにすることが望ましい。

(4) 運搬の種別

法対象土壌の運搬の種別は以下のいずれかに必ず該当する。

- ① 1次運搬（1次管理票：要措置区域等から汚染土壌処理施設への搬出）
- ② 2次運搬（2次管理票：汚染土壌処理施設から再処理汚染土壌処理施設への搬出）
- ③ 3次運搬以上（3次管理票以上：再処理汚染土壌処理施設から再処理汚染土壌処理施設への搬出）

これらの搬出先の種類を電子管理票システムで判別できるようにすることが望ましい。

5.5 その他の任意拡充機能

電子管理票システムでは、管理票交付者等に対する利用の利便性向上等を目的として、5.1～5.4以外にも、システム提供事業者が独自により充実した機能を実装することが想定される。例えば、第3章の機能要件では、5年間のデータ表示、取り出し機能を記載しているが、より長期間、当該機能を利用可能とする場合が挙げられる。

また、第4章のセキュリティ要件では、ログ管理等のデータ改ざん防止機能を記載しているが、このような機能以外に、電子管理票データをシステム外に取り出す際におけるタイムスタンプ付与等の機能を採用する場合が挙げられる。他にも、認証機能に関するアカウントロック機能、パスワード再設定機能、ワンタイムパスワードによる多要素認証等が想定される。

第6章 環境省 HP へのシステム提供事業者に関する情報の掲載等

今後提供される個別の電子管理票システムの概要、詳細な機能等については、各システム提供事業者の HP 等において利用者等に情報提供がなされることが想定される。

一方、管理票交付者等が、どのようなシステムが民間事業者等により提供されているか、各システムが土対法における管理票の規定を遵守できているかどうか等を一括して確認できれば、システムの選定・利用を促進できると考えられる。

そのため、環境省では、同省 HP において、管理票交付者等に対する土対法への適合性の確保等の対応状況等に関する情報提供を目的として、システム提供事業者の一覧を掲載することとしている。

6.1 環境省 HP へのシステム提供事業者に関する情報の掲載

環境省では、同省 HP において、管理票交付者等に対する土対法への適合性の確保等の対応状況等に関する情報提供を目的として、システム提供事業者の一覧を掲載することとしている。同 HP では、各システム提供事業者がシステムに関する最新情報等を公開している HP へのリンクも掲載することとしている。

HP の URL は以下のとおりである。

<https://www.env.go.jp/water/dojo/ekanrihyou.html>

当該一覧への掲載を希望するシステム提供事業者は、環境省に対して以下の手続が必要となる。

6.1.1 掲載の手続及び提出書類

環境省 HP のシステム提供事業者一覧への掲載を希望するシステム提供事業者は、システム提供事業者一覧掲載依頼書及び添付書類を環境省宛に提出する。

なお、書類の不備や機能要件の不足等がある場合、再度の書類提出や機能の見直し等の対応が発生し、掲載までに時間を要するおそれがあるため、事前相談を行うことが望ましい。

(1) システム提供事業者一覧掲載依頼書（様式1）

Appendix-4 の様式1 に示す「システム提供事業者一覧掲載依頼書」を提出する。

依頼者の欄には法人の代表者等を記載すること。

本様式に記載されたシステム名、住所、HP アドレス等の情報が環境省 HP に掲載されるため、正確に記載すること。

(2) 添付書類

1) 適合性の確保等の対応状況等に関する資料

ア. 適合性の確保等の対応状況等に関する調査票

「適合性の確保等の対応状況等に関する調査票（Appendix-5）」を以下 URL からダウンロードし、それぞれの項目について機能の実装状況等を記入する。

<https://www.env.go.jp/water/do.jo/ekanrihyou-systeminfo.html>

イ. 調査票の内容に関する根拠資料

ア. 適合性の確保等の対応状況等に関する調査票の内容に関する根拠資料を添付する。

根拠資料としては、システム概要書、システム設計書、システム手順書、利用者との契約書(雛形)等が想定される。

2) システムを提供する事業所に関する資料

電子管理票システムを提供する事業所を証する資料を添付する。具体的には、会社案内・概要パンフレット、定款、登記事項証明書、事業登録等証明書、経理的基礎に関する資料等が想定される。

3) システム運営に関する資料

電子管理票システムの運営を証する資料を添付する。具体的には、システムに関するパンフレット等の資料、システム管理者及び従事者、利用者へのサポート体制等のシステム運営に関する社内規定、利用者向けの操作マニュアル等が想定される。

6.1.2 環境省による提出書類及びシステム動作の確認

(1) 提出書類の確認

システム提供事業者から提出された書類に対しては、環境省において、システム提供事業者に関する情報や電子管理票システムにおける土対法への適合性の確保等の対応状況等の確認が行われる。提出書類に不備等がなかった場合、(2)システム動作の確認が行われる。

(2) システム動作の確認

システム提供事業者は、土対法への適合性の確保等の対応状況等に関する調査票等の提出書類に記載された事項について、実際の電子管理票システムと異なる内容が無いことを示すため、環境省によるシステム動作の確認を受けなければならない。実施時期、形式等については、環境省と適宜調整することとなる。

当該確認の結果、環境省が適合性の確保等の対応状況等の内容について相違がないと判断した場合、環境省 HP へ掲載される。

6.2 環境省 HP の掲載内容変更

システム提供事業者に関する情報が環境省 HP に掲載された後であっても、電子管理票システムの改修による機能追加等によって掲載内容が変更となる場合がある。

システム提供事業者一覧における①「機能要件」、②「セキュリティ要件」の充足状況に変更があった場合、「システム提供事業者一覧掲載内容変更依頼書（様式2）」を提出し、掲載内容を更新することとする。

6.1 の掲載手続に準じて、様式2による依頼書、変更内容が記載された適合性の確保等の対応状況等に関する調査票、その根拠資料を提出すること。

なお、依頼にあたっては事前相談を行うことが望ましい。

6.3 環境省 HP からの掲載削除

システム提供事業者は、電子管理票システムの提供を廃止する場合は、遅滞なく、「システム提供事業者一覧掲載削除依頼書（様式3）」を提出し、システム提供事業者一覧からの削除を依頼しなければならない。

また、6.2 の掲載内容変更、6.5 の現況確認等により、本手引きの内容に沿った電子管理票システムの構築・提供が行われなかったことが判明した場合には、上記依頼の有無にかかわらず、環境省が掲載を削除することがある。さらに、当該削除に至った経緯に応じて、自治体等に対して、当該経緯も含めた削除に関する周知を行う場合がある。

6.4 依頼書の提出方法、提出先及び問合せ先

環境省への依頼書並びに添付資料の提出方法、提出先及び問合せ先については、環境省 HP を参照されたい。

<https://www.env.go.jp/water/dojo/ekanrihyou-systeminfo.html>

6.5 定期的な現況確認等

システム提供事業者は、6.2、6.3による掲載内容に関する対応のほか、各電子管理票システムの運用状況等を把握する目的で実施される環境省からの定期的な現況確認に対応すること。なお、現況確認は、システムに関して利用者や自治体から環境省へ連絡があった場合等、必要に応じて定期以外のタイミングで実施する場合もある。

6.6 システム提供事業者 HP における最新情報の公開について

環境省では、6.1～6.5の対応により、各システム提供事業者の電子管理票システムについて、管理票交付者等へ情報提供を行うこととしている。

上記の対応に関わらず、システム提供事業者は、電子管理票システムに関する最新情報の HP 上での公開等によって管理票交付者等へ必要な情報をより迅速かつ詳細に提供することが望ましい。

6.7 システム停止時等の不測の事態における対応について

電子管理票システム停止等の不測の事態に陥った場合、利用者は管理票を電子的に交付等できなくなるため、利用者に対して事態の発生について速やかに周知する等必要な対応を講ずるとともに、環境省に速やかに連絡すること。

なお、利用者の対応としては、例えば、システム利用ができない間に運搬・処理した汚染土壌について、印刷物の管理票等、システム外に必要なデータを記録し、復旧後に速やかに、システム上で入力する運用が想定される。その際、電子管理票の備考欄には、電子管理票システムの不測の事態により、当該対応を実施せざるを得なかった旨を記載すべきである。システム提供事業者は、このような不測の事態の際に利用者が行うべき対応についても、利用者との契約時や不測の事態に関して利用者へ周知する際に説明すること。

6.8 システム提供廃止時における管理票交付者等による電子管理票データ保存について

管理票交付者等は、土対法第 20 条第 5 項、第 7 項及び第 8 項の規定に基づき、管理票又は管理票の写しを 5 年間保存する義務があり、電子管理票データについては電子管理票システム上で保存する運用が想定される。このため、システム提供事業者がシステムの提供を廃止する場合、管理票交付者等は上記の保存義務を履行するため、システム上で保存していた電子管理票データをダウンロードして自社で保存する等の対応が必要となる。

このように、電子管理票システムの廃止は利用者である管理票交付者等の土対法の遵守に大きな影響を及ぼすことから、システムを廃止する予定となったシステム提供事業者は、廃止に先立ち十分な期間を確保した上で、管理票交付者等への連絡や自社の HP 上での周知等を行い、電子管理票データが管理票交付者等によって引き続き適切に保存されるように対応する必要がある。また、システム提供事業者は、システム廃止時等における管理票交付者等への連絡を円滑に行うために、各利用者の具体的な連絡先（部署名、担当者名等）をあらかじめ確認する等の対応を行うことが望ましい。

第7章 電子管理票データの関係行政機関への提供

電子管理票システムに入力されたデータについては、関係行政機関である環境省や自治体が確認・集計等に用いることができれば、同法の運用状況の把握や分析が容易になることが期待される。

例えば、要措置区域等での措置実施後等において、管理票交付者等が汚染土壌の適正な運搬・処理の実施を自治体に報告するために行っている管理票の提出については、電子管理票システム上において自治体が随時必要な情報を把握できれば、当該事務の負担が大きく軽減されると考えられる。また、土対法上の汚染土壌処理施設における汚染土壌の処理量等については、毎年、環境省が同法第56条第1項の規定に基づき自治体を通して実績を集計しているが、集計作業が行われているデータ項目をシステム提供事業者が直接環境省や自治体に提供する運用が可能になれば、大幅な合理化が期待される。

このため、環境省や自治体においては、各システムの機能等に応じて具体的なデータの利用方法、取扱い等をシステム提供事業者に提示した上で、データ提供を求めることが考えられる。こうした要請があった際には、システム提供事業者は、電子管理票システムの利用者である管理票交付者等に対して、提供するデータの範囲や提供先を示し、同意を得た上で、環境省や自治体に提供することが望ましい。

なお、土対法やe文書法においては、当該データ提供やその内容について規定されていないため、具体的な提供可否や内容については、システム提供事業者が利用者からのデータ提供の同意取得の可能性等を考慮して運用していくことが想定される。また、システム提供事業者にとって、利用者がシステムの利用を開始した後に当該利用者に対してデータ提供可否等について同意の意向等を確認することは、実務的に困難な場合もあり得ると考えられるため、システムの導入時等にあらかじめ確認することが望ましい。

7.1 環境省への提供が期待されるデータ項目、提供方法

電子管理票システムのデータ項目としては、土対法に定められた管理票様式について入力が必要な「法定データ項目」と、関係行政機関である環境省や自治体が土対法の運用状況等を効率的に把握する観点で、システム提供事業者が管理票交付者等からデータを取得し、これらの機関へ提供することが望ましいと考えられる「推奨データ項目」がある。

7.1.1 及び 7.1.2 では、法定データ項目及び推奨データ項目のそれぞれについて、環境省における要措置区域等からの汚染土壌の搬出状況、自治体間における汚染土壌の移動状況等の把握に寄与するようシステム提供事業者からのデータ提供が期待される具体的な項目を示した。

7.1.1 法定データ項目

システム提供事業者は、法定データ項目のうち、表 7.1.1-1 の赤太字で記載されたデータを環境省に提供することが望ましい。

環境省は、データ提供を受けることで、汚染土壌の体積、重量、特定有害物質による汚染状態からは「汚染土壌の性状」、要措置区域等及び汚染土壌処理施設の所在地、積替え場所・保管場所に関するデータからは「汚染土壌の移動状況」、引渡し年月日や処理終了年月日、処理方法からは「運搬・処理に要する期間、処理状況」等を把握することができる。

表 7.1.1-1 法定データ項目のうち提供するデータ

1. 管理票交付者の氏名又は名称(法人の場合は代表者氏名)	28. 積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称
2. 管理票交付者の住所	29. 積替え場所又は保管場所の連絡先
3. 管理票交付者の連絡先	30. 汚染土壌処理施設の名称
4. 運搬受託者の氏名又は名称	31. 汚染土壌処理施設の所在地
5. 運搬受託者の住所	32. 汚染土壌処理施設の許可番号
6. 運搬受託者の連絡先	33. 自動車等の番号
7. 処理受託者の氏名又は名称	34. 運搬担当者の氏名
8. 処理受託者の住所	35. 運搬区間(開始)
9. 処理受託者の連絡先	36. 運搬区画(終了)
10. 整理番号	37. 引渡し年月日
11. 交付担当者の氏名	38. 自動車等の番号
12. 交付年月日	39. 運搬担当者の氏名
13. 交付番号	40. 運搬区間(開始)
14. 汚染土壌の荷姿	41. 運搬区画(終了)
15. 汚染土壌の体積	42. 引渡し年月日
16. 汚染土壌の重量	43. 自動車等の番号
17. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(特定有害物質)	44. 運搬担当者の氏名
18. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(汚染状態)	45. 運搬区間(開始)
19. 要措置区域等の所在地	46. 運搬区画(終了)
20. 積替え場所又は保管場所	47. 引渡し年月日
21. 積替え場所又は保管場所の名称	48. 引渡しを受けた者の氏名
22. 積替え場所又は保管場所の所在地	49. 処理担当者の氏名
23. 積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称	50. 処理方法
24. 積替え場所又は保管場所の連絡先	51. 処理終了年月日
25. 積替え場所又は保管場所	52. 運搬受託者からの返送確認日
26. 積替え場所又は保管場所の名称	53. 処理受託者からの返送確認日
27. 積替え場所又は保管場所の所在地	54. 備考

7.1.2 推奨データ項目

推奨データ項目を採用したシステム提供事業者は、利用者の同意を得た上で、表 7.1.2-1 に示す全てのデータ項目を環境省に提供することが望ましい。

環境省は、データ提供を受けることで、土壌の種別からは「法に基づく処理又は法に準じた処理の状況」、要措置区域等の種別からは「汚染土壌搬出元の区域の状態」、搬出先の種別からは「汚染土壌処理施設での処理の例外である飛び地間移動、区域間移動の活用状況」、運搬の種別からは「複数の汚染土壌処理施設における処理状況」等を把握することができる。

表 7.1.2-1 推奨データ項目のうち提供するデータ

推奨データの項目の種類		推奨データ項目の内容
A.土壌の種別		①法対象土壌 ②法対象外土壌
B.要措置区域等の種別	区域の種別 (B-1)	①要措置区域 ②形質変更時要届出区域（自然由来特例区域） ③形質変更時要届出区域（埋立地特例区域） ④形質変更時要届出区域（埋立地管理区域） ⑤形質変更時要届出区域（一般管理区域）
	指定の有無 (B-2)	①臨海部特例区域指定の有無 ②自然由来等形質変更時要届出区域指定の有無
C.搬出先の種別		①汚染土壌処理施設 ②飛び地間移動 ③区域間移動
D.運搬の種別		①1次運搬(1次管理票) ②2次運搬(2次管理票) ③3次運搬以上(3次管理票以上)

7.1.3 データ提供頻度

環境省における自治体を通じた土対法の施行状況等の調査は毎年度行われている。このため、システム提供事業者が環境省に対してデータ提供を行う際には、頻度は1年間に1回とし、電子管理票データを年度ごとにとりまとめ、概ね翌年度の6月末までに提供することが望ましい。

なお、システム提供を廃止する場合においては、当該廃止時にも環境省へデータ提供することが望ましい。

7.2 自治体への提供が期待されるデータ項目、提供方法

5.3 に示したとおり、電子管理票システムによっては、任意拡充機能として、必要な電子管理票データを自治体が閲覧・出力可能な機能等を実装する形で、利用者の同意を得た上で自治体へデータを提供することが考えられる。このような場合における自治体へのデータ提供方法等について以下に示す。

法定データ項目については、自治体が汚染土壌の適正な運搬・処理の実施を確認するために提供が期待される項目を 7.2.1 に示した。また、推奨データ項目については、自治体が要措置区域等からの汚染土壌の搬出状況等を把握するために提供が期待される項目を 7.2.2 に示した。

7.2.1 法定データ項目

要措置区域等での措置の実施等により汚染土壌の区域外への搬出が発生した場合、搬出側の自治体では、汚染土壌の適正な運搬・処理の実施を確認するため、報告徴収の規定等（土対法第 54 条第 3 項及び第 4 項）に基づき管理票交付者等に対して管理票データの提出を求める場合がある。一方、受入側の自治体では、汚染土壌の処理状況の報告のため、汚染土壌処理業者に対して管理票データの提出を求める場合がある（処理業ガイドライン 1.7 参照）。

このような法定データ項目の土対法上の位置付けに鑑み、システム提供事業者は、自治体から求めがあった場合には、表 7.2.1-1 に示す全てのデータを自治体へ提供するものとする。

表 7.2.1-1 法定データ項目のうち提供するデータ

1. 管理票交付者の氏名又は名称(法人の場合は代表者氏名)	28. 積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称
2. 管理票交付者の住所	29. 積替え場所又は保管場所の連絡先
3. 管理票交付者の連絡先	30. 汚染土壌処理施設の名称
4. 運搬受託者の氏名又は名称	31. 汚染土壌処理施設の所在地
5. 運搬受託者の住所	32. 汚染土壌処理施設の許可番号
6. 運搬受託者の連絡先	33. 自動車等の番号
7. 処理受託者の氏名又は名称	34. 運搬担当者の氏名
8. 処理受託者の住所	35. 運搬区間(開始)
9. 処理受託者の連絡先	36. 運搬区画(終了)
10. 整理番号	37. 引渡し年月日
11. 交付担当者の氏名	38. 自動車等の番号
12. 交付年月日	39. 運搬担当者の氏名
13. 交付番号	40. 運搬区間(開始)
14. 汚染土壌の荷姿	41. 運搬区画(終了)
15. 汚染土壌の体積	42. 引渡し年月日
16. 汚染土壌の重量	43. 自動車等の番号
17. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(特定有害物質)	44. 運搬担当者の氏名
18. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(汚染状態)	45. 運搬区間(開始)
19. 要措置区域等の所在地	46. 運搬区画(終了)
20. 積替え場所又は保管場所	47. 引渡し年月日
21. 積替え場所又は保管場所の名称	48. 引渡しを受けた者の氏名
22. 積替え場所又は保管場所の所在地	49. 処理担当者の氏名
23. 積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称	50. 処理方法
24. 積替え場所又は保管場所の連絡先	51. 処理終了年月日
25. 積替え場所又は保管場所	52. 運搬受託者からの返送確認日
26. 積替え場所又は保管場所の名称	53. 処理受託者からの返送確認日
27. 積替え場所又は保管場所の所在地	54. 備考

7.2.2 推奨データ項目

推奨データ項目についても、自治体からの提供の希望があった場合には、利用者の同意を得た上で、表 7.1.2-1 に示す全てのデータ項目を自治体へ提供することが望ましい。

データ提供を受けた自治体は、土壌の種別からは「法に基づく処理又は法に準じた処理の状況」、要措置区域等の種別からは「汚染土壌搬出元の区域の状態」、搬出先の種別からは「汚染土壌処理施設での処理の例外である飛び地間移動、区域間移動の活用状況」、運搬の種別からは「複数の汚染土壌処理施設における処理状況」等を把握することができる。

表 7.2.2-1 推奨データ項目のうち提供するデータ

推奨データの項目の種類		推奨データ項目の内容
A.土壌の種別		①法対象土壌 ②法対象外土壌
B.要措置区域等の種別	区域の種別 (B-1)	①要措置区域 ②形質変更時要届出区域（自然由来特例区域） ③形質変更時要届出区域（埋立地特例区域） ④形質変更時要届出区域（埋立地管理区域） ⑤形質変更時要届出区域（一般管理区域）
	指定の有無 (B-2)	①臨海部特例区域指定の有無 ②自然由来等形質変更時要届出区域指定の有無
C.搬出先の種別		①汚染土壌処理施設 ②飛び地間移動 ③区域間移動
D.運搬の種別		①1次運搬(1次管理票) ②2次運搬(2次管理票) ③3次運搬以上(3次管理票以上)

7.2.3 データ提供方法・頻度

システム提供事業者が自治体にデータ提供を行う方法、頻度等については、例えば、自治体が電子管理票システム上のデータを随時閲覧可能な権限や CSV 形式の電子データとして出力可能な権限を付与することが想定される。また、閲覧・出力の権限の具体的な設定方法については、搬出区域である土地・積替え場所や保管場所となった土地・汚染土壌処理施設の所在地等の汚染土壌の搬出先となった土地を所管する自治体ごとに閲覧・出力用の ID・パスワードを付与する等の対応が考えられる。

なお、システム提供を廃止する場合においては、当該廃止時にも自治体へデータ提供することが望ましい。

第8章 システム提供事業者における留意事項

電子管理票システムを提供するにあたり、システム提供事業者が留意すべき点を以下に示す。

8.1 電子管理票システムの提供における留意事項

提供する電子管理票システムについては土対法の遵守等が求められる。

環境省では、同省が土対法への適合性の確保等の対応状況等を確認したシステムやその提供事業者に関する一覧情報を HP に掲載することとしているが、システム提供事業者においては、管理票交付者等が同省 HP 等から土対法に基づき適切に運用可能な電子管理票システムの情報を得られるよう、環境省 HP への情報の掲載依頼を行った上で利用者へのシステムの供用を開始することが望ましい（第5章参照）。

8.2 電子管理票システムの利用契約時における留意事項

電子管理票システムの供用開始に当たっては、システム提供事業者、管理票交付者、運搬受託者及び処理受託者の間でシステムの利用に関する契約を行うこととなる。

このとき、システム提供事業者は、管理票交付者等の利用者に対し、電子管理票システムの利用方法のみならず、セキュリティ対策についても事前に十分な説明を行い、利用者がこれらの事項について十分に理解を深めた上で利用できるようにする必要がある。また、供用するシステムが土対法の遵守及び電子管理票の導入メリットの発揮という観点から求められる機能を示した本手引きの内容に沿っていること、具体的にどのような機能が同法の遵守等に対応した機能であるのかを利用者に対して説明することも必要である。

さらに、第6章に示したとおり、利用者が入力した電子管理票データについては、システム提供事業者が環境省や自治体に提供することが期待されている。そこで、システム提供事業者は、管理票交付者、運搬受託者及び処理受託者に対して、環境省や自治体へ電子管理票データ提供を行うことがある旨や、具体的に提供する可能性があるデータの範囲や提供先について、あらかじめ契約書に記載して同意を得ることが望ましい。

8.3 電子管理票システム運用時の不測の事態における留意事項

6.7 に示したとおり、電子管理票システムが停止等の不測の事態に陥った場合、利用者は電子管理票の交付等ができなくなる。このような場合、システム提供事業者は利用者に事態の発生について速やかに周知する等必要な対応を講ずるとともに、環境省へ速やかに連絡すること。また、不測の事態の際に自ら又は利用者が行うべき対応についても、利用者との契約締結時や事態発生の際等に説明すること。

なお、事態発生を把握した際のシステム利用者の対応としては、例えば、システム利用ができな

い間に運搬・処理した汚染土壌については印刷物の管理票等を利用してシステム外に必要なデータを記録し、復旧後に速やかに、システム上で入力するといった運用が考えられる。この場合、電子管理票の備考欄には、電子管理票システムの不測の事態により当該対応を実施せざるを得なかった旨を記載すべきである。

第9章 本手引きに関する問合せ先

環境省 水・大気環境局 環境管理課環境汚染対策室

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

TEL : 03-3581-3351 (代表) 03-5521-8322 (直通)

Appendix-1 土対法における管理票に関する規定

土対法における管理票に関する規定

土対法における管理票に関する規定を以下に示す。

土対法	施行規則
<p>第四章 汚染土壌の搬出等に関する規制</p> <p>第一節 汚染土壌の搬出時の措置 (汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)</p> <p>第 16 条 <u>要措置区域等内の土地の土壌を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(汚染土壌の搬出の届出)</p> <p>第 61 条 法第 16 条第 1 項の届出は、様式第 26 による届出書を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>三 <u>搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票（法第 20 条第 1 項に規定する管理票をいう。以下同じ。）の写し</u></p>
<p>(運搬に関する基準)</p> <p>第 17 条 <u>要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者は、環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(運搬に関する基準)</p> <p>第 65 条 法第 17 条第 1 項の規定による汚染土壌の運搬の基準は、次のとおりとする。</p> <p>四 <u>運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬している旨を日本工業規格 Z 8305 に規定する 140 ポイント以上の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車等に当該汚染土壌に係る管理票（汚染土壌処理業に関する省令第 5 条第 23 号及び第 13 条第 1 項第 1 号に規定する場合にあつては、第 5 条第 23 号の管理票をいう。以下この条において同じ。）を備え付けること。</u></p> <p>十三 <u>管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。</u></p> <p>十四 <u>管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。</u></p>
<p>(管理票)</p> <p>第 20 条 <u>汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(管理票の交付)</p> <p>第 66 条 法第 20 条第 1 項の管理票の交付は、次により行うものとする。</p> <p>一 第 61 条第 2 項第 3 号又は第 64 条第 2 項第 2 号の規定により都道府県知事に提出した<u>管理票の写しの原本を交付</u>すること。</p> <p>二 <u>運搬の用に供する自動車等ごとに交付</u>すること。ただし、一の自動車等で運搬する汚染土壌の運搬先が二以上である場合には、運搬先ごとに交付すること。</p> <p>三 交付した管理票の控えを、運搬受託者（処理受託者がある場合にあつては、当該処理受託者）から<u>管理票の写しの送付があるまでの間保管</u>すること。</p>

土対法	施行規則
	<p>(管理票の記載事項等)</p> <p>第 67 条 法第 20 条第 1 項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>管理票の交付年月日及び交付番号</u></p> <p>二 <u>氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名</u></p> <p>三 <u>当該要措置区域等の所在地</u></p> <p>四 <u>法人にあつては、管理票の交付を担当した者の氏名</u></p> <p>五 <u>運搬受託者の住所及び連絡先</u></p> <p>六 <u>運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地</u></p> <p>七 <u>保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先</u></p> <p>八 <u>処理受託者の住所及び連絡先</u></p> <p>九 <u>当該委託に係る汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称及び所在地</u></p> <p>十 <u>当該委託に係る汚染土壌の荷姿</u></p> <p>2 管理票の様式は、様式第 29 のとおりとする。</p>
<p>3 汚染土壌の<u>運搬受託者</u>は、当該運搬を終了したときは、第一項の規定により交付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、第一項の規定により管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該汚染土壌について<u>処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。</u></p>	<p>(運搬受託者の記載事項)</p> <p>第 68 条 法第 20 条第 3 項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>運搬を担当した者の氏名</u></p> <p>二 <u>運搬の用に供した自動車等の番号</u></p> <p>三 <u>汚染土壌を引き渡した年月日</u></p> <p>四 <u>運搬を行った区間</u></p> <p>五 <u>当該委託に係る汚染土壌の重量</u></p> <p>(運搬受託者の管理票交付者への送付期限)</p> <p>第 69 条 法第 20 条第 3 項の環境省令で定める期間は、<u>運搬を終了した日から 10 日</u>とする。</p>
<p>4 汚染土壌の<u>処理受託者</u>は、当該処理を終了したときは、第一項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に<u>当該管理票の写しを送付しなければならない。</u>この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。</p>	<p>(処理受託者の記載事項)</p> <p>第 70 条 法第 20 条第 4 項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 <u>当該委託に係る汚染土壌の引渡しを受けた者の氏名</u></p> <p>二 <u>処理を担当した者の氏名</u></p> <p>三 <u>処理を終了した年月日</u></p> <p>四 <u>処理の方法</u></p> <p>(処理受託者の管理票交付者への送付期限)</p> <p>第 71 条 法第 20 条第 4 項の環境省令で定める期間は、<u>処理を終了した日から 10 日</u>とする。</p>
<p>5 管理票交付者は、前二項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、<u>当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。</u></p>	<p>(管理票交付者の管理票の写しの保存期間)</p> <p>第 72 条 法第 20 条第 5 項の環境省令で定める期間は、<u>5 年</u>とする。</p>
	<p>(管理票の写しの送付を受けるまでの期間)</p>

土対法	施行規則																	
<p>6 管理票交付者は、環境省令で定める期間内に、第 3 項又は第 4 項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>第 73 条 法第 20 条第 6 項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 法第 20 条第 3 項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から 40 日</p> <p>二 法第 20 条第 4 項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から 100 日</p> <p>(汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出)</p> <p>第 74 条 法第 20 条第 6 項の届出は、様式第 30 による届出書を提出して行うものとする。</p>																	
<p>7 運搬受託者は、第 3 項前段の規定により管理票の写しを送付したときは当該管理票を当該送付の日から、<u>第四項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。</u></p>	<p>(運搬受託者の管理票の保存期間)</p> <p>第 75 条 法第 20 条第 7 項の環境省令で定める期間は、5 年とする。</p>																	
<p>8 処理受託者は、第 4 項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から<u>環境省令で定める期間保存しなければならない。</u></p>	<p>(処理受託者の管理票の保存期間)</p> <p>第 76 条 法第 20 条第 8 項の環境省令で定める期間は、5 年とする。</p>																	
<p>9 前各項の規定は、<u>汚染土壌を他人に第 18 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。</u>この場合において、第 1 項中「(当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者)」とあるのは「(運搬を委託しない場合にあっては、当該汚染土壌を土地の形質の変更に使用する者)」と、「運搬又は処理を受託した者」とあるのは「運搬を受託した者又は土地の形質の変更に使用する者」と、第 3 項中「処理を委託された者」とあるのは「土地の形質の変更に使用する者」と、第 4 項中「の処理を受託した者(以下「処理受託者」という。)」とあるのは「を土地の形質の変更に使用する者(以下「土壌使用者」という。)」と、「処理を終了した」とあるのは「土地の形質の変更に使用させた」と、第 5 項中「運搬又は処理が終了した」とあるのは「運搬が終了し、又は土地の形質の変更が行われた」と、第 6 項中「委託に係る汚染土壌の運搬又は処理」とあるのは「運搬又は土地の形質の変更」と、前項中「処理受託者」とあるのは「土壌使用者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第 76 条の 2 法第 66 条から前条までの規定は、<u>汚染土壌を他人に法第 18 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。</u></p> <table border="1" data-bbox="798 1081 1439 2069"> <thead> <tr> <th data-bbox="798 1081 1011 1120">読み替える規定</th> <th data-bbox="1015 1081 1227 1120">読み替えられる字句</th> <th data-bbox="1230 1081 1439 1120">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="798 1122 1011 1261">第 66 条第 3 号</td> <td data-bbox="1015 1122 1227 1261">運搬受託者(処理受託者がある場合にあっては、当該処理受託者)</td> <td data-bbox="1230 1122 1439 1261">運搬受託者(土壌使用者がある場合にあっては、当該土壌使用者)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1263 1011 1821">第 67 条第 1 項第 3 号</td> <td data-bbox="1015 1263 1227 1821">当該要措置区域等の所在地</td> <td data-bbox="1230 1263 1439 1821">汚染土壌を法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域変更時要届出区域の所在地又は汚染土壌を同項第 3 号に規定する土地の形質変更時要届出区域の変更に使用する場合にあっては、当該要措置区域等の所在地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1823 1011 1895">第 67 条第 1 項第 8 号</td> <td data-bbox="1015 1823 1227 1895">処理受託者</td> <td data-bbox="1230 1823 1439 1895">土壌使用者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 1897 1011 2069">第 67 条第 1 項第 9 号</td> <td data-bbox="1015 1897 1227 2069">当該委託に係る汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称及び所在地</td> <td data-bbox="1230 1897 1439 2069">汚染土壌を法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当</td> </tr> </tbody> </table>			読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第 66 条第 3 号	運搬受託者(処理受託者がある場合にあっては、当該処理受託者)	運搬受託者(土壌使用者がある場合にあっては、当該土壌使用者)	第 67 条第 1 項第 3 号	当該要措置区域等の所在地	汚染土壌を法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域変更時要届出区域の所在地又は汚染土壌を同項第 3 号に規定する土地の形質変更時要届出区域の変更に使用する場合にあっては、当該要措置区域等の所在地	第 67 条第 1 項第 8 号	処理受託者	土壌使用者	第 67 条第 1 項第 9 号	当該委託に係る汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称及び所在地	汚染土壌を法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																
第 66 条第 3 号	運搬受託者(処理受託者がある場合にあっては、当該処理受託者)	運搬受託者(土壌使用者がある場合にあっては、当該土壌使用者)																
第 67 条第 1 項第 3 号	当該要措置区域等の所在地	汚染土壌を法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要届出区域変更時要届出区域の所在地又は汚染土壌を同項第 3 号に規定する土地の形質変更時要届出区域の変更に使用する場合にあっては、当該要措置区域等の所在地																
第 67 条第 1 項第 8 号	処理受託者	土壌使用者																
第 67 条第 1 項第 9 号	当該委託に係る汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称及び所在地	汚染土壌を法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当																

土対法	施行規則		
			該搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域の所在地又は汚染土壌を同項第3号に規定する土地の形質変更時要届出区域の変更に使用する場合には、当該搬出先の要措置区域等の所在地
	第70条見出し	処理受託者	土壌使用者
	第70条第1号	委託	土地の形質の変更
	第70条第2号	処理を担当した	土地の形質の変更をした
	第70条第3号	処理を終了した	土地の形質の変更をした
	第70条第4号	処理	土地の形質変更時要届出区域の変更
	第71条見出し	処理受託者	土壌使用者
	第71条	処理を終了した	土地の形質の変更をした
	第74条見出し	処理	土地の形質の変更
	第76条見出し	処理受託者	土壌使用者
<p>(虚偽の管理票の交付等の禁止)</p> <p>第21条 何人も、汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第3項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。</p> <p>2 何人も、汚染土壌の処理を受託していない又は汚染土壌を土地の形質の変更に使用しないにもかかわらず、前条第4項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。</p> <p>3 運搬受託者、処理受託者又は汚染土壌を第18条第1項第2号若しくは第3号に規定する土地の形質の変更に使用する者は、受託した汚染土壌の運搬若しくは処理を終了していない又は汚染土壌を土地の形質の変更に使用していないにもかかわらず、前条第3項又は第4項の送付をしてはならない。</p>			
<p>第二節 汚染土壌処理業 (汚染土壌処理業)</p> <p>第22条 汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌処理施設ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>6 汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に従い、<u>汚染土壌の処理を行わなければならない。</u></p>	<p>汚染土壌処理業に関する省令 (汚染土壌の処理に関する基準)</p> <p>第5条 法第22条第6項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>二十二 汚染土壌処理施設に搬入された汚染土壌を当該汚染土壌処理施設外へ搬出しないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>□ 当該汚染土壌を申請書に記載した再処理汚染土壌処理施設に搬入するために搬出する場合</p> <p>二十三 前号□の場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときには、<u>法第20条第1項の規定の例により</u>、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の</p>		

土対法	施行規則
	<p>運搬を受託した者に対し、<u>管理票を交付</u>しなければならないこと。</p> <p>二十四 再処理汚染土壌処理施設において処理を行う汚染土壌処理業者（次号において「再処理汚染土壌処理業者」という。）は、当該処理に係る汚染土壌の<u>引渡しを受けたときは、前号の運搬を受託した者から同号の規定により交付された管理票を受領し、当該管理票に記載されている事項に誤りがないことを確認するとともに、法第 20 条第 4 項の規定の例により、当該汚染土壌を引き渡した汚染土壌処理業者に当該管理票の写しを送付</u>しなければならないこと。</p>
<p>第八章 罰則</p> <p>第 66 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。</p> <p>六 第 20 条第 1 項（同条第 2 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）及び第 9 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第 1 項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者</p>	
<p>七 第 20 条第 3 項前段又は第 4 項（これらの規定を同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者</p>	
<p>八 第 20 条第 3 項後段（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を回付しなかった者</p>	
<p>九 第 20 条第 5 項、第 7 項又は第 8 項（これらの規定を同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者</p>	
<p>十 第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者</p>	
<p>十一 第 21 条第 3 項の規定に違反して、送付をした者</p>	

Appendix-2 e 文書法、e 文書規則の規定及び運用方法

e 文書法、e 文書規則の規定及び運用方法

令和6（2024）年4月1日の改正 e 文書規則の施行により、土対法上の管理票に係る全ての行為を電子データで運用することが可能となる。

- ① 管理票の作成
- ② 管理票の交付
- ③ 管理票の備付け
- ④ 管理票の回付
- ⑤ 管理票の送付
- ⑥ 管理票の保管
- ⑦ 管理票の保存

これらの行為について、e 文書法及び e 文書規則の規定に基づく運用方法の例を以下に示す。

1. 管理票の作成

(1) e 文書法及び e 文書規則での規定

管理票の作成は、e 文書法及び e 文書規則において「作成」に該当し、表 1 に示すとおり規定されている。

表 1 e 文書法・e 文書規則における「作成」に関する規定

<p>【e 文書法】</p> <p>第 2 条 (定義)</p> <p>第 5 号 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。</p> <p>第 4 条(電磁的記録による作成)</p> <p>第 1 項 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。</p> <p>第 2 項 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する法令の規定を適用する。</p>
<p>【e 文書規則】</p> <p>第 6 条(電磁的記録による作成)</p> <p>第 1 項 民間事業者等が、法第 4 条第 1 項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、当該民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。</p>

(2) 運用方法の例

e 文書法及び e 文書規則に沿った運用方法の例を図 1 に示す。

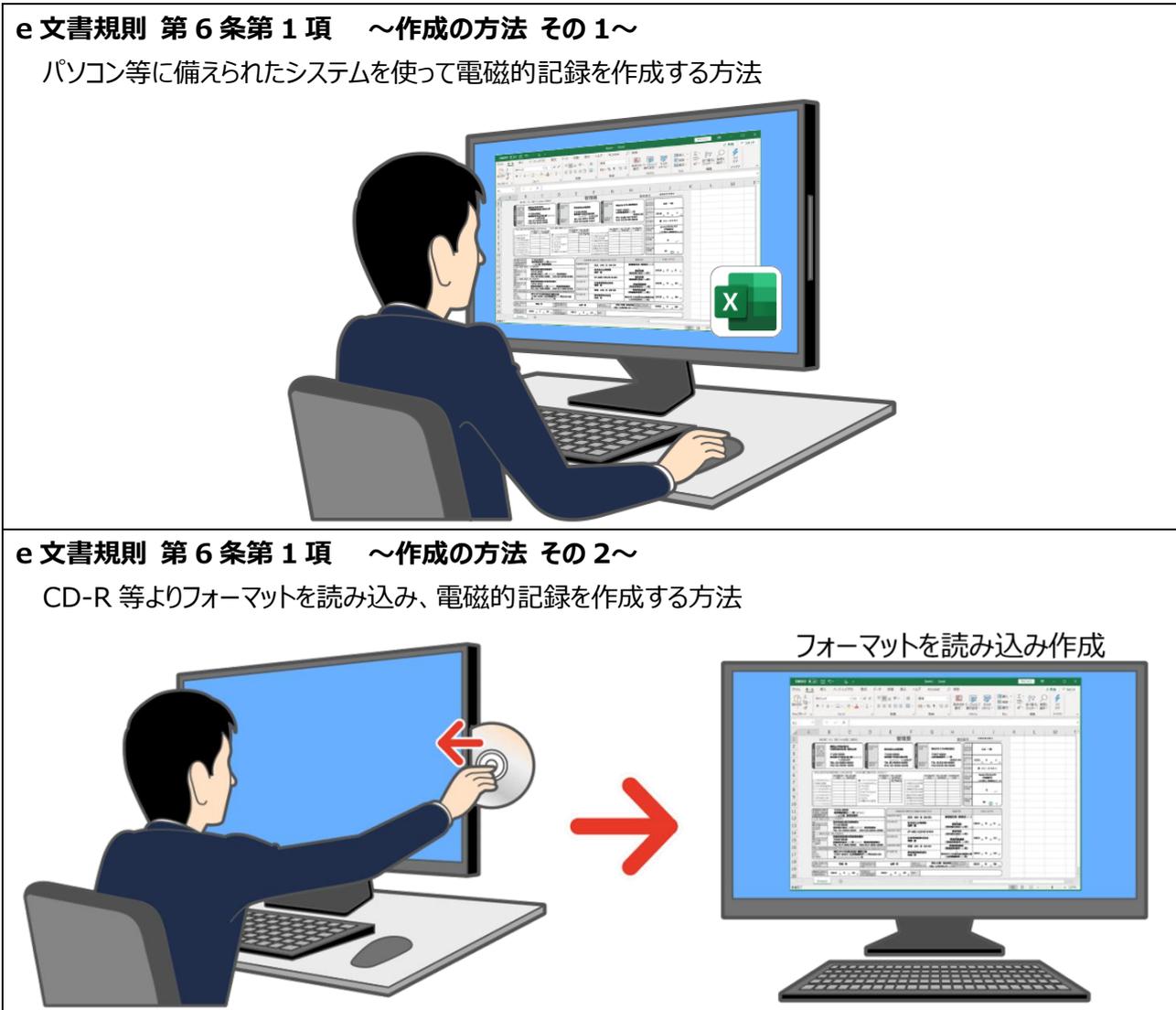


図 1 運用方法の例【管理票の作成】

2. 管理票の交付・回付・送付

(1) e 文書法及び e 文書規則での規定

管理票の交付・回付・送付は、e 文書法及び e 文書規則において「交付等」に該当し、表 2 に示すとおり規定されている。

表 2 e 文書法・e 文書規則における「交付等」に関する規定

<p>【e 文書法】</p> <p>第 2 条 (定義)</p> <p>第 9 号 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。</p> <p>第 6 条(電磁的記録による交付等)</p> <p>第 1 項 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であって主務省令で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。</p> <p>第 2 項 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する法令の規定を適用する。</p>
<p>【e 文書規則】</p> <p>第 10 条(電磁的記録による交付等)</p> <p>第 1 項 民間事業者等が、e 文書法第 6 条第 1 項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>第 1 号 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法</p> <p>第 2 号 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>第 2 項 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。</p>

(2) 運用方法の例

e 文書法及び e 文書規則に沿った運用方法の例を図 2 及び図 3 に示す。

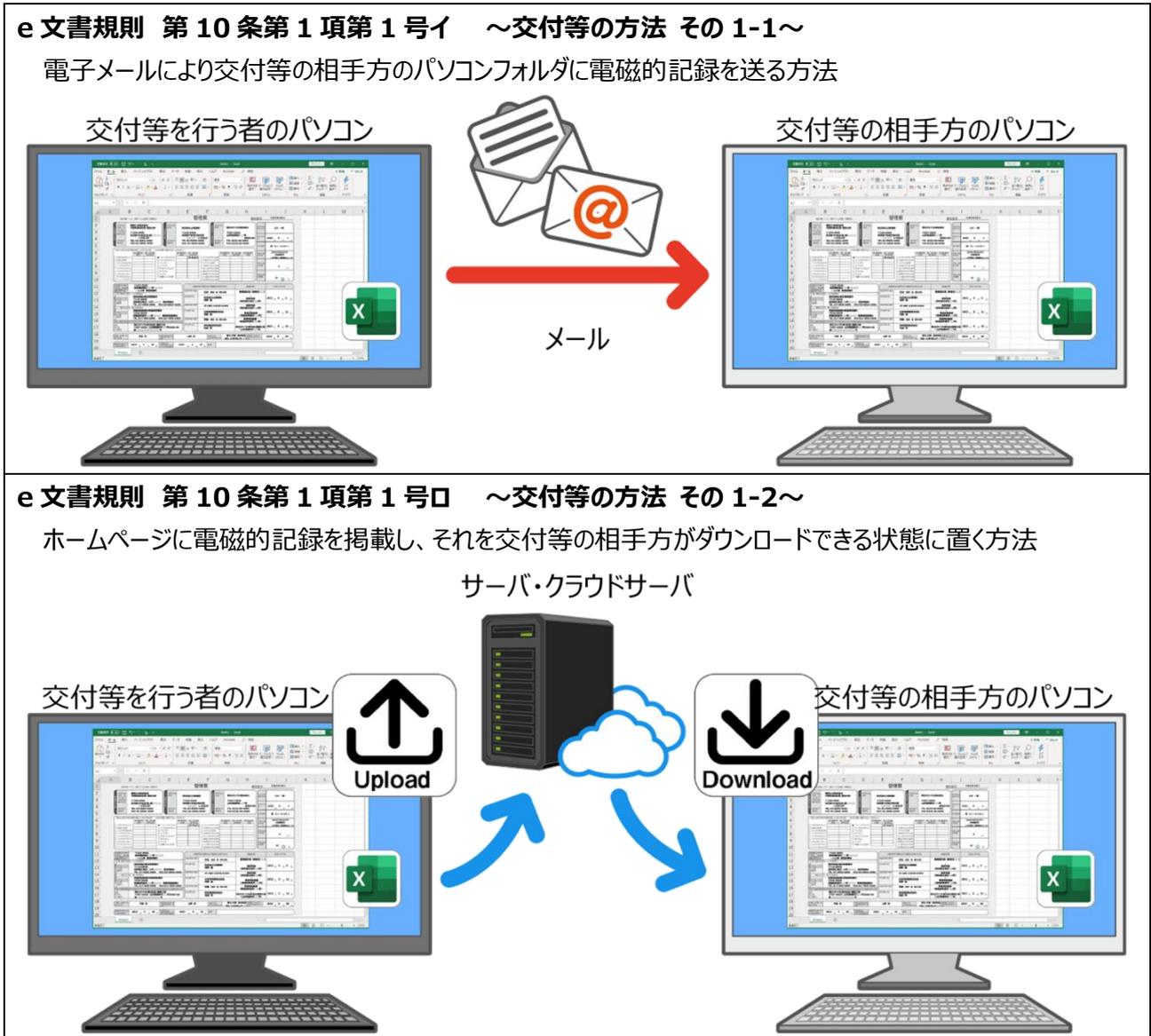
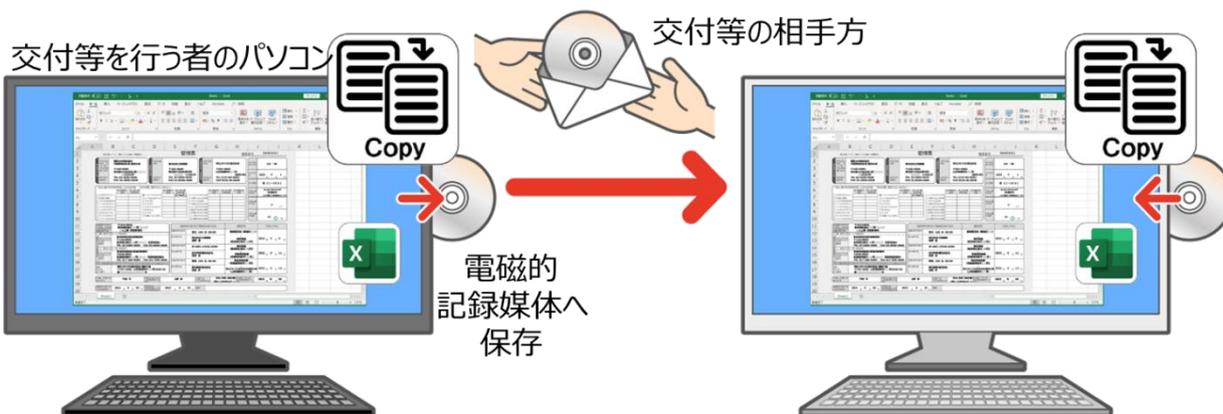


図 2 運用方法の例【管理票の交付・回付・送付（1）】

e 文書規則 第 10 条第 1 項第 2 号 ～交付等の方法 その 2～

電磁的記録を記録した CD-R 等を交付等の相手に手交する方法



e 文書規則 第 10 条第 2 項 ～交付等にあたっての要件～

交付した電磁的記録は交付等の相手方が書面に印刷ができること

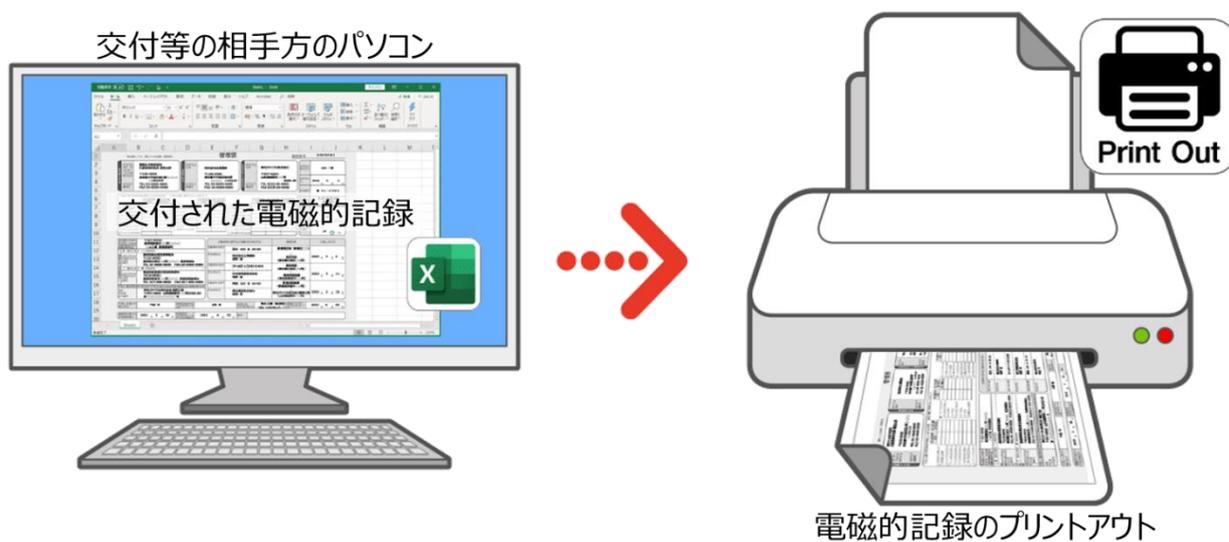


図 3 運用方法の例【管理票の交付・回付・送付（2）】

3. 管理票の備付け・保管・保存

(1) e 文書法及び e 文書規則での規定

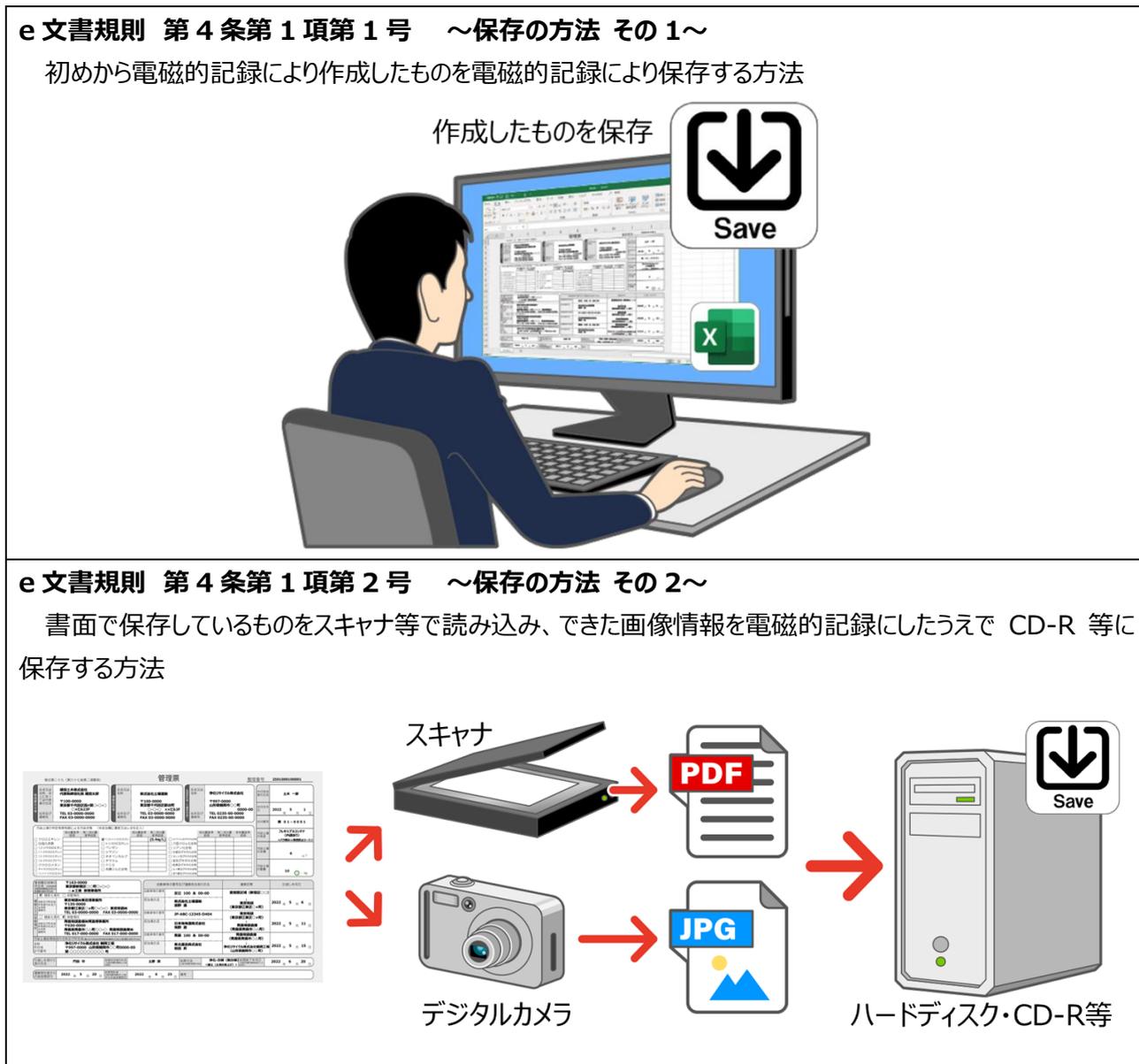
管理票の備付け・保管・保存は、e 文書法及び e 文書規則において「保存」に該当し、表 3 に示すとおり規定されている。

表 3 e 文書法・e 文書規則における「保存」に関する規定

<p>【e 文書法】</p> <p>第 2 条 (定義)</p> <p>第 9 号 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。</p> <p>第 3 条(電磁的記録による保存)</p> <p>第 1 項 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（主務省令で定めるものに限る。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。</p> <p>第 2 項 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する法令の規定を適用する。</p>
<p>【e 文書規則】</p> <p>第 4 条(電磁的記録による保存)</p> <p>第 1 項 民間事業者等が、法第 3 条第 1 項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>第 1 号 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>第 2 号 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってきた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法</p> <p>第 2 項 民間事業者等が、前項各号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。</p>

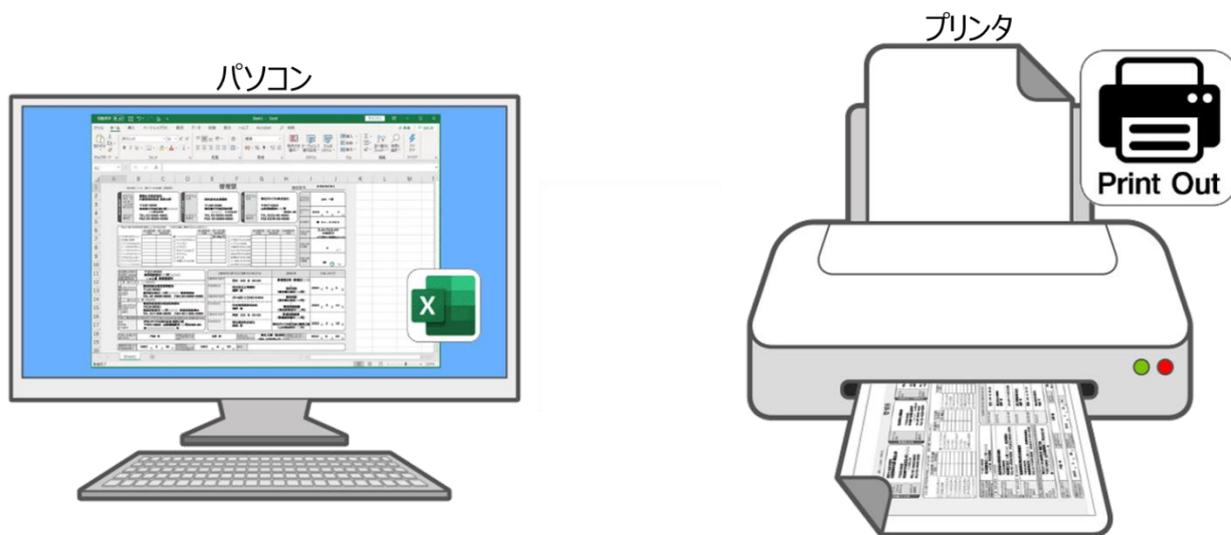
(2) 運用方法の例

e 文書法及び e 文書規則に沿った運用方法の例を図 4 及び図 5 に示す。



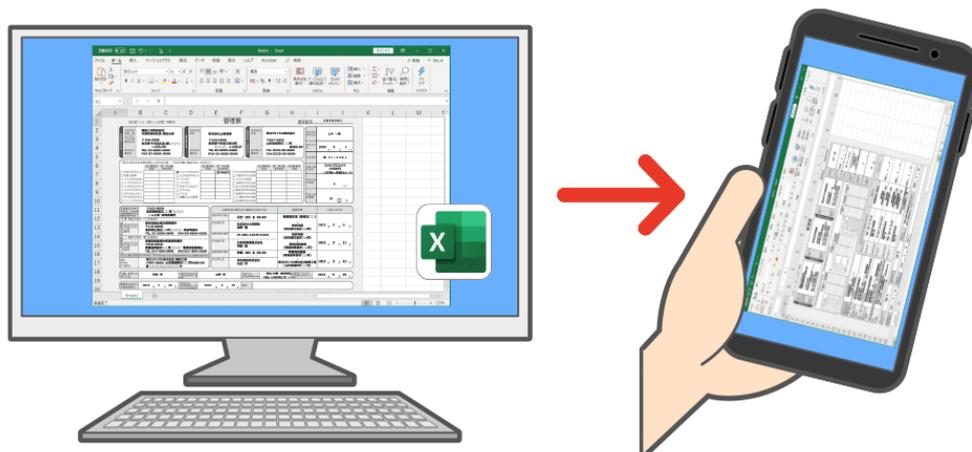
e 文書規則 第 4 条第 2 項 ～保存にあたっての要件～

必要に応じて整然とした形式・明瞭な状態で画面表示・印刷ができること。



備付け例

① パソコンで作成した様式に則った電磁的記録をスマートフォンの画面で確認できること。



② 電磁的記録ごとに識別できるバーコード等が描かれた書面を所持すること。

書面に描かれたバーコードをスマートフォン等で読み取り、バーコードから電磁的記録を表示



図 5 運用方法の例【備付け・保管・保存（2）】

Appendix-3 環境省や自治体に提供する電子管理票データの入力方法等

環境省や自治体に提供する電子管理票データの入力方法等

第7章に記載したとおり、電子管理票データを環境省や自治体が確認・集計等に用いることができれば、同法の運用状況の把握や分析が容易になることが期待されるため、システム提供事業者は、取得したデータを環境省や自治体に提供することが望ましい。

1. 環境省へのデータ提供

1.1 法定データ項目のうち提供が望ましいデータ

システム提供事業者は、法定データ項目のうち、表1の**赤太字**で記載されたデータを提供する。

環境省は、データ提供を受けることで、汚染土壌の体積、重量、特定有害物質による汚染状態からは「汚染土壌の性状」、要措置区域等及び汚染土壌処理施設の所在地、積替え場所・保管場所に関するデータからは「汚染土壌の移動状況」、引渡し年月日や処理終了年月日、処理方法からは「運搬・処理に要する期間、処理状況」等を把握することができる。

表1 法定データ項目のうち提供するデータ

1. 管理票交付者の氏名又は名称(法人の場合は代表者氏名)	28. 積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称
2. 管理票交付者の住所	29. 積替え場所又は保管場所の連絡先
3. 管理票交付者の連絡先	30. 汚染土壌処理施設の名称
4. 運搬受託者の氏名又は名称	31. 汚染土壌処理施設の所在地
5. 運搬受託者の住所	32. 汚染土壌処理施設の許可番号
6. 運搬受託者の連絡先	33. 自動車等の番号
7. 処理受託者の氏名又は名称	34. 運搬担当者の氏名
8. 処理受託者の住所	35. 運搬区間(開始)
9. 処理受託者の連絡先	36. 運搬区画(終了)
10. 整理番号	37. 引渡し年月日
11. 交付担当者の氏名	38. 自動車等の番号
12. 交付年月日	39. 運搬担当者の氏名
13. 交付番号	40. 運搬区間(開始)
14. 汚染土壌の荷姿	41. 運搬区画(終了)
15. 汚染土壌の体積	42. 引渡し年月日
16. 汚染土壌の重量	43. 自動車等の番号
17. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(特定有害物質)	44. 運搬担当者の氏名
18. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(汚染状態)	45. 運搬区間(開始)
19. 要措置区域等の所在地	46. 運搬区画(終了)
20. 積替え場所又は保管場所	47. 引渡し年月日
21. 積替え場所又は保管場所の名称	48. 引き渡しを受けた者の氏名
22. 積替え場所又は保管場所の所在地	49. 処理担当者の氏名
23. 積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称	50. 処理方法
24. 積替え場所又は保管場所の連絡先	51. 処理終了年月日
25. 積替え場所又は保管場所	52. 運搬受託者からの返送確認日
26. 積替え場所又は保管場所の名称	53. 処理受託者からの返送確認日
27. 積替え場所又は保管場所の所在地	54. 備考

1.2 推奨データ項目のうち提供が望ましいデータ

推奨データ項目を採用したシステム提供事業者は、利用者の同意を得た上で、表2に示す全てのデータを環境省に提供する。

環境省は、データ提供を受けることで、土壌の種別からは「法に基づく処理又は法に準じた処理の状況」、要措置区域等の種別からは「汚染土壌搬出元の区域の状態」、搬出先の種別からは「汚染土壌処理施設での処理の例外である飛び地間移動、区域間移動の活用状況」、運搬の種別からは「複数の汚染土壌処理施設における処理状況」等を把握することができる。

表2 推奨データ項目のうち提供するデータ

推奨データの項目の種類		推奨データ項目の内容
A.土壌の種別		①法対象土壌 ②法対象外土壌
B.要措置区域等の種別	区域の種別 (B-1)	①要措置区域 ②形質変更時要届出区域（自然由来特例区域） ③形質変更時要届出区域（埋立地特例区域） ④形質変更時要届出区域（埋立地管理区域） ⑤形質変更時要届出区域（一般管理区域）
	指定の有無 (B-2)	①臨海部特例区域指定の有無 ②自然由来等形質変更時要届出区域指定の有無
C.搬出先の種別		①汚染土壌処理施設 ②飛び地間移動 ③区域間移動
D.運搬の種別		①1次運搬(1次管理票) ②2次運搬(2次管理票) ③3次運搬以上(3次管理票以上)

1.4 データ入力方法

管理票交付者等が入力した電子管理票データを環境省に提供すると、環境省では当該データを活用して土対法の運用状況等の分析等を実施することになるが、システム提供事業者は、他の電子管理票システムとの入力形式の統一性を図るため、利用者に対して以下の方法でのデータ入力を求めること。

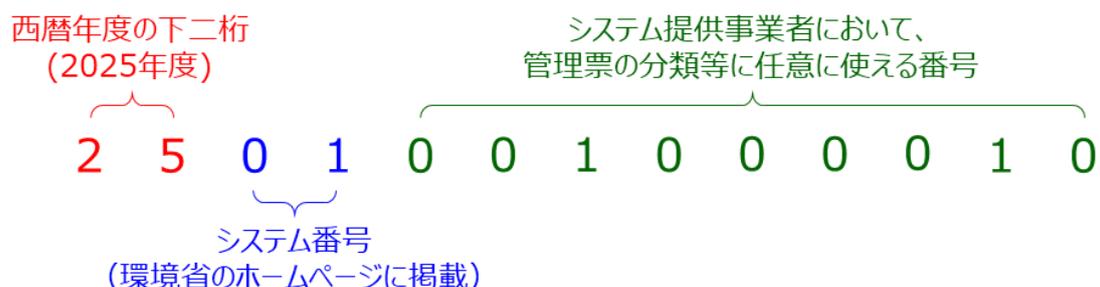
(1) 法定データ項目の入力方法

(a) 整理番号【管理票項目番号 10】

「システム提供事業者が枚数管理等の目的で予め付与する運用が想定されること」、「他のシステム提供事業者が提供する電子管理票システムの整理番号との重複を避ける必要があること」を踏まえ、以下のような構成で付与すること。

- ① 桁数：13桁の数字で構成するものとする。
- ② 1～2桁目：西暦年度の下2桁とする。
- ③ 3～4桁目：環境省 HP に掲載されたシステム番号とする。
- ④ 5～13桁目：システム提供事業者において、管理票の分類等に任意に使える番号とする。

【整理番号の例】



(b) 交付年月日【管理票項目番号 12】

西暦での入力とする。

(c) 汚染土壌の体積【管理票項目番号 15】

単位を平方メートルとし、単位の入力は不要とする。

(d) 汚染土壌の重量【管理票項目番号 16】

単位をトンとし、単位の入力は不要とする。

(e) 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(汚染状態)【管理票項目番号 18】

土壌溶出量を入力する場合は mg/L、土壌含有溶出量を入力する場合は mg/kg とし、単位の入力は不要とする。

(f) 要措置区域等の所在地【管理票項目番号 19】

市町村までの情報を入力する。

(g) 積替え場所又は保管場所の所在地【管理票項目番号 22・27】

市町村までの情報を入力する。

(h) 引渡し年月日【管理票項目番号 37・42・47】

西暦での入力とする。

(i) 処理方法【管理票項目番号 50】

ア. 汚染土壌処理施設への搬出の場合

汚染土壌処理施設への搬出の場合には、施設の種類により、表 4 に示す処理方法を入力する。

表 4 汚染土壌処理施設の種類の種類と処理方法

施設の種類の種類		処理方法
浄化等処理施設	浄化	抽出－洗浄処理
		抽出－化学脱着
		抽出－熱脱着
		抽出－磁力選別
		分解－化学処理
		分解－生物処理
	溶融	溶融
不溶化	不溶化	
セメント製造施設		セメント製造施設
埋立処理施設		内陸埋立処理施設
		水面埋立処理施設
		盛土構造物等
分別等処理施設		異物除去
		含水率調整
自然由来等土壌利用施設	自然由来等土壌構造物利用施設	自然由来等土壌構造物利用施設
	自然由来等土壌海面埋立施設	自然由来等土壌海面埋立施設

イ. 飛び地間移動及び区域間移動の場合

飛び地間移動及び区域間移動の場合には、汚染土壌の使用方法を入力する。

(j) 処理終了年月日【管理票項目番号 51】

西暦での入力とする。

(2) 推奨データ項目の入力方法

(a) 土壌の種別【推奨データ項目の種類 A】

以下のいずれかの項目を選択し、入力する。

- ① 法対象土壌
- ② 法対象外土壌

(b) 要措置区域等の種別（区域の種別）【推奨データ項目の種類 B-1】

以下のいずれかの項目を選択し、入力する。

- ① 要措置区域
- ② 形質変更時要届出区域（自然由来特例区域）
- ③ 形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）
- ④ 形質変更時要届出区域（埋立地管理区域）
- ⑤ 形質変更時要届出区域（一般管理区域）

(c) 要措置区域等の種別（指定の有無）【推奨データ項目の種類 B-2】

以下の区域への指定があるか否かを入力する。

- ① 臨海部特例区域
- ② 自然由来等形質変更時要届出区域

(d) 搬出先の種別【推奨データ項目の種類 C】

以下のいずれかの項目を選択し、入力する。

- ① 汚染土壌処理施設
 - ② 飛び地間移動
- ② 区域間移動

(e) 運搬の種別【推奨データ項目の種類 D】

以下のいずれかの項目を選択し、入力する。

- ① 1次運搬（1次管理票）
 - ② 2次運搬（2次管理票）
- ③ 3次運搬以上（3次管理票以上）

1.5 データ提供頻度

環境省における土対法の施行状況等の調査は毎年度行われている。このため、システム提供事業者が環境省に対してデータ提供を行う際には、頻度は1年間に1回とし、電子管理票データを年度ごとにとりまとめ、概ね翌年度の6月末までに提供することが望ましい。

なお、システム提供を廃止する場合においては、当該廃止時にも環境省へデータ提供することが望ましい。

2. 自治体へのデータ提供

2.1 法定データ項目のうち提供が望ましいデータ

要措置区域等での措置の実施等により、汚染土壌の区域外への搬出が発生した場合には、搬出側の自治体では汚染土壌の適正な運搬・処理の実施を確認するため、報告徴収の規定等により（土対法第54条第3項及び第4項）、管理票交付者等に対して管理票データの提出を求める場合がある。一方、受入側の自治体では、汚染土壌の処理状況の報告のため、汚染土壌処理業者に対して管理票データの提出を求める場合がある（処理業ガイドライン 1.7 参照）。

このような法定データ項目の土対法上の位置付けに鑑み、システム提供事業者は、表5に示す全てのデータについて、自治体から求めがあった場合には、自治体へ提供するものとする。

表5 法定データ項目のうち提供するデータ

1. 管理票交付者の氏名又は名称(法人の場合は代表者氏名)	28. 積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称
2. 管理票交付者の住所	29. 積替え場所又は保管場所の連絡先
3. 管理票交付者の連絡先	30. 汚染土壌処理施設の名称
4. 運搬受託者の氏名又は名称	31. 汚染土壌処理施設の所在地
5. 運搬受託者の住所	32. 汚染土壌処理施設の許可番号
6. 運搬受託者の連絡先	33. 自動車等の番号
7. 処理受託者の氏名又は名称	34. 運搬担当者の氏名
8. 処理受託者の住所	35. 運搬区間(開始)
9. 処理受託者の連絡先	36. 運搬区画(終了)
10. 整理番号	37. 引渡し年月日
11. 交付担当者の氏名	38. 自動車等の番号
12. 交付年月日	39. 運搬担当者の氏名
13. 交付番号	40. 運搬区間(開始)
14. 汚染土壌の荷姿	41. 運搬区画(終了)
15. 汚染土壌の体積	42. 引渡し年月日
16. 汚染土壌の重量	43. 自動車等の番号
17. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(特定有害物質)	44. 運搬担当者の氏名
18. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(汚染状態)	45. 運搬区間(開始)
19. 要措置区域等の所在地	46. 運搬区画(終了)
20. 積替え場所又は保管場所	47. 引渡し年月日
21. 積替え場所又は保管場所の名称	48. 引渡しを受けた者の氏名
22. 積替え場所又は保管場所の所在地	49. 処理担当者の氏名
23. 積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称	50. 処理方法
24. 積替え場所又は保管場所の連絡先	51. 処理終了年月日
25. 積替え場所又は保管場所	52. 運搬受託者からの返送確認日
26. 積替え場所又は保管場所の名称	53. 処理受託者からの返送確認日
27. 積替え場所又は保管場所の所在地	54. 備考

2.2 推奨データ項目のうち提供が望ましいデータ

推奨データ項目についても、2.1と同様、システム提供事業者は、自治体からの提供の希望があった場合には、利用者の同意を得た上で、表2に示した全てのデータを提供すること。

2.3 データ入力方法

自治体へ提供する法定データ項目及び推奨データ項目の入力方法については、1.4に示した方法で実施すること。

Appendix-4 環境省 HP 掲載に係る依頼書の様式

システム提供事業者一覧掲載依頼書

システム提供事業者一覧掲載内容変更依頼書

システム提供事業者一覧掲載削除依頼書

様式 1

システム提供事業者一覧掲載依頼書

年 月 日

環境省 水・大気環境局 環境管理課
環境汚染対策室長 殿

依頼者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

電子管理票システム提供事業者一覧表への掲載を依頼します。

会 社 名	
シ ス テ ム 名	
住 所	
電 話 番 号	
E メールアドレス	
情報公開しているホームペ ージのアドレス	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

責任者 所属・職名・氏名	
担当者 所属・職名・氏名	
電 話 番 号	
E メールアドレス	

様式 2

システム提供事業者一覧掲載内容変更依頼書

年 月 日

環境省 水・大気環境局 環境管理課
 環境汚染対策室長 殿

依頼者 氏名又は名称及び住所並びに法人
 にあつては、その代表者の氏名

下記のとおり、電子管理票システム提供事業者一覧表の掲載内容変更を依頼します。

一覧表 No		
変更の内容	旧	新
変 更 日		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

責任者 所属・職名・氏名	
担当者 所属・職名・氏名	
電 話 番 号	
E メールアドレス	

様式 3

システム提供事業者一覧掲載削除依頼書

年 月 日

環境省 水・大気環境局 環境管理課
環境汚染対策室長 殿

依頼者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

電子管理票システム提供事業者一覧表の掲載から削除を依頼します。

印

掲載削除 一覧表 No.

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

責任者 所属・職名・氏名	
担当者 所属・職名・氏名	
電話番号	
E メールアドレス	

Appendix-5 適合性の確保等の対応状況等に関する調査票

適合性の確保等の対応状況等に関する調査票

※クリーム色セルに記入、又は選択してください。

会社名		環境省HP公開に使用するため、記入内容に誤り等がないようご注意ください。	
システム名			
住所			
電話番号			
E メールアドレス			
システムの情報を公開している自社HPのアドレス			
機能要件の充足可否	Case1 一般的な運搬	対応・未対応	それぞれのCaseにおいて、「対応・未対応」を選択し、対応しているCaseについて機能要件シートを記入してください。
	Case2 積替え・保管がある運搬	対応・未対応	
	Case3 飛び地間・区域間移動	対応・未対応	
	Case4 再処理汚染土壌処理施設への運搬	対応・未対応	
セキュリティ要件の充足可否	不正利用防止に関する項目	有・無	「2.セキュリティ要件」シートを基に記入してください。
	情報セキュリティに関する項目	有・無	
任意拡充機能の実装状況	管理票交付者向け機能	/9	「3.任意拡充機能」シートを基に実装している機能数について記入してください。
	運搬受託者・処理受託者向け機能	/9	
	自治体向け機能	/6	
	推奨データ項目	/5	
	その他	有・無	
責任者		「4.その他の任意拡充機能」シートを基に記入してください。	
所属・職名・氏名			
担当者			
所属・職名・氏名			

調査票 記入要領

- ① 「1.1 機能要件【Case1】」～「1.4 機能要件【Case4】」、「2. セキュリティ要件」、「3. 任意拡充機能」シートの「実装状況」のセルについて、該当する機能を実装している場合は『○』を選択してください。
一部機能のみ実装している場合は未実装の扱いとなります（『○』を選択しないでください）。
- ② 「1.1 機能要件【Case1】」～「1.4 機能要件【Case4】」シートにおける『□チェック』は各項目の実装状況の確認欄です。
クリックにより『レ点』を挿入できるため、必要に応じて御利用ください。
- ③ 各シートの「補足事項等」は、必要に応じて機能の詳細等について記入してください。
- ④ 「4.その他の任意拡充機能」シートにおいて、「3.任意拡充機能」シート以外の機能を10項目記入できます。
11項目以上の場合、シートをコピーして記入してください。
- ⑤ 「5.PR等」シートを活用し、システムの特徴の紹介や利用時に受けられるサービス等、利用者へのPR事項等を記入してください。

システムの機能		実装状況	補足事項等
1. 機能要件			
1.1 一般的な運搬【Case1】			
要措置区域等から汚染土壌処理施設へ直接運搬			
1.1.1 法定データ項目 【数字】：「電子管理票システムに関する手引き」で示した管理票項目番号			
1	管理票交付者の氏名又は名称(法人の場合は代表者氏名)【1】	<input type="checkbox"/> チェック	
2	管理票交付者の住所【2】	<input type="checkbox"/> チェック	
3	管理票交付者の連絡先【3】	<input type="checkbox"/> チェック	
4	運搬受託者の氏名又は名称【4】	<input type="checkbox"/> チェック	
5	運搬受託者の住所【5】	<input type="checkbox"/> チェック	
6	運搬受託者の連絡先【6】	<input type="checkbox"/> チェック	
7	処理受託者の氏名又は名称【7】	<input type="checkbox"/> チェック	
8	処理受託者の住所【8】	<input type="checkbox"/> チェック	
9	処理受託者の連絡先【9】	<input type="checkbox"/> チェック	
10	整理番号【10】	<input type="checkbox"/> チェック	
11	交付担当者の氏名【11】	<input type="checkbox"/> チェック	
12	交付年月日【12】	<input type="checkbox"/> チェック	
13	交付番号【13】	<input type="checkbox"/> チェック	
14	汚染土壌の荷姿【14】	<input type="checkbox"/> チェック	
15	汚染土壌の体積【15】	<input type="checkbox"/> チェック	
16	汚染土壌の重量【16】	<input type="checkbox"/> チェック	
17	汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(特定有害物質)【17】	<input type="checkbox"/> チェック	
18	汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(汚染状態)【18】	<input type="checkbox"/> チェック	
19	要措置区域等の所在地【19】	<input type="checkbox"/> チェック	
20	汚染土壌処理施設の名称【30】	<input type="checkbox"/> チェック	
21	汚染土壌処理施設の所在地【31】	<input type="checkbox"/> チェック	
22	汚染土壌処理施設の許可番号【32】	<input type="checkbox"/> チェック	
23	自動車等の番号【33】	<input type="checkbox"/> チェック	
24	運搬担当者の氏名【34】	<input type="checkbox"/> チェック	
25	運搬区間(開始)【35】	<input type="checkbox"/> チェック	
26	運搬区画(終了)【36】	<input type="checkbox"/> チェック	
27	引渡し年月日【37】	<input type="checkbox"/> チェック	
28	引き渡しを受けた者の氏名【48】	<input type="checkbox"/> チェック	
29	処理担当者の氏名【49】	<input type="checkbox"/> チェック	
30	処理方法【50】	<input type="checkbox"/> チェック	
31	処理終了年月日【51】	<input type="checkbox"/> チェック	
32	運搬受託者からの返送確認日【52】	<input type="checkbox"/> チェック	
33	処理受託者からの返送確認日【53】	<input type="checkbox"/> チェック	
34	備考【54】(※必要に応じて入力する可能性があるため、法定データ項目に含めている。)	<input type="checkbox"/> チェック	

システムの機能		実装状況	補足事項等
1.1.2 必須機能			
1	1-1-1 ①管理票の作成	様式第29で管理票が作成できること【施行規則第67条第2項】	<input type="checkbox"/> チェック
2	1-1-2 ①管理票の作成	管理票交付者が、管理票項目番号1～9、14、17～19、30～32へ入力できること【施行規則第61条第2項第3号】	<input type="checkbox"/> チェック
3	1-1-3 ①管理票の作成	管理票交付者が、搬出届出書の添付書類として提出※するため、入力データを様式第29で出力できること【施行規則第61条第2項第3号】 ※自治体によっては、入力データ（様式第29）を電子的に提出する場合もある	<input type="checkbox"/> チェック
4	1-2-1 ②交付	管理票交付者が、管理票を自動車等ごとに管理票データを引き渡すこと（交付）ができること【施行規則第66条第2号】	<input type="checkbox"/> チェック
5	1-2-2 ②交付	管理票交付者が、管理票項目番号10～13、15へ入力できること【施行規則第67条第1項第1～10号】	<input type="checkbox"/> チェック
6	1-2-3 ②交付	運搬担当者が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【施行規則第65条第13号】	<input type="checkbox"/> チェック
7	1-3-1 ③控えの保管	管理票交付者が、処理受託者から処理終了の管理票データを得るまでの間、交付した管理票データの取り出しができること【施行規則第66条第3号】	<input type="checkbox"/> チェック
8	1-4-1 ④備付け	運搬担当者が、自動車等ごとに管理票データを表示できること【施行規則第65条第4号】	<input type="checkbox"/> チェック
9	1-5-1 ⑤回付	運搬担当者が、管理票項目番号33～36へ入力できること【施行規則第65条第13号後段、施行規則第68条第1～4号】	<input type="checkbox"/> チェック
10	1-5-2 ⑤回付	運搬担当者が、管理票項目番号37へ入力できること【施行規則第65条第14号前段】	<input type="checkbox"/> チェック
11	1-5-3 ⑤回付	運搬担当者が、管理票項目番号16へ入力できること【施行規則第68条第5号】	<input type="checkbox"/> チェック
12	1-5-4 ⑤回付	運搬担当者が、処理受託者に対して管理票データを引き渡すこと（回付）ができること【法第20条第3項、施行規則第65条第14号後段】	<input type="checkbox"/> チェック
13	1-5-5 ⑤回付	処理受託者（引渡しを受けた者）が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【施行規則第65条第13号前段】	<input type="checkbox"/> チェック
14	1-5-6 ⑤回付	処理受託者（引渡しを受けた者）が、管理票項目番号48へ入力できること【施行規則第70条第1号】	<input type="checkbox"/> チェック
15	1-6-1 ⑥写しの送付	運搬受託者が、管理票交付者に運搬終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第20条第3項前段】	<input type="checkbox"/> チェック
16	1-6-2 ⑥写しの送付	管理票交付者が、運搬終了の管理票データを表示でき、管理票項目番号52へ入力できること【施行規則第69条】	<input type="checkbox"/> チェック
17	1-7-1 ⑦写しの保存	管理票交付者が、運搬終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第5項、施行規則第72条】	<input type="checkbox"/> チェック
18	1-7-2 ⑦写しの保存	運搬受託者が、運搬終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第7項、施行規則第75条】	<input type="checkbox"/> チェック
19	1-8-1 ⑧管理票の保存	処理受託者が、管理票項目番号49～51へ入力できること【施行規則第70条第2～3号】	<input type="checkbox"/> チェック
20	1-8-2 ⑧管理票の保存	処理受託者が、処理終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第8項、施行規則第76条】	<input type="checkbox"/> チェック
21	1-9-1 ⑨写しの送付	処理受託者が、管理票交付者に処理終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第20条第4項前段】	<input type="checkbox"/> チェック
22	1-9-2 ⑨写しの送付	管理票交付者が、処理終了の管理票データを表示でき、管理票項目番号53へ入力できること【施行規則第71条】	<input type="checkbox"/> チェック
23	1-9-3 ⑨写しの送付	処理受託者が、運搬受託者に処理終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第20条第4項後段】	<input type="checkbox"/> チェック
24	1-10-1 ⑩写しの保存	管理票交付者が、処理終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第5項、施行規則第72条】	<input type="checkbox"/> チェック
25	1-10-2 ⑩写しの保存	運搬受託者が、処理終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第7項、施行規則第75条】	<input type="checkbox"/> チェック

システムの機能		実装状況	補足事項等
1. 機能要件			
1.2 積替え・保管がある運搬【Case2】			
要措置区域等から積替え場所や保管場所を経由して、汚染土壌処理施設へ運搬			
1.2.1 法定データ項目 【数字】：「電子管理票システムに関する手引き」で示した管理票項目番号			
1	管理票交付者の氏名又は名称(法人の場合は代表者氏名)【1】	<input type="checkbox"/> チェック	
2	管理票交付者の住所【2】	<input type="checkbox"/> チェック	
3	管理票交付者の連絡先【3】	<input type="checkbox"/> チェック	
4	運搬受託者の氏名又は名称【4】	<input type="checkbox"/> チェック	
5	運搬受託者の住所【5】	<input type="checkbox"/> チェック	
6	運搬受託者の連絡先【6】	<input type="checkbox"/> チェック	
7	処理受託者の氏名又は名称【7】	<input type="checkbox"/> チェック	
8	処理受託者の住所【8】	<input type="checkbox"/> チェック	
9	処理受託者の連絡先【9】	<input type="checkbox"/> チェック	
10	整理番号【10】	<input type="checkbox"/> チェック	
11	交付担当者の氏名【11】	<input type="checkbox"/> チェック	
12	交付年月日【12】	<input type="checkbox"/> チェック	
13	交付番号【13】	<input type="checkbox"/> チェック	
14	汚染土壌の荷姿【14】	<input type="checkbox"/> チェック	
15	汚染土壌の体積【15】	<input type="checkbox"/> チェック	
16	汚染土壌の重量【16】	<input type="checkbox"/> チェック	
17	汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(特定有害物質)【17】	<input type="checkbox"/> チェック	
18	汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(汚染状態)【18】	<input type="checkbox"/> チェック	
19	要措置区域等の所在地【19】	<input type="checkbox"/> チェック	
20	積替え場所又は保管場所【20】	<input type="checkbox"/> チェック	
21	積替え場所又は保管場所の名称【21】	<input type="checkbox"/> チェック	
22	積替え場所又は保管場所の所在地【22】	<input type="checkbox"/> チェック	
23	積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称【23】	<input type="checkbox"/> チェック	
24	積替え場所又は保管場所の連絡先【24】	<input type="checkbox"/> チェック	
25	積替え場所又は保管場所【25】	<input type="checkbox"/> チェック	
26	積替え場所又は保管場所の名称【26】	<input type="checkbox"/> チェック	
27	積替え場所又は保管場所の所在地【27】	<input type="checkbox"/> チェック	
28	積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称【28】	<input type="checkbox"/> チェック	
29	積替え場所又は保管場所の連絡先【29】	<input type="checkbox"/> チェック	
30	汚染土壌処理施設の名称【30】	<input type="checkbox"/> チェック	
31	汚染土壌処理施設の所在地【31】	<input type="checkbox"/> チェック	
32	汚染土壌処理施設の許可番号【32】	<input type="checkbox"/> チェック	

システムの機能		実装状況	補足事項等
33	自動車等の番号【33】	<input type="checkbox"/> チェック	
34	運搬担当者の氏名【34】	<input type="checkbox"/> チェック	
35	運搬区間(開始)【35】	<input type="checkbox"/> チェック	
36	運搬区画(終了)【36】	<input type="checkbox"/> チェック	
37	引渡し年月日【37】	<input type="checkbox"/> チェック	
38	自動車等の番号【38】	<input type="checkbox"/> チェック	
39	運搬担当者の氏名【39】	<input type="checkbox"/> チェック	
40	運搬区間(開始)【40】	<input type="checkbox"/> チェック	
41	運搬区画(終了)【41】	<input type="checkbox"/> チェック	
42	引渡し年月日【42】	<input type="checkbox"/> チェック	
43	自動車等の番号【43】	<input type="checkbox"/> チェック	
44	運搬担当者の氏名【44】	<input type="checkbox"/> チェック	
45	運搬区間(開始)【45】	<input type="checkbox"/> チェック	
46	運搬区画(終了)【46】	<input type="checkbox"/> チェック	
47	引渡し年月日【47】	<input type="checkbox"/> チェック	
48	引き渡しを受けた者の氏名【48】	<input type="checkbox"/> チェック	
49	処理担当者の氏名【49】	<input type="checkbox"/> チェック	
50	処理方法【50】	<input type="checkbox"/> チェック	
51	処理終了年月日【51】	<input type="checkbox"/> チェック	
52	運搬受託者からの返送確認日【52】	<input type="checkbox"/> チェック	
53	処理受託者からの返送確認日【53】	<input type="checkbox"/> チェック	
54	備考【54】（※必要に応じて入力する可能性があるため、法定データ項目に含めている。）	<input type="checkbox"/> チェック	

システムの機能		実装状況	補足事項等
1.2.2 必須機能			
1	2-1-1 ①管理票の作成	様式第29で管理票が作成できること【施行規則第67条第2項】	<input type="checkbox"/> チェック
2	2-1-2 ①管理票の作成	管理票交付者が、管理票項目番号1～9、14、17～29、30～32へ入力できること【施行規則第61条第2項第3号】	<input type="checkbox"/> チェック
3	2-1-3 ①管理票の作成	管理票交付者が、搬出届出書の添付書類として提出するため、入力データを様式第29で出力できること【施行規則第61条第2項第3号】 ※自治体によっては、入力データ（様式第29）を電子的に提出する場合もある	<input type="checkbox"/> チェック
4	2-2-1 ②交付	管理票交付者が、管理票を自動車等ごとに管理票データを引き渡すこと（交付）ができること【施行規則第66条第2号】	<input type="checkbox"/> チェック
5	2-2-2 ②交付	管理票交付者が、管理票項目番号10～13、15へ入力できること【施行規則第67条第1項第1～10号】	<input type="checkbox"/> チェック
6	2-2-3 ②交付	運搬担当者①が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【施行規則第65条第13号】	<input type="checkbox"/> チェック
7	2-3-1 ③控えの保管	管理票交付者が、処理受託者から処理終了の管理票データを得るまでの間、交付した管理票データの取り出しができること【施行規則第66条第3号】	<input type="checkbox"/> チェック
8	2-4-1 ④備付け	運搬担当者①が、自動車等ごとに管理票データを表示できること【施行規則第65条第4号】	<input type="checkbox"/> チェック
9	2-5-1 ⑤回付	運搬担当者①が、管理票項目番号33～36へ入力できること【施行規則第65条第13号後段、施行規則第68条第1～4号】	<input type="checkbox"/> チェック
10	2-5-2 ⑤回付	運搬担当者①が、管理票項目番号37へ入力できること【施行規則第65条第14号前段】	<input type="checkbox"/> チェック
11	2-5-3 ⑤回付	運搬担当者①が、運搬担当者②に対して管理票データを引き渡すこと（回付）ができること【施行規則第65条第14号後段】	<input type="checkbox"/> チェック
12	2-5-4 ⑤回付	運搬担当者①が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【施行規則第65条第13号前段】 ※積替えがされた場合、管理票項目番号15（体積）が変化するため、そのデータが確認できる必要がある点に留意が必要	<input type="checkbox"/> チェック
13	2-6-1 ⑥備え付け	運搬担当者②が、自動車等ごとに管理票データを表示できること【施行規則第65条第4号】	<input type="checkbox"/> チェック
14	2-7-1 ⑦回付	運搬担当者②が、管理票項目番号38～41へ入力できること【施行規則第65条第13号後段、施行規則第68条第1～4号】	<input type="checkbox"/> チェック
15	2-7-2 ⑦回付	運搬担当者②が、管理票番号42へ入力できること【施行規則第65条第14号】	<input type="checkbox"/> チェック
16	2-7-3 ⑦回付	運搬担当者②が、運搬担当者③に対して管理票データを引き渡すこと（回付）ができること【施行規則第65条第14号後段】	<input type="checkbox"/> チェック
17	2-7-4 ⑦回付	運搬担当者②が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【施行規則第65条第13号前段】 ※積替えがされた場合、管理票項目番号15（体積）が変化するため、そのデータが確認できる必要がある点に留意が必要	<input type="checkbox"/> チェック
18	2-8-1 ⑧備え付け	運搬担当者③が、自動車等ごとに管理票データを表示できること【施行規則第65条第4号】	<input type="checkbox"/> チェック
19	2-9-1 ⑨回付	運搬担当者③が、管理票項目番号43～46へ入力できること【施行規則第65条第13号後段、施行規則第68条第1～4号】	<input type="checkbox"/> チェック
20	2-9-2 ⑨回付	運搬担当者③が、管理票番号47へ入力できること【施行規則第65条第14号】	<input type="checkbox"/> チェック
21	2-9-3 ⑨回付	運搬担当者③が、管理票項目番号16へ入力できること【施行規則第68条第5号】	<input type="checkbox"/> チェック
22	2-9-4 ⑨回付	運搬担当者③が、処理受託者に対して管理票データを引き渡すこと（回付）ができること【法第20条第3項、施行規則第65条第14号後段】	<input type="checkbox"/> チェック
23	2-9-5 ⑨回付	処理受託者（引渡しを受けた者）が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【施行規則第65条第13号前段】	<input type="checkbox"/> チェック
24	2-9-6 ⑨回付	処理受託者（引渡しを受けた者）が、管理票項目番号48へ入力できること【施行規則第70条第1号】	<input type="checkbox"/> チェック
25	2-10-1 ⑩写しの送付	運搬担当者③が、運搬受託者に運搬終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第20条第7項、施行規則第75条】	<input type="checkbox"/> チェック
26	2-10-2 ⑩写しの送付	運搬受託者が、管理票交付者に運搬終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第20条第3項前段】	<input type="checkbox"/> チェック
27	2-10-3 ⑩写しの送付	管理票交付者が、運搬終了の管理票データを表示でき、管理票項目番号52へ入力できること【施行規則第69条】	<input type="checkbox"/> チェック
28	2-11-1 ⑪写しの保存	管理票交付者が、運搬終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第5項、施行規則第72条】	<input type="checkbox"/> チェック
29	2-11-2 ⑪写しの保存	運搬受託者が、運搬終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第7項、施行規則第75条】	<input type="checkbox"/> チェック
30	2-12-1 ⑫管理票の保存	処理受託者が、管理票項目番号49～51へ入力できること【施行規則第70条第2～3号】	<input type="checkbox"/> チェック
31	2-12-2 ⑫管理票の保存	処理受託者が、処理終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第8項、施行規則第76条】	<input type="checkbox"/> チェック

システムの機能		実装状況	補足事項等
32	2-13-1 ㊸写しの送付	処理受託者が、管理票交付者に処理終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第20条第4項前段】	
33	2-13-2 ㊸写しの送付	管理票交付者が、処理終了の管理票データを表示でき、管理票項目番号53へ入力できること【施行規則第71条】	
34	2-13-3 ㊸写しの送付	処理受託者が、運搬受託者に処理終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第20条第4項後段】	
35	2-14-1 ㊸写しの保存	管理票交付者が、処理終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第5項、施行規則第72条】	
36	2-14-2 ㊸写しの保存	運搬受託者が、処理終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第7項、施行規則第75条】	

システムの機能		実装状況	補足事項等
1. 機能要件			
1.3 飛び地間移動・区域間移動【Case3】			
飛び地間移動による要措置区域等から他の要措置区域等への汚染土壌の運搬 区域間移動による自然由来等形質変更時要届出区域から他の自然由来等形質変更時要届出区域への汚染土壌の運搬			
1.3.1 法定データ項目 【数字】：「電子管理票システムに関する手引き」で示した管理票項目番号			
1	管理票交付者の氏名又は名称(法人の場合は代表者氏名)【1】	<input type="checkbox"/> チェック	
2	管理票交付者の住所【2】	<input type="checkbox"/> チェック	
3	管理票交付者の連絡先【3】	<input type="checkbox"/> チェック	
4	運搬受託者の氏名又は名称【4】	<input type="checkbox"/> チェック	
5	運搬受託者の住所【5】	<input type="checkbox"/> チェック	
6	運搬受託者の連絡先【6】	<input type="checkbox"/> チェック	
7	土壌使用者の氏名又は名称【7】	<input type="checkbox"/> チェック	
8	土壌使用者の住所【8】	<input type="checkbox"/> チェック	
9	土壌使用者の連絡先【9】	<input type="checkbox"/> チェック	
10	整理番号【10】	<input type="checkbox"/> チェック	
11	交付担当者の氏名【11】	<input type="checkbox"/> チェック	
12	交付年月日【12】	<input type="checkbox"/> チェック	
13	交付番号【13】	<input type="checkbox"/> チェック	
14	汚染土壌の荷姿【14】	<input type="checkbox"/> チェック	
15	汚染土壌の体積【15】	<input type="checkbox"/> チェック	
16	汚染土壌の重量【16】	<input type="checkbox"/> チェック	
17	汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(特定有害物質)【17】	<input type="checkbox"/> チェック	
18	汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(汚染状態)【18】	<input type="checkbox"/> チェック	
19	自然由来等形質変更時要届出区域又は要措置区域等の所在地【19】	<input type="checkbox"/> チェック	
20	搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域又は要措置区域等の名称【30】	<input type="checkbox"/> チェック	
21	搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域又は要措置区域等の所在地【31】	<input type="checkbox"/> チェック	
22	自動車等の番号【33】	<input type="checkbox"/> チェック	
23	運搬担当者の氏名【34】	<input type="checkbox"/> チェック	
24	運搬区間(開始)【35】	<input type="checkbox"/> チェック	
25	運搬区画(終了)【36】	<input type="checkbox"/> チェック	
26	引渡し年月日【37】	<input type="checkbox"/> チェック	
27	引き渡しを受けた者の氏名【48】	<input type="checkbox"/> チェック	
28	土地の形質の変更をした者の氏名【49】	<input type="checkbox"/> チェック	
29	土地の形質の変更方法【50】	<input type="checkbox"/> チェック	
30	土地の形質の変更を終了した年月日【51】	<input type="checkbox"/> チェック	
31	運搬受託者からの返送確認日【52】	<input type="checkbox"/> チェック	
32	土地の形質の変更を行った者からの返送確認日【53】	<input type="checkbox"/> チェック	
33	備考【54】(※必要に応じて入力する可能性があるため、法定データ項目に含めている。)	<input type="checkbox"/> チェック	

システムの機能		実装状況	補足事項等
1.3.2 必須機能			
1	3-1-1 ①管理票の作成	様式第29で管理票が作成できること【施行規則第67条第2項】	<input type="checkbox"/> チェック
2	3-1-2 ①管理票の作成	管理票交付者が、管理票項目番号1～9、14、17～19、30～31へ入力できること【施行規則第61条第2項第3号】	<input type="checkbox"/> チェック
3	3-1-3 ①管理票の作成	管理票交付者が、搬出届出書の添付書類として提出するため、入力データを様式第29で出力できること【施行規則第61条第2項第3号】 ※自治体によっては、入力データ（様式第29）を電子的に提出する場合もある	<input type="checkbox"/> チェック
4	3-2-1 ②交付	管理票交付者が、管理票を自動車等ごとに管理票データを引き渡すこと（交付）ができること【施行規則第66条第2号】	<input type="checkbox"/> チェック
5	3-2-2 ②交付	管理票交付者が、管理票項目番号10～13、15へ入力できること【施行規則第67条第1項第1～10号】	<input type="checkbox"/> チェック
6	3-2-3 ②交付	運搬担当者が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【施行規則第65条第13号】	<input type="checkbox"/> チェック
7	3-3-1 ③控えの保管	管理票交付者が、土壌使用者から使用終了の管理票データを得るまでの間、交付した管理票データの取り出しができること【施行規則第66条第3号】	<input type="checkbox"/> チェック
8	3-4-1 ④備付け	運搬担当者が、自動車等ごとに管理票データを表示できること【施行規則第65条第4号】	<input type="checkbox"/> チェック
9	3-5-1 ⑤回付	運搬担当者が、管理票項目番号33～36へ入力できること【施行規則第65条第13号後段、施行規則第68条第1～4号】	<input type="checkbox"/> チェック
10	3-5-2 ⑤回付	運搬担当者が、管理票項目番号37へ入力できること【施行規則第65条第14号前段】	<input type="checkbox"/> チェック
11	3-5-3 ⑤回付	運搬担当者が、管理票項目番号16へ入力できること【施行規則第68条第5号】	<input type="checkbox"/> チェック
12	3-5-4 ⑤回付	運搬担当者が、土壌使用者に対して管理票データを引き渡すこと（回付）ができること【法第20条第3項、施行規則第65条第14号後段】	<input type="checkbox"/> チェック
13	3-5-5 ⑤回付	土壌使用者（引渡しを受けた者）が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【施行規則第65条第13号前段】	<input type="checkbox"/> チェック
14	3-5-6 ⑤回付	土壌使用者（引渡しを受けた者）が、管理票項目番号48へ入力できること【施行規則第70条第1号】	<input type="checkbox"/> チェック
15	3-6-1 ⑥写しの送付	運搬受託者が、管理票交付者に運搬終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第20条第3項前段】	<input type="checkbox"/> チェック
16	3-6-2 ⑥写しの送付	管理票交付者が、運搬終了の管理票データを表示でき、管理票項目番号52へ入力できること【施行規則第69条】	<input type="checkbox"/> チェック
17	3-7-1 ⑦写しの保存	管理票交付者が、運搬終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第5項、施行規則第72条】	<input type="checkbox"/> チェック
18	3-7-2 ⑦写しの保存	運搬受託者が、運搬終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第7項、施行規則第75条】	<input type="checkbox"/> チェック
19	3-8-1 ⑧管理票の保存	土壌使用者が、管理票項目番号49～51へ入力できること【施行規則第70条第2～3号】	<input type="checkbox"/> チェック
20	3-8-2 ⑧管理票の保存	土壌使用者が、使用終了の管理票データを表示でき、5年間データ取り出しができること【法第20条第8項、施行規則第76条】	<input type="checkbox"/> チェック
21	3-9-1 ⑨写しの送付	土壌使用者が、管理票交付者に使用終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第20条第4項前段】	<input type="checkbox"/> チェック
22	3-9-2 ⑨写しの送付	管理票交付者が、使用終了の管理票データを表示でき、管理票項目番号53へ入力できること【施行規則第71条】	<input type="checkbox"/> チェック
23	3-9-3 ⑨写しの送付	土壌使用者が、運搬受託者に使用終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【法第20条第4項後段】	<input type="checkbox"/> チェック
24	3-10-1 ⑩写しの保存	管理票交付者が、使用終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第5項、施行規則第72条】	<input type="checkbox"/> チェック
25	3-10-2 ⑩写しの保存	運搬受託者が、使用終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【法第20条第7項、施行規則第75条】	<input type="checkbox"/> チェック

システムの機能		実装状況	補足事項等
1. 機能要件			
1.4 再処理汚染土壌処理施設への運搬【Case4】			
1つの汚染土壌処理施設では処理できない汚染土壌の再処理汚染土壌処理施設（他の汚染土壌処理施設）への運搬			
1.4.1 法定データ項目 【数字】：「電子管理票システムに関する手引き」で示した管理票項目番号			
1	管理票交付者の氏名又は名称(法人の場合は代表者氏名)【1】	<input type="checkbox"/> チェック	
2	管理票交付者の住所【2】	<input type="checkbox"/> チェック	
3	管理票交付者の連絡先【3】	<input type="checkbox"/> チェック	
4	運搬受託者の氏名又は名称【4】	<input type="checkbox"/> チェック	
5	運搬受託者の住所【5】	<input type="checkbox"/> チェック	
6	運搬受託者の連絡先【6】	<input type="checkbox"/> チェック	
7	処理受託者の氏名又は名称【7】	<input type="checkbox"/> チェック	
8	処理受託者の住所【8】	<input type="checkbox"/> チェック	
9	処理受託者の連絡先【9】	<input type="checkbox"/> チェック	
10	整理番号【10】	<input type="checkbox"/> チェック	
11	交付担当者の氏名【11】	<input type="checkbox"/> チェック	
12	交付年月日【12】	<input type="checkbox"/> チェック	
13	交付番号【13】	<input type="checkbox"/> チェック	
14	汚染土壌の荷姿【14】	<input type="checkbox"/> チェック	
15	汚染土壌の体積【15】	<input type="checkbox"/> チェック	
16	汚染土壌の重量【16】	<input type="checkbox"/> チェック	
17	汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(特定有害物質)【17】	<input type="checkbox"/> チェック	
18	汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(汚染状態)【18】	<input type="checkbox"/> チェック	
19	要措置区域等の所在地【19】	<input type="checkbox"/> チェック	
20	積替え場所又は保管場所【20】	<input type="checkbox"/> チェック	
21	積替え場所又は保管場所の名称【21】	<input type="checkbox"/> チェック	
22	積替え場所又は保管場所の所在地【22】	<input type="checkbox"/> チェック	
23	積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称【23】	<input type="checkbox"/> チェック	
24	積替え場所又は保管場所の連絡先【24】	<input type="checkbox"/> チェック	
25	積替え場所又は保管場所【25】	<input type="checkbox"/> チェック	
26	積替え場所又は保管場所の名称【26】	<input type="checkbox"/> チェック	
27	積替え場所又は保管場所の所在地【27】	<input type="checkbox"/> チェック	
28	積替え場所又は保管場所の所有者の氏名又は名称【28】	<input type="checkbox"/> チェック	
29	積替え場所又は保管場所の連絡先【29】	<input type="checkbox"/> チェック	
30	汚染土壌処理施設の名称【30】	<input type="checkbox"/> チェック	
31	汚染土壌処理施設の所在地【31】	<input type="checkbox"/> チェック	
32	汚染土壌処理施設の許可番号【32】	<input type="checkbox"/> チェック	

システムの機能		実装状況	補足事項等
33	自動車等の番号【33】	<input type="checkbox"/> チェック	
34	運搬担当者の氏名【34】	<input type="checkbox"/> チェック	
35	運搬区間(開始)【35】	<input type="checkbox"/> チェック	
36	運搬区画(終了)【36】	<input type="checkbox"/> チェック	
37	引渡し年月日【37】	<input type="checkbox"/> チェック	
38	自動車等の番号【38】	<input type="checkbox"/> チェック	
39	運搬担当者の氏名【39】	<input type="checkbox"/> チェック	
40	運搬区間(開始)【40】	<input type="checkbox"/> チェック	
41	運搬区画(終了)【41】	<input type="checkbox"/> チェック	
42	引渡し年月日【42】	<input type="checkbox"/> チェック	
43	自動車等の番号【43】	<input type="checkbox"/> チェック	
44	運搬担当者の氏名【44】	<input type="checkbox"/> チェック	
45	運搬区間(開始)【45】	<input type="checkbox"/> チェック	
46	運搬区画(終了)【46】	<input type="checkbox"/> チェック	
47	引渡し年月日【47】	<input type="checkbox"/> チェック	
48	引き渡しを受けた者の氏名【48】	<input type="checkbox"/> チェック	
49	運搬受託者からの返送確認日【52】	<input type="checkbox"/> チェック	
50	備考【54】 (※必要に応じて入力する可能性があるため、法定データ項目に含めている。)	<input type="checkbox"/> チェック	

システムの機能		実装状況	補足事項等
1.4.2 必須機能			
1	4-1-1 ①管理票の作成	様式第29で管理票が作成できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第67条第2項】	<input type="checkbox"/> チェック
2	4-1-2 ①管理票の作成	管理票交付者（汚染土壌処理業者）が、管理票項目番号1～9、14、17～19、30～32へ入力できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第61条第2項第3号】	<input type="checkbox"/> チェック
3	4-2-1 ②交付	管理票交付者（汚染土壌処理業者）が、管理票を自動車等ごとに管理票データを引き渡すこと（交付）ができること【処理業省令第5条第23号⇒規則第66条第2号】	<input type="checkbox"/> チェック
4	4-2-2 ②交付	管理票交付者（汚染土壌処理業者）が、管理票項目番号10～13、15へ入力できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第67条第1項第1～10号】	<input type="checkbox"/> チェック
5	4-2-3 ②交付	運搬担当者①が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第65条第13号】	<input type="checkbox"/> チェック
6	4-3-1 ②控えの保管	管理票交付者（汚染土壌処理業者）が、運搬受託者から処理終了の管理票データを得るまでの間、交付した管理票データの取り出しができること【処理業省令第5条第23号⇒規則第66条第3号】	<input type="checkbox"/> チェック
7	4-4-1 ④備付け	運搬担当者①が、自動車等ごとに管理票データを表示できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第65条第4号】	<input type="checkbox"/> チェック
8	4-5-1 ⑤回付	運搬担当者①が、管理票項目番号33～36へ入力できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第65条第13号後段、規則第68条第1～4号】	<input type="checkbox"/> チェック
9	4-5-2 ⑤回付	運搬担当者①が、管理票項目番号37へ入力できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第65条第14号前段】	<input type="checkbox"/> チェック
10	4-5-3 ⑤回付	運搬担当者①が、運搬担当者②に対して管理票データを引き渡すこと（回付）ができること【処理業省令第5条第23号⇒規則第65条第14号後段】	<input type="checkbox"/> チェック
11	4-5-4 ⑤回付	運搬担当者②が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第65条第13号前段】 ※積替えがされた場合、管理票項目番号15（体積）が変化するため、その情報が確認できる必要がある点に留意が必要	<input type="checkbox"/> チェック
12	4-6-1 ⑥備付け	運搬担当者②が、自動車等ごとに管理票情報を表示できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第65条第4号】	<input type="checkbox"/> チェック
13	4-7-1 ⑦回付	運搬担当者②が、自動車等ごとに管理票データを表示できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第65条第4号】	<input type="checkbox"/> チェック
14	4-7-2 ⑦回付	運搬担当者②が、管理票項目番号38～41へ入力できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第65条第13号後段、規則第68条第1～4号】	<input type="checkbox"/> チェック
15	4-7-3 ⑦回付	運搬担当者②が、管理票番号42へ入力できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第65条第14号】	<input type="checkbox"/> チェック
16	4-7-4 ⑦回付	運搬担当者③が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第65条第13号前段】 ※積替えがされた場合、管理票項目番号15（体積）が変化するため、そのデータが確認できる必要がある点に留意が必要	<input type="checkbox"/> チェック
17	4-8-1 ⑧備付け	運搬担当者③が、自動車等ごとに管理票データを表示できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第65条第4号】	<input type="checkbox"/> チェック
18	4-9-1 ⑨回付	運搬担当者③が、管理票項目番号43～46へ入力できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第65条第13号後段、規則第68条第1～4号】	<input type="checkbox"/> チェック
19	4-9-2 ⑨回付	運搬担当者③が、管理票番号47へ入力できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第65条第14号】	<input type="checkbox"/> チェック
20	4-9-3 ⑨回付	運搬担当者③が、管理票項目番号16へ入力できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第68条第5号】	<input type="checkbox"/> チェック
21	4-9-4 ⑨回付	運搬担当者③が、処理受託者（再処理汚染土壌処理業者）に対して管理票データを引き渡すこと（回付）ができること【処理業省令第5条第23号⇒法第20条第3項、規則第65条第14号後段】	<input type="checkbox"/> チェック
22	4-9-5 ⑨回付	処理受託者（再処理汚染土壌処理施設において引渡しを受けた者）が、入力された管理票データを表示でき、データに誤りがないかどうか確認できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第65条第13号前段】	<input type="checkbox"/> チェック
23	4-9-6 ⑨回付	処理受託者（再処理汚染土壌処理施設において引渡しを受けた者）が、管理票項目番号48へ入力できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第70条第1号】	<input type="checkbox"/> チェック

システムの機能		実装状況	補足事項等
24	4-10-1 ㊸写しの送付	運搬担当者③が、運搬受託者に運搬終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【処理業省令第5条第23号⇒法第20条第7項、規則第75条】	<input type="checkbox"/> チェック
25	4-10-2 ㊸写しの送付	運搬受託者が、管理票交付者（汚染土壌処理業者）に運搬終了の管理票データを引き渡すこと（送付）ができること【処理業省令第5条第23号⇒法第20条第3項前段】	<input type="checkbox"/> チェック
26	4-10-3 ㊸写しの送付	管理票交付者（汚染土壌処理業者）が、運搬終了の管理票データを表示でき、管理票項目番号52へ入力できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第69条】	<input type="checkbox"/> チェック
27	4-11-1 ㊸写しの保存	管理票交付者（汚染土壌処理業者）が、運搬終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【処理業省令第5条第23号⇒法第20条第5項、規則第72条】	<input type="checkbox"/> チェック
28	4-11-2 ㊸写しの保存	運搬受託者（汚染土壌処理業者）が、運搬終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【処理業省令第5条第23号⇒法第20条第7項、規則第75条】	<input type="checkbox"/> チェック
29	4-12-1 ㊸管理票の保存	処理受託者（再処理汚染土壌処理業者）が、管理票項目番号49～51へ入力できること【処理業省令第5条第23号⇒規則第70条第2～3号】	<input type="checkbox"/> チェック
30	4-12-2 ㊸管理票の保存	処理受託者（再処理汚染土壌処理業者）が、処理終了の管理票データを表示でき、5年間データの取り出しができること【処理業省令第5条第23号⇒法第20条第8項、規則第76条】	<input type="checkbox"/> チェック

青字：添付資料として必要となる書類

システムの機能	実装状況	補足事項等
2. セキュリティ要件		
2.1 不正利用防止に関する項目		
電子管理票システムの不正利用による電子管理票データの意図的な操作により利用者がトラブルに巻き込まれること等を防止する項目		
1 利用者の特定（利用者の認証機能） 汚染土壌の搬出・運搬・処理に関わる管理票交付者等は、電子管理票の各データ項目について入力する必要がある。管理票交付者等以外の者による入力を防止するため、電子管理票システムにアクセスする利用者の認証を行う機能として、ID・パスワード等の方式による認証が備えられている。		
2 アクセス制限（アクセス制御機能） 契約書等 土対法では、管理票の交付等について、管理票交付者等のうち誰がどのタイミングで管理票の各項目を記載するかを規定しており、電子管理票システムにおいても、これらの規定に対応する者のみが各データ項目を入力できるようにしている。そのため、アクセス権を利用者に応じて制御する機能を備えとともに、アクセス権の割当てが適切に設計されている。また、利用者には 契約書等 を通じて、利用者ごとのアクセス制限を示している。		
3 改ざん防止（ログ管理機能） 電子管理票データ改ざん等を防止するため、システムへのアクセス状況・動作状況等が記録されるログを管理し、データの変更内容、変更者等に対するすべての証拠を記録する機能を備え、サーバやその他機器類の時刻を同期している。また、ログデータの長期間保管における保護（消失・破壊・改ざん等の脅威への対抗）のため、措置を講じている。		
2.2 情報セキュリティに関する項目		
電子管理票システムはインターネットの利用を前提としており、情報セキュリティ上の問題が発生した場合、利用者の被害が大きくなる可能性があるため、利用者がこうした問題に直面しないようなセキュリティ対策に関する項目		
4 データのバックアップ 電子管理票システムに蓄積された電子管理票データのバックアップの定期的な実施、世代管理やリストアテスト（バックアップデータが正常に元の状態に復元できることを確認するテスト）を実施することができる。		
5 アプリケーション等に関する共通の対策 手順書 ・アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器、ネットワークの稼働状況、障害を監視し、異常を検知することができる。 ・アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器について、定期的に脆弱性診断を実施している。また、脆弱性に関する情報（OS、その他ソフトウェアのバッチ情報等）を定期的に収集し、パッチによる更新を実施することができる。 ・アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、ネットワークの運用・管理に関する 手順書 を備えている。		
6 アプリケーション、プラットフォーム ・利用者に通知するID・パスワードが暗号化されている。暗号化が行われない場合は、ID発行時にその旨を利用者に通知することができる。 ・利用者からの要請があった場合、直ちに当該IDによるシステムの利用を停止することができる。 ・暗号化のアルゴリズムは、最新版の『電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）（デジタル庁・総務省・経済産業省）』に記載されたものである。 ・利用者との通信は、TLS1.2以上の方法で暗号化されている。		
7 ネットワーク ・ファイアウォール、リバースプロキシの導入等により、外部及び内部からの不正アクセスを防止している。 ・フィッシング等を防止するため、サーバ証明書の取得等の必要な対策を実施している。		
8 物理的セキュリティ ・サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等は、重要な物理的セキュリティ境界（カード制御による出入口、有人の受付等）に対して個人認証システムを用いた入退室管理が実施されている部屋に設置されている。 ・サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等は、適切に管理された鍵が取り付けられたサーバールームやラックに設置されている。		

システムの機能	実装状況	補足事項等
9 クラウドサービスの利用【利用がある場合】		
<p>9-1. インターネット回線とクラウド基盤の接続点の通信の監視</p> <p>外部ネットワークを利用した情報交換において、インターネット回線とクラウド基盤の接続点の通信を監視し、情報の盗聴・改ざん・誤った経路での通信・破壊等から保護するため、通信の暗号化が行われている。</p>		
<p>9-2. クラウドサービスの委託先による情報の管理・保管 手順書</p> <p>・ サービスデータ、アプリケーションやサーバ・ストレージ等の管理情報及び電子管理票システムの構成情報の定期的なバックアップを実施している。</p> <p>・ バックアップの方法（フルバックアップ、差分バックアップ等）・対象・世代管理方法・実施インターバル・リストア方法等に関する手順書を備えている。</p>		
<p>9-3. クラウドサービス上の脆弱性対策</p> <p>仮想サーバ等のホスト側のOS、ソフトウェア、アプリケーションにおける脆弱性の判定と対策を実施している。</p>		
<p>9-4. クラウドサービス上で取り扱う情報の安全性確保</p> <p>データベースの安全性を確保するためにID・パスワード等でアクセスを制御されている。また、ID・パスワードは厳密に管理されている。</p>		
<p>9-5. 利用者の意思によるクラウドサービス上で取り扱う情報の確実な削除・廃棄 契約書等</p> <p>契約書に記載された期日に達した際、自動あるいは手動により電子管理票データを削除し、当該データは再現できないことを契約書等を通じて利用者に示している。</p>		
<p>9-6. 利用するクラウドサーバの安全性対策 契約書等</p> <p>・ クラウドサービスは情報セキュリティ監査の観点から各種の認定・認証制度の適用状況等、総合的・客観的に評価できるクラウドサーバにてサービスを提供し、データセンターの客観的な安全性評価について契約書等を通じて利用者に示している。</p> <p>・ 日本国の法律及び締結された条約が適用される国内データセンターと日本国に裁判管轄権があるクラウドサービスである。ただし、データの保存性、災害対策等からメリットがある場合、または争訟リスク等を踏まえ海外にあることが特に問題ないと認められる場合はこの限りではない。</p>		
<p>10 電子管理票データに係る目標復旧時点（RPO）、目標復旧時間（RTO）等の指標 契約書等</p> <p>電子管理票システムの継続性を確保するため、システム停止等の不測の事態時における影響を軽減する有効な機能を活用した構成機器、稼働性能等より、目標復旧時点（RPO）、目標復旧時間（RTO）等の指標について、契約書等を通じて利用者に示している。なお、このとき、利用者には、個々のトラブル事案によって復旧に係る対応方法、対応時間等が異なることも踏まえつつ、可能な限り迅速かつ正確な復旧作業が行われるような内容を示すものであること。</p>		
<p>11 電子管理票システムの運営・システム提供事業者の情報セキュリティ システム構成書・ 手順書・契約書等</p> <p>・ 蓄積するデータ及び情報は、機密性・完全性・可用性を確保している。</p> <p>・ 情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の電子管理票システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を作成している。また、実際に当該文書に沿った構成としている。</p> <p>・ サービスの継続性を確保するため、システム停止等の不測の事態時における迅速な復旧を行う方法の手順書を備えている。また、不測の事態時において利用者が行うべき対応方法について契約書等を通じて利用者に示している。</p> <p>・ 確実かつ不中断的な情報セキュリティの確保について、各種の認定・認証制度の適用状況等の客観的な評価に基づき、契約書等を通じて利用者に示している。</p>		

システムの機能	実装状況	補足事項等
3. 任意拡充機能		
3.1 管理票交付者向けの任意拡充機能		
1 運搬過程の把握 汚染土壌の運搬過程（車両運搬中や積替え・保管中等）を確認できる機能		
2 搬出予定情報の伝達 運搬車両・台数等の情報を運搬受託者や処理受託者へ伝達できる機能		
3 運搬・処理終了報告通知 運搬終了報告や処理終了報告があった旨を自動で通知できる機能		
4 運搬・処理報告期限チェック 運搬期限や処理期限の自動チェック機能及びアラーム機能		
5 管理票入力支援 管理票データの入力漏れの自動チェック機能及びアラーム機能		
6 汚染土壌の集計 指定した期間内に交付した管理票から搬出量を集計・出力できる機能		
7 代金支払補助 管理票データを基に運搬・処理費の支払いに活用できる機能		
8 報告への活用 自治体への措置完了報告等に利用できるように搬出量を集計・出力できる機能		
9 管理票複数枚作成 複数の管理票を一括して作成し、整理番号を付与できる機能		
3.2 運搬受託者・処理受託者向けの任意拡充機能		
1 運搬過程の把握 汚染土壌の運搬過程（車両運搬中や積替え・保管中等）を確認できる機能		
2 船舶輸送の報告 船舶において一括して運搬終了報告ができる機能		
3 搬出予定情報の確認 運搬車両・台数等の情報について管理票交付者等間で確認できる機能		
4 運搬・処理報告期限チェック 運搬期限や処理期限の自動チェック機能及びアラーム機能		
5 管理票入力支援 管理票データの入力漏れの自動チェック機能及びアラーム機能		
6 代金請求補助 管理票データを基に運搬・処理費の請求等に活用できる機能		
7 車両出発情報伝達 搬出現場等からの車両が出発した旨の情報が入手できる機能		
8 運搬請負者への送付 運搬終了の管理票データを運搬受託者以外の運搬請負者に引き渡すこと（送付）ができる機能		
9 報告への活用 自治体への処理状況報告に利用できるように処理量を集計・出力できる機能		

システムの機能	実装状況	補足事項等
3.3 自治体向けの任意拡充機能		
1 自治体の閲覧 自治体が関係する管理票データを閲覧・出力できる機能		
2 搬出汚染土壌量集計 所管する搬出区域、積替え・保管場所毎の汚染土壌量を集計・出力できる機能		
3 運搬・処理過程の把握 汚染土壌の運搬（車両運搬中や積替え・保管中等）・処理過程を確認できる機能		
4 措置完了報告等での活用 措置完了報告時に管理票データを閲覧・出力できる機能		
5 汚染土壌処理業者の処理量集計 所管する汚染土壌処理施設における処理量を集計・出力できる機能		
6 搬出区域・施設等の検索 搬出区域、積替え・保管場所、汚染土壌処理施設を検索できる機能		
3.4 推奨データ項目		
1 土壌の種類 ①法対象土壌、②法対象外土壌が入力できる機能		
2 要措置区域等の種別 ①要措置区域、②形質変更時要届出区域（自然由来特例区域）、③形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）、④形質変更時要届出区域（埋立地管理区域）、⑤形質変更時要届出区域（一般管理区域）が入力できる機能		
3 指定の有無 ①臨海部特例区域指定の有無、②自然由来等形質変更時要届出区域指定の有無が入力できる機能		
4 搬出先の種別 ①汚染土壌処理施設、②飛び地間移動、③区域間移動が入力できる機能		
5 運搬の種別 ①1次運搬(1次管理票)、②2次運搬(2次管理票)、③3次運搬以上(3次管理票以上)が入力できる機能		

4. その他の任意拡充機能	
管理票交付者等に対する利用の利便性向上等を目的とした独自の機能	
1 実装している機能名 :	
機能内容 :	
2 実装している機能名 :	
機能内容 :	
3 実装している機能名 :	
機能内容 :	
4 実装している機能名 :	
機能内容 :	
5 実装している機能名 :	
機能内容 :	
6 実装している機能名 :	
機能内容 :	
7 実装している機能名 :	
機能内容 :	
8 実装している機能名 :	
機能内容 :	
9 実装している機能名 :	
機能内容 :	
10 実装している機能名 :	
機能内容 :	

その他の任意拡充機能（一例）

電子管理票データの取り出し可能な期間の延長：必須機能である5年間よりも長い期間のデータ取り出しを可能としている。

タイムスタンプ付与：システムから電子管理票データを取り出す際にタイムスタンプが付与される。

ワンタイムパスワードによる多要素認証：利用者がシステムにログインする際、ID・パスワード以外にワンタイムパスワードによる認証確認を行う。

5. PR、その他 ※システムの特徴の紹介や利用時に受けられるサービス等、利用者へのPR事項等を記入してください。

A large yellow rectangular area intended for entering PR items. The area is empty, indicating that no text has been entered yet.